会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査 の結果について」

平成18年10月

会 計 検 査 院

参議院決算委員会において、平成17年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、各府省等におけるコンピュータシステムについて会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同月8日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成18年10月 会 計 検 査 院

目 次

粐	1	仅	旦の月	京以	い夫	・心でも	Λ <i>і</i> Л	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	I
1	村	查角	の要請	の内	容・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	Z	F成	15年度	決算	審查	措置	置要	求	決	議(の	内	容	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	Ξ	国の	情報通	信技	術に	係る	5施	策	の [;]	概.	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	(1)	Г	e-Japaı	n戦	各」な	から	Γ:	ΙŢ	新	约	耳	鲜	比略	ר ב	₹	₹ T	T	杝	扔	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	(2)	電	子政府	構築	計画	ī の 根	既要	<u>.</u>	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	4
	(3)	業	務・シ	ステ	ムの	最通	鱼化	<u>,</u> •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(4)	Ι	T関係	予算	の推	移・	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
4	V	F成	14年度	決算	検査	報台	まに	.掲	記	し	た	事	項	の	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
5	村	查角	の観点	i、着	眼点	及て	が方	法	•		•			•	•		•		•			•	•	•	•		•		•		•	6
第	2	検	査の結	果・					•	•	•			•	•	•	•		•			•	•	•	•		•		•			8
1	含	5府	省の株	式会	社工	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	・テ	· 1	•	テ	1		デ	_	タ	等	⊐ ∶	ン	ピ	ュ		タ :	シラ	ス :	テ.	<u>ا</u> :	会	社				
	lä	こ対	する事	務・	業務	子の君	託	契	約	න :	状	況	•	•			•	•		•	•		•	•	•	•	•			•		8
	(1)	玉	におけ	·る情	報シ	゚スぅ	- 스	関	係	の !	契	約	ග ්	概	況			•		•	•		•	•	•	•		•	•	•		8
	7	7	契約及	び支	払の)状炎	₹.		•					•	•		•					•	•	•					•			8
	1	ſ	契約内	容別	の状	況・			•														•	•	•							9
	(2)	契	約相手	方・					•														•	•	•							10
	 7	7	契約相	手方	別の)状没	₹•																•	•	•							10
	1	ſ	省庁別	の契	約相	手方	<u></u>							•	•								•	•	•		•					11
	(3)	契	約方式	;					•						•																	13
	` _		契約方			ļ.,						•	•	•				•		•			•	•		•				•		14
	•		契約内																													15
			省庁別																													16
	-		請又は			-																										17
	· · /		下請等																													18
			下請等																													19
2	,		・運用																													

	(1) 侈	保守・運用契約	約の競争性	生・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	ア	契約方式・			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	1	随意契約の違	適用理由		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	21
	ウ	契約方式と落	落札比率		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•		•	•	•	•	•	•	22
	エ	契約方式別(の仕様書の	の内	容		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	23
	オ	競争性の拡大	大の検討		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•		•	•	•		•	25
	(2) 侈	保守・運用契約	約の予定の	西格	の貧	拿定	状	況	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•		•	•	•		•	27
	ア	予定価格の	既要・・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	28
	1	予定価格の領	算定方法		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•		•	•	•		•	28
	ウ	業務実績等の	の検証・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•		•	31
3	主な	ネシステムのタ	利用の状況	兄・	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•		•	•	•		•	34
	(1) 電	『子申請等関 伯	系システム	ムの	利月	刊状	況	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	34
	ア	システムのホ	既要等・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	34
	1	システムのタ	利用可能	手続	の丬	犬況	ļ. •	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	35
	ウ	システムの	利用状況		•		•	•	•	•	•		•	•	•	 •	•		•	•	•	•	•	•	39
	エ	システムのタ	利用の向」	Lات	向广	ナた	:課:	題	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	42
	オ	国における	取組状況		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	44
	(2) 電	『子入札シス	テムの利用	甲状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	45
	ア	システムのホ	既要等・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	45
	1	システムの	尊入状況		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	45
	ウ	システムのタ	利用状況		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	46
	エ	システムのタ	利用の向」	Lات	向广	ナた	:課:	題	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•		•	49
	オ	国における	取組状況		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	50
4	情朝	受セキュリテ.	ィの管理値	本制	のキ	犬況	ļ. •	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	52
	(1) 情	賃報セキュリ :	ティ管理(の必	要怕	生・	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	52
	(2) 情	賃報セキュリ :	ティ対策の	の状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	ア	サーバルー	ムに関する	るセ	+ :	ıIJ	テ	イ :	対	策	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	53
	1	L A N に関	するセキュ	ュリ	ティ	1対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	54
	ウ	データに関	するセキュ	ュリ	ティ	1対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•		•	•	•	•	•	•	55
	エ	PCの利用I	こ関する	セキ	ᆚ	ノテ	1	対	策		•		•	•	•	 •	•		•			•		•	57

オ	私用PCに関するセキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・	60
カ	セキュリティ対策状況のバランスマップ・・・・・・・・・・・・・	61
(3) 情	青報セキュリティの管理体制等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	62
ア	情報セキュリティポリシーの策定等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
1	情報セキュリティのための管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
ウ	情報セキュリティに係る監査等の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
エ	ポリシーの見直し状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
(4) 🗉	国の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
5 電子	子政府構築計画に基づく「業務・システム最適化計画」の作成を予定している	
シフ	ステム(レガシーシステムを含む)の現状と最適化に向けた取組の状況・・・	67
(1)	業務・システム最適化計画策定対象のシステムの現状・・・・・・・・・・	67
ア	最適化計画策定対象の業務・システムの概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
1	対象業務・システムに係る16年度の経費・・・・・・・・・・・・・・	67
ウ	レガシーシステムの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
エ	データ通信役務契約の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
(2)	業務・システムの最適化計画の策定状況・・・・・・・・・・・・・・・	76
ア	最適化計画の策定までの手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
1	刷新可能性調査の実施、見直し方針及び最適化計画の策定の状況・・・・・	77
ウ	CIO補佐官の関与状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
(3)	最適化計画で示された経費削減効果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
ア	最適化計画を実施した場合の費用の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
1	最適化による経費削減効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
ウ	業務の見直しに向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
(4)	最適化の精度の確保とその課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
ア	機能情報関連図の整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
1	業務・システムの最適化へ向けての調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	97
(5) L	レガシーシステム及びデータ通信サービス契約の見直しの方向性・・・・・・	105
ア	レガシーシステム刷新に向けた計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
1	データ通信サービス契約の検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
6 右を	を踏まえた決算内容の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109

(1)	国における情報システム関係の契約の状況・・・・・・・・・・・ 109	
(2)	呆守・運用業務の契約の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 109	
(3)	国民によるシステムの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・ 110	
(4)	青報セキュリティ対策及びその管理体制の状況・・・・・・・・・ 111	
(5)	養務・システム最適化計画策定対象のシステムの現状	
	≃最適化に向けた取組の状況・・・・・・・・・・・・・・・ 111	
第3	食査の結果に対する所見・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113	
別表・		

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一)検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、国会、裁判所、会計検査院

(二)検査の内容

各府省等におけるコンピュータシステムについての次の各事項

- 1 各府省の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等コンピュータシステム会社に対する事務・業務の委託契約の状況
- 2 保守・運用契約の競争性、経済性の状況
- 3 主なシステムの利用の状況
- 4 情報セキュリティの管理体制の状況
- 5 電子政府構築計画に基づく「業務・システム最適化計画」の作成を予定 しているシステム(レガシーシステムを含む)の現状と最適化に向けた 取組の状況
- 6 右を踏まえた決算内容の検証

2 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、 同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関連する項目の内容は、以下のとおりである。

5 ITシステムの見直しについて

現在、政府部内には、厚生労働省の「社会保険オンラインシステム」を始めとするレ

ガシー・システムが合計36あり、平成17年度予算で約3572億円の経費が計上されている。また、このほかに、「人事給与システム」や「災害管理システム」などの多くのITシステムがある。

これらのITシステム、とりわけレガシー・システムの調達は、技術的専門性の高さから、その多くがシステム事業者任せになり、システムの詳細がどうなっているのか、各府省側でその内容の把握が不十分なまま特定事業者との間で随意契約が繰り返され、その結果、不透明な契約内容、割高な契約額、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の帰属、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債の存在、政府全体として平成15年度におけるIT調達にかかわる決算額を確定することのできない事実等の多くの問題が生じている。

一方、会計検査院の「決算確認システム」では、その運用業務委託契約の業務内容を全面的に見直すとともに、契約方法を随意契約から一般競争契約へ移行させた結果、委託経費がそれまでの約30分の1に削減できたように多大の成果も見られる。政府は、今後、レガシー・システムを含む77のITシステムについて「業務・システム最適化計画」を作成しシステムの全面見直しを進めていく中で、システム事業者が開発したソフトウェアの著作権の各府省への帰属の実現、システム開発費を分割払としたことによる多額の残債問題の解消等に努め、汎用コンピュータのオープンシステム化、データ通信サービス契約そのものの見直し、随意契約から競争契約への移行等の改善を図るとともに、当該調達にかかわる決算内容の検証・評価を厳正に行うべきである。

また、会計検査院は、以上の観点に留意して会計検査を実施すべきである。

3 国の情報通信技術に係る施策の概要

(1) 「e-Japan 戦略」から「IT新改革戦略」までの概況

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、13年1月、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。)が施行され、IT基本法に基づいて、内閣に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)が設置された。

そして、IT戦略本部では、すべての国民が情報通信技術(IT)を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、5年以内に世界最先

端のIT国家となることを目指して、13年1月に「e-Japan 戦略」を策定した。同戦略では、重点政策分野として、 超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策、 電子商取引と新たな環境整備、 電子政府の実現、 人材育成の強化の4つを掲げている。その後、IT戦略本部は、15年7月に、IT戦略の柱である基盤整備は達成されつつあるとして、IT利活用による「元気・安心・感動・便利」社会を目指して、「e-Japan

戦略 」を策定した。さらに、これを加速させ、17年までに世界最先端のIT国家になるとの目標を達成するため、16年2月に、「e-Japan 戦略 加速化パッケージ」を、また、17年2月には、国民に身近な分野を中心として取組をさらに強化することとして「IT政策パッケージ2005」を策定した。

また、この間、IT戦略本部は、IT基本法に基づき、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策について、13年3月、14年6月、15年8月及び16年6月に、それぞれ「e-Japan 重点計画」を策定している。

そして、18年1月、IT戦略本部は、「e-Japan 戦略」の5年間に、我が国が世界最先端のIT国家となった一方で、IT利用・活用における国民満足度の向上、情報活用における格差の是正等について依然として課題が存在しているとして、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目指して、「IT新改革戦略」を策定し、同年7月には「重点計画-2006」を策定した。

<我が国のIT戦略の推移>

くおか国の	リエト戦略の推修>
平成13.1	IT基本法成立 IT戦略本部設置 e-Japan 戦略
3	e-Japan 重点計画
14 . 6	e-Japan 重点計画-2002
15 . 7	e-Japan 戦略
8	e-Japan 重点計画-2003
16 . 2	e-Japan 戦略 加速化パッケージ
6	e-Japan 重点計画-2004
17 . 2	IT政策パッケージ2005
18 . 1	IT新改革戦略
7	重点計画-2006

(2) 電子政府構築計画の概要

I T戦略本部は、関係行政機関相互の緊密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立するなどのため、14年9月に各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(以下「CIO連絡会議」という。)を設置した。このCIO連絡会議は、15年7月に電子政府構築に係る基本的考え方や具体的取組を定めた「電子政府構築計画」を策定した。

本計画は、15年度から17年度までの3箇年計画とし、全府省を対象に、「利用者本位の行政サービスの提供」及び「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として掲げ、これらの目標を達成するため、「国民の利便性・サービスの向上」、「IT化に対応した業務改革」、「共通的な整備環境」を施策の基本方針としている。

そして、「国民の利便性・サービスの向上」ではオンライン利用の促進のための環境整備等を、「IT化に対応した業務改革」では業務・システムの最適化等を、「共通的な環境整備」では、外部専門家の活用等によりCIO補佐官を配置するなどの推進体制の充実・強化、情報セキュリティ対策等の充実・強化等をそれぞれ推進することとしている。

一方、各府省では、それぞれ府省別の電子政府構築計画を策定しており、その一部 (注1) として、レガシーシステムについて「見直しのための行動計画」を策定している。

(注1) レガシーシステム 汎用コンピュータやオフコン(開発事業者独自の OSを搭載した中型コンピュータ)を使用したシステム及びこれら に接続するためのシステム、又は平成6年以降随意契約が継続してい るシステムのいずれかに該当するシステムで、年間10億円以上の経 費を要する情報システムをいう。

(3) 業務・システムの最適化

政府は、電子政府構築計画において、政府全体の業務・システムの体系的な整理を 実施し、これを踏まえ、各府省に共通する業務・システム(関係府省が一部のものを 含む。以下「共通業務・システム」という。)21及び各府省の個別の業務・システム(以 下「個別業務・システム」という。)56、計77業務・システムについて、業務や制度の 見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とし、併せてこれら による運用経費や業務処理時間の削減効果(試算)を数値で明示した「最適化計画」 を17年度末までに策定することとした。

この最適化計画は、共通業務・システムについては担当府省において、また、個別 業務・システムについては当該府省において、それぞれ17年度末までのできる限り早 期に策定することとしている。そして、いずれの府省にあっても、最適化計画の策定 に向け、当該最適化の基本理念及び具体的な改革事項を内容とする「業務・システム の見直し方針」を17年6月までに策定することとしている。

また、レガシーシステムについては、当該システムを保有する府省において、前記の行動計画に基づき、「刷新可能性調査」を実施するなどして、必要な見直しを行うこととしている。

そして、業務・システムの最適化を政府全体として整合性を確保しつつ進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一的実施手順を定めた「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」(CIO連絡会議決定)等を作成し、各最適化計画の策定に活用することとしている。

(4) IT関係予算の推移

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算は、内閣官房が実施した調査によると、図表0-1のとおりとなっており、16、17両年度においても1兆3千億余円の多額に上っている。

また、総務省が取りまとめている行政機関の情報システム関係予算についてみると、 図表0-1のとおり、各年度とも6000億円前後となっている。

図表0-1 IT関係予算の推移

(単位:億円)

年度	高度情報通信ネ 予算	高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する 予算 										
	行政機関	国会、裁判所、 会計検査院	合 計	行政機関								
15	14,585	159	14,744	6,110								
16	13,315	157	13,472	6,192								
17	12,951	138	13,090	5,773								

(注)「情報システム関係予算」とは、各府省の情報システム開発に要する経費、 電子計算機運用等に要する経費及び情報システム振興等経費である。

4 平成14年度決算検査報告に掲記した事項の概要

会計検査院では、15年次において、内閣ほか14府省等が行った行政の情報化に係る情報システムの調達に関する契約状況等を横断的に検査した。

検査の結果、競争契約の割合が随意契約の割合に比べて低く、また、仕様書等の作成における発注者としての主体的な関与、契約後の開発工程の管理、開発・改良後の権利関係の明確化等が十分には図られていないなどの状況が認められた。

したがって、情報システムの調達を行う府省等においては、発注者の主体的な関与を 高め、契約における競争性・透明性を向上させ、契約後においても受注者との緊張関係 を保持するとともに、ソフトウェア等に関する国の権利を適切に管理するなどして、よ り効率的、効果的な調達が行われることなどが望まれる旨を、平成14年度決算検査報告 の「国の情報システムの調達に関する契約と行政の情報化の推進体制について」に「特 定検査対象に関する検査状況」として記述している。

5 検査の観点、着眼点及び方法

検査に当たっては、合規性、経済性・効率性、有効性等の観点から、上記15年次の検査状況も踏まえながら、主として契約の競争性、システムの利用、情報セキュリティの対策、最適化計画の効果に着眼し、検査要請のあった事項について、内閣ほか14府省等の本省及び外局等(以下「省庁」という。)42省庁すべてについて資料の提出を求めるとともに、このうち、35省庁については検査人日数189人日をもって実地検査を実施し、契約関係書類、業務・システム最適化計画関係書類等の内容を調査するなどした。

実地検査箇所の内訳は、次のとおりである。

(内訳)

検査対象機関	検査箇所	実地検査の実施状況
内閣	内閣官房 内閣法制局 人事院	
内閣府	内閣本府 宮内庁 公正取引委員会 警察庁 防衛本庁 防衛施設庁 金融庁	
総務省	本省 公害等調整委員会 消防庁	
法務省	本省 公安審査委員会 公安調査庁	

外務省	外務省	
財務省	本省 国税庁	
文部科学省	本省 文化庁	
厚生労働省	本省 中央労働委員会 社会保険庁	
農林水産省	本省 林野庁 水産庁	
経済産業省	本省 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁	
国土交通省	本省 船員労働委員会 気象庁 海上保安庁 海難審判庁	
環境省	環境省	
国会	衆議院 参議院 国立国会図書館	
裁判所	最高裁判所	
会計検査院	会計検査院	
合計 15府省等	42省庁	35省庁

(注) は実地検査を実施した省庁である。

第2 検査の結果

- 1 各府省の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ等コンピュータシステム会社に対する事務・業務の委託契約の状況
 - (1) 国における情報システム関係の契約の概況

国の情報システム関係の契約には開発、買取り、賃貸借、運用等様々な内容のものがあり、その全体像は国の決算関係書類から直ちに把握することはできないため、各府省等のそれぞれの契約実績を積み上げる必要がある。

この点については、参議院決算委員会において、17年6月になされた「平成15年度決算に関わる内閣に対する警告決議」、「平成15年度決算審査措置要求決議」等を踏まえ、内閣官房、総務省及び財務省が、同年7月に、「最適化計画策定対象業務・システムに係る情報システム関係予算の執行状況調査」(以下「政府調査」という。)を実施している。政府調査は、行政機関を対象機関とし、最適化計画策定対象の77業務・システム(巻末の別表 参照)に係る16年度の情報システム関係予算の執行状況を調査したものであり、その対象範囲は、16年度予算ベースでみると、行政機関における情報システム関係予算全体の約80%に相当している。

今回の会計検査院の検査においては、行政機関の契約状況について、政府調査の内容を確認した上で分析するとともに、政府調査の対象機関となっていない国会、裁判所及び会計検査院の契約状況については、16年度支払金額(単価契約の場合は年間支払金額)が100万円以上のものにつき資料の提出を受け、これを対象に分析した。

ア 契約及び支払の状況

16年度における国の情報システム関係の契約件数及び支払金額は、図表1-1のとおりである。

すなわち、最適化計画策定対象の77業務・システムに係るものは、契約件数 6,111件、支払金額4653億円となっており、これに国会、裁判所及び会計検査院の 分を含めると、契約件数6,475件、支払金額4773億円となっている。

これを会計別にみると、一般会計1891億円(39.6%)、特別会計2862億円 (59.9%)となっており、特別会計の中では、厚生保険特別会計、登記特別会計等 の支払金額が多額となっている。

図表1-1 国における情報システム関係の契約及び支払の状況(16年度)

(単位:件、百万円)

		区分	行政	機関	国会、裁判所及	及び会計検査院		·計
会	計		件数	金額	件数	金額	件数	金額
— f	般会計		5,078	177,184	364	11,935	5,442	189,120
特別	引会計		1,027	286,206	/	/	1,027	286,206
	うち	厚生保険	65	96,397			65	96,397
		登記	142	55,621			142	55,621
		労働保険	211	55,039			211	55,039
		特許	159	51,910			159	51,910
		国民年金	37	16,480			37	16,480
		その他	413	10,756	/		413	10,756
複	数会計7	からの支出	6	1,979			6	1,979
	Ė	i†	6,111	465,370	364	11,935	6,475	477,305

注(1) 「行政機関」の「件数」については、複数の契約をまとめて1件としているものや、同一の 契約が複数の業務・システムに関連しているために複数件数としているものが一部ある。 注(2) 全額は五万円未満を担けたてているため、各項目の数値を会計してま会計機の数値と一致し

イ 契約内容別の状況

6,475件の契約に係る支払金額を契約内容別にみると、図表1-2及び1-3のとおり、 (注2) データ通信役務契約1613億円(33.8%)、ハードウェア、ソフトウェア両者の賃貸 借1340億円(28.0%)、システム整備495億円(10.3%)、運用、運用支援の請負 等285億円(5.9%)等となっている。

このうち、データ通信役務契約は、大規模なソフトウェア開発経費を含めて役務 の対価を支払っているものがあるため、支払金額全体に占める割合は大きくなって いる。

(注2) データ通信役務契約 電気通信事業者が定める約款に基づき、当該事業者が提供する電子計算機及びこれに接続する電気通信回線からなる電気通信設備を用いて当該事業者が行う電気通信役務の提供を内容とする契約

注(2) 金額は百万円未満を切り捨てているため、各項目の数値を合計しても合計欄の数値と一致しない場合がある。以下同じ。

図表1-2 契約内容別の状況

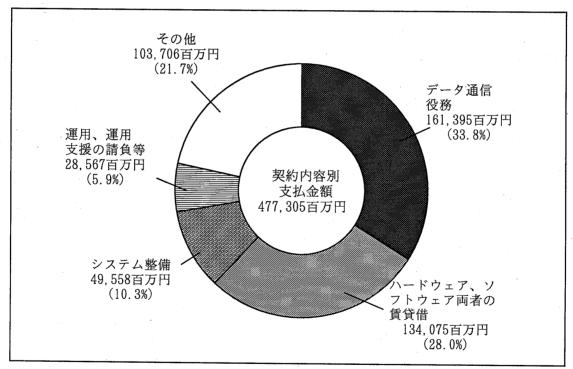
(単位:件、百万円、%)

契約内容 区分	システム 整備	ハードウェ アの買取り	ファアリエ	びソフトウェア	ハードウェア、 ソフトウェア両 者の賃貸借	ハードウェア	ソフトウェア の賃貸借	ロノフ J、 ノロ/ ハードウェア及び ソフトウェアの賃 貸借
(件数割合)	(11.9)	(1.8)	(1.2)	(0.9)	(17.5)	(5. 6)	(0.5)	(11.3)
件数	772	118	81	62	1, 139	367	38	734
(支払金額割合)	(10.3)	(0.3)	(0.1)	(0.2)	(28.0)	(9.8)	(0.2)	(17.9)
支払金額	49, 558	1,909	857	1, 284	134, 075	47, 121	1,344	85, 610

	通信回線の借上げ	運用、運用 支援の請負 等	データ通信 役務		レガシーシステ ム刷新可能性調 査、最適化計画 策定支援等	その他	合 計
	(5.2)	(16.2)	(4.8)	(0.7)	(0.6)	(38.7)	(100)
_	337	1,051	314	51	42	2,508	6, 475
	(1.4)	(5.9)	(33.8)	(0.0)	(0.4)	(18.9)	(100)
7	6,906	28, 567	161,395	341	1,942	90,467	477, 305

⁽注)割合は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。以下同じ。

図表1-3 契約内容別の支払金額の割合



(2) 契約相手方

ア 契約相手方別の状況

6,475件の契約に係る支払金額を契約相手方別にみると、図表1-4のとおり、株式 会社エヌ・ティ・ディ・データへの支払金額が最も多く、全体の36.2%となってい る。そして、支払金額の上位5者で全体の65.4%を占めている。

また、支払金額の上位10者について、その支払金額を契約内容別にみると、株式 会社エヌ・ティ・ディ・データではデータ通信役務契約が89.2%、支払金額1543億 円に上っている。そして、この支払金額は全省庁のデータ通信役務契約に係る支払 金額1613億円(図表1-2参照)のうち95.6%を占めている。

図表1-4 主な契約相手方と支払金額等

(単位:億円、%)

				H		·	十四・周	11, \0)
						契約内容		
契 約 相 手 方	支払金額	割	合	システム整 備	ハードウェ ア、ソフト ウェア両者 の賃貸借	運用、運用 支援の請負 等	データ通信 役務	その他
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,730	36. 2		1.5	2.2	0.6	89.2	6.3
日本電子計算機株式会社	481	10:0		0	99.9	0	0	0.0
株式会社文祥堂	328	6.8	65.4	0	0	2.4	0	97.5
富士通株式会社	314	6.5		37.5	28.8	20.3	0.0	13. 2
株式会社日立製作所	267	5.6		44.0	47.1	4.4	0	4.3
財団法人民事法務協会	213	4.4		0	0	0	. 0	100
日本電気株式会社	165	3.4		9.3	74.0	8.2	0	8.2
株式会社シー・エス・エス	147	3. 0	94 5	0.8	76.3	9.8	. 0	12.9
日本アイ・ビー・エム株式会社	124	2.6	34.5	44.2	39. 4	11.8	0	4.3
日本ユニシス株式会社	102	2.1	1	19.7	56.7	7.2	0.5	15. 6
その他	896	18.7						
合 計	4,773	100	100					

イ 省庁別の契約相手方

6,475件の契約のうち、年間支払金額が1億円以上となっている31省庁における契 約について、省庁別に支払金額が上位の契約相手方3者をみると、図表1-5のとおり、 1者で支払金額の50%以上を占めているのは13省庁となっている。

図表1-5 年間支払金額1億円以上の省庁における契約相手方(支払金額の上位3者)

		(甲位:白	<u>力円、%)</u>
省庁名	契約相手方	支払金額	割合
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	272	31.5
内閣官房	株式会社インターネットイニシアティブ	221	25.6
	株式会社ぷららネットワークス	148	17.2
	富士通株式会社	854	74.2
人事院	日本ユニシス株式会社	92	8.0
	沖電気工業株式会社	70	6.1
	◎日本電子計算機株式会社-富士通株式会社	1,409	37.3
内閣本府	富士通株式会社	385	10.2
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	360	9.5

	新日鉄ソリューションズ株式会社	98	41.5
宮内庁	株式会社インターネットイニシアティブ	66	28. 3
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	31	13. 4
	富士通株式会社	71	31.3
公正取引委員会	株式会社大塚商会	22	9.8
	社団法人行政情報システム研究所	17	7.6
	日本電子計算機株式会社	3, 324	
警察庁	日本電気株式会社	2, 149	
	株式会社日立製作所	1,344	14. 3
	日本電気株式会社	10,052	
防衛本庁	富士通株式会社	6, 269	
	株式会社日立製作所	1,611	8.4
	◎日本電子計算機株式会社-株式会社目立製作所	561	54.2
防衛施設庁	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	102	9.9
	日本電気株式会社	47	4.5
	富士通株式会社	580	
金融庁	◎昭和リース株式会社ー富士通株式会社	212	46.3
ני /אתון בעב	日本アイ・ビー・エム株式会社		16.9
	日本アイ・ビー・エム株式会社	145	11.0
総務本省	日本2011年30年30年30年30年30日 社団法人行政情報システム研究所	11, 263	
ND4万个百		2, 802	
	新日鉄ソリューションズ株式会社	739	
计教士 少	日本電子計算機株式会社	23, 636	
法務本省	財団法人民事法務協会	21, 304	
	富士通株式会社	5, 572	
	富士通株式会社	1, 879	23. 1
外務省	◎センチュリー・リーシング・システム株式会社 ー富士通株式会社	784	9. 6
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	740	9. 1
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	8, 736	29. 9
財務本省	独立行政法人通関情報処理センター	5, 507	18.8
	富士通株式会社	5, 121	17.5
	株式会社文祥堂	32, 803	60.8
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	7, 791	14. 4
国税庁	◎株式会社文祥堂、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、キヤノン販売株式会社、東芝ソリューション株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、日本電気株式会社、株式会社日立製作所	5, 788	10.7
	日本電子計算機株式会社	473	91 9
文部科学本省	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	391	21. 3 17. 5
	日立キャピタル株式会社	214	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	22, 323	9. 6 37. 9
厚生労働本省	株式会社シー・エス・エス	14, 795	25. 1
	日本ユニシス株式会社	9, 449	16.0
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ゲータ	81, 846	72.4
社会保険庁	日本電子計算機株式会社	16, 928	
e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	株式会社日立製作所	12, 353	14.9
,	株式会社日立製作所		10.9
農林水産本省	センチュリー・リーシング・システム株式会社	1, 245	18.9
ルベ (P/ハ)庄 (T) 目		1, 149	17.4
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	803	12. 1
林野庁	センチュリー・リーシング・システム株式会社	673	41.3
17个土1 / 1	林野弘済会・富士通・沖電気ソフトウェア開発共同企業体	569	34. 8
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	200	12.3

	◎日本電子計算機株式会社-富士通株式会社	1,771	43.2
経済産業本省	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	429	10.4
	みずほ情報総研株式会社	293	7.1
	財団法人社会経済生産性本部	130	97.1
資源エネルギー庁	日本レコードマネージメント株式会社	2	2. 1
	TIS株式会社	0	0.7
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	40,230	77.4
特許庁	株式会社日立製作所	3, 337	6.4
	東芝ソリューション株式会社	3, 109	5.9
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	6,132	62.0
国土交通本省	日本電気株式会社	543	5.5
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	361	3.6
	日本電子計算機株式会社	1, 323	59.1
気象庁	日立キャピタル株式会社	272	12.1
	株式会社日立製作所	182	8.1
	株式会社リコー	88	27.0
海上保安庁	キヤノン販売株式会社	55	16.9
	財団法人港湾空間高度化環境研究センター	51	15.8
	富士道株式会社	895	67.8
環境省	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	90	6.8
	財団法人環境情報普及センター	69	5.2
	東日本電信電話株式会社	1,318	74.0
衆議院	アクセンチュア株式会社	173	9.7
	センチュリー・リーシング・システム株式会社	164	9.2
; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;	株式会社ITサービス	870	70.8
参議院	東日本電信電話株式会社	153	12.4
	富士通株式会社	100	8.1
	株式会社日立製作所	1,562	35. 1
国立国会図書館	アクセンチュア株式会社	1,021	22.9
	富士通株式会社	426	9.5
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	706	
最高裁判所	三菱電機株式会社	616	
	富士ゼロックス株式会社	469	12.2
	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	184	28. 1
会計検査院	KPMGビジネスアシュアランス株式会社	85	13.0
	沖電気工業株式会社	80	12.3

注(1)「契約相手方」欄に◎のあるものは、契約相手方が複数のものである。

(3) 契約方式

国の役務等の調達事務は、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号)等に従って執行することとされており、契約を締結する場 合、原則として一般競争に付さなければならないとされている。ただし、契約の性質 又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合、一般

注(2) は、1者で支払金額が50%以上を占めているものである。

競争に付することが不利と認められる場合等においては、指名競争に付することとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等は随意契約によることとされている。

そこで、6,475件の契約のうち支払金額300万円以上の契約2,873件、支払金額4732 (注3) 億円については競争契約(一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下同じ。)の対象となることから、これらの契約の競争性の状況をみると、次のとおりである。

(注3) 競争契約の対象 法令により、予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合、予定価格が160万円を超えない財産を買い入れる場合、工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えない場合等は、随意契約によることができるものとされていることから、ここでは支払金額300万円以上の契約を対象とした。

ア 契約方式の状況

2,873件の契約を契約方式別にみると、図表1-6のとおり、競争契約の割合が、件数で19.1%、金額で3.6%であるのに対し、随意契約の割合は、件数で80.8%、金額で96.3%となっており、国における情報システム関係の契約の大半は随意契約で執行されている。

図表1-6 契約方式の状況(300万円以上)

(単位:件、百万円、%)

				(+12.11	<u> </u>
契約方式	競	争 契	約	吃辛却45	△÷⊥
区分	一般競争契約	指名競争契約	計	随意契約	合計
(件数割合)	(18.8)	(0.3)	(19.1)	(80.8)	(100)
件数	542	9	551	2,322	2,873
(支払金額割合)	(3.6)	(0.0)	(3.6)	(96.3)	(100)
支払金額	17,037	312	17,349	455,851	473,201

これを支払金額規模別にみると、図表1-7のとおり、件数ベースで競争契約の割合が高いのは、支払金額500万円以上1000万円未満の25.2%、随意契約の割合が高いのは、支払金額1億円以上の94.1%となっており、支払金額が大きくなるほど随意契約の割合が高くなる傾向となっている。

図表1-7 支払金額規模別の契約方式(300万円以上)

(単位:件、百万円、%)

契約方式	辛名	契約	随意	却幼	<u></u>	≐ ∔	支払金額による構成内訳						
	カス 子	关約	旭思	关約	合計		競争	競争契約		22約	合計	†	
支払金額	件数	割合	件数	割合	件数	割合	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
1億円以上	25	5.8	400	94.1	425	100	8,798	(50.7)	417,199	(91.5)	425,998	(90.0)	
1億円未満 5000万円以上	43	17.6	201	82.3	244	100	2,936	(16.9)	14,481	(3.1)	17,417	(3.6)	
5000万円未満 1000万円以上	198	18.8	851	81.1	1,049	100	3,937	(22.6)	19,024	(4.1)	22,961	(4.8)	
1000万円未満 500万円以上	170	25.2	504	74.7	674	100	1,223	(7.0)	3,728	(0.8)	4,952	(1.0)	
500万円未満 300万円以上	115	23.9	366	76.0	481	100	453	(2.6)	1,419	(0.3)	1,872	(0.3)	
合 計	551	19.1	2,322	80.8	2,873	100	17,349	(100)	455,851	(100)	473,201	(100)	

イ 契約内容別の契約方式

2,873件の契約について、契約内容別に契約方式をみると、図表1-8のとおりである。このうち、ハードウェア、ソフトウェア両者の買取りにおいて競争契約の割合が高いのは、購入機材等の中にパーソナルコンピュータやサーバのように仕様の一般化が進んでいるものが多いことによると思料される。一方、データ通信役務、通信回線の借上げにおいて随意契約の割合が高いのは、従来からのサービスを受け続けているなどのためサービスを提供できる者が限定されていることなどによると思料される。

なお、16年度に随意契約としているものの中には、新たなハードウェアを初めて 導入する際には競争入札を実施したが、毎年度競争入札を実施しハードウェアを入 れ替えることは困難であるとして、次年度以降、同一の契約相手方と随意契約とし ているものが含まれている。

図表1-8 契約内容別の契約方式の状況(300万円以上)

(単位:件、百万円、%)

契約方式		競	争契約			随	意契約		É	計
契約内容	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	金額
システム整備	69	13.7	4,145	8.4	432	86.2	45,099	91.5	501	49,244
ハードウェアの買取り	22	64.7	503	27.2	12	35.2	1,347	72.7	34	1,851
ソフトウェアの買取り	11	47.8	253	30.6	12	52.1	573	69.3	23	827
ハードウェア及びソフトウェア の買取り	19	57.5	612	48.6	14	42.4	647	51.3	33	1,259
ハードウェアの賃貸借	22	11.5	433	0.9	168	88.4	46,488	99.0	190	46,922
ソフトウェアの賃貸借	1	4.5	64	4.8	21	95.4	1,259	95.1	22	1,323
ハードウェア及びソフトウェア の賃貸借	59	13.0	2,662	3.1	394	86.9	82,690	96.8	453	85,352
通信回線の借上げ	7	4.3	121	1.8	153	95.6	6,625	98.1	160	6,747
運用、運用支援の請負等	76	12.3	1,914	6.8	541	87.6	26,163	93.1	617	28,078
データ通信役務	0	0	0	0	144	100	161,265	100	144	161,265
システム監査の請負等	16	47.0	123	38.2	18	52.9	199	61.7	34	322
レガシーシステム刷新可能性調査、 最適化計画策定支援等	12	30.0	358	18.4	28	70.0	1,581	81.5	40	1,939
その他	237	38.1	6,155	6.9	385	61.8	81,909	93.0	622	88,065
合 計	551	19.1	17,349	3.6	2,322	80.8	455,851	96.3	2,873	473,201

ウ 省庁別の契約方式

2,873件の契約を実施している35省庁について、省庁別に契約方式をみると、図表1-9のとおりである。各省庁における情報システムと契約の内容は一様ではなく、省庁によって契約件数及び支払金額には隔たりがあることから、一概に図表1-9の数値によって情報システム関係の契約の競争性を比較することはできない。しかし、35省庁のうち、随意契約の割合が金額ベースで90%以上となっているものが27省庁と7割以上になっている。

図表1-9 省庁別の契約方式(300万円以上)

(单位:件、百万円、%)

契約方式	競争契約				(単位:)				牛、白万円、%)		
省庁名	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	金額	
内閣官房	2	7.4	13	1.5	25	92. 5	833	98.4	27	846	
内閣法制局	0	0	0	0	5	100	48		5	48	
人事院	2	13.3	918	82. 1	13	86.6	199		15	1,118	
内閣本府	12	10.9	154	4.1	98	89.0	3, 521	95.8	110	3, 675	
宮内庁	0	0	0	0	9	100	227	100	9	227	
公正取引委員会	2	13. 3	24	15.6	13	86.6	131	84. 3	15	156	
警察庁	13	25.0	320	3.4	39	75.0	9, 007	96.5	52	9, 328	
防衛本庁	34	21.3	741	3.8	125	78.6	18, 341	96.1	159	19, 083	
防衛施設庁	4	10.5	118	11.5	34	89. 4	906	88. 4	38	1,024	
金融庁	2	5.5	105	8.5	34	94. 4	1,116	91.4	36	1,221	
総務本省	47	21.1	1, 441	7.3	175	78.8	18, 210	92.6	222	19,651	
法務本省	11	5.6	3, 336	5. 2	184	94. 3	60, 410	94.7	195	63, 746	
外務省	11	12.0	715	8.9	80	87.9	7, 289	91.0	91	8,005	
財務本省	47	21.3	1,879	6.5	173	78.6	27,010	93.4	220	28, 890	
国税庁	150	52.6	3, 399	6.3	135	47.3	50, 160	93.6	285	53, 559	
文部科学本省	14	17.5	192	8.9	66	82.5	1, 952	91.0	80	2, 145	
文化庁	0	0	0	0	7	100	97	100	7	97	
厚生労働本省	32	12.8	371	0.6	218	87.2	58, 008	99,3	250	58, 380	
社会保険庁	3	4.8	10	0.0	59	95. 1	112, 951	99.9	62	112, 962	
農林水産本省	34	19.7	710	11.2	138	80.2	5, 628	88.7	172	6, 338	
林野庁	4	21.0	143	8.8	15	78.9	1, 484	91.1	19	1,628	
水産庁	1	20.0	6	20.7	4	80.0	23	79. 2	5	29	
経済産業本省	13	17. 3	292	7.2	62	82.6	3, 768	92.7	75	4,061	
資源エネルギー庁	0	0	0	0	1	100	130	100	1	130	
特許庁	23	25. 5	792	1.5	67	74.4	51,066	98.4	90	51,859	
国土交通本省	29	12.1	327	3.4	210	87.8	9, 035	96.5	239	9, 363	
気象庁	6	10.0	56	2.5	54	90.0	2, 142	97.4	60	2, 199	
海上保安庁	2	18. 1	62	19.3	9	81.8	261	80.6	11	323	
海難審判庁	0	0	0	0	. 1	100	3	100	1	3	
環境省	1	3. 2	. 5	0.4	30	96. 7	1, 291	99.5	31	1, 296	
衆議院	1	2.2	40	2.2	43	97.7	1, 726	97.7	44	1,767	
参議院	0	0	0	0	34	100	1, 209	100	34	1,209	
国立国会図書館	19	19.1	416	9.4	80	80.8	3, 988		99	4, 404	
最高裁判所	23	28.0	672	17.7	59	71.9	3, 110	82.2	82	3, 783	
会計検査院	9	28. 1	78	12.4	23	71.8	554	87.5	32	633	
合計	551	19. 1	17, 349	3. 6	2, 322	80.8	455, 851	96. 3	2,873	473, 201	

⁽注) は、随意契約の割合が金額ベースで90%以上となっているものである。

(4) 下請又は再委託の状況

契約相手方が、契約の全部又は一部を更に第三者に下請又は再委託(以下「下請等」という。)に出すことを無条件に認めると、当該契約相手方を選定した発注者の

意図に沿わないこととなったり、契約履行の責任の所在が不明確になって適正な履行の確保が阻害されることとなったりするおそれがある。このため、一般的には、下請等は発注者の承認を要することとされている。

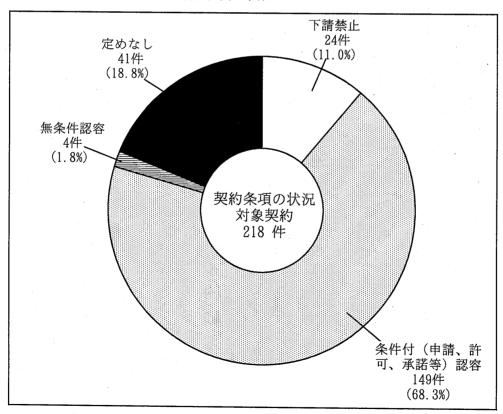
そこで、2,873件の契約のうち、支払金額が1億円以上で、契約の種類が請負契約又は委託契約となっている218件の契約(支払金額756億円)について、契約相手方が行っている下請等の状況を検査した。

ア 下請等に係る契約条項の状況

218件の契約について、契約書、仕様書等の条項(以下「契約条項」という。) で下請等についてどのように定めているかをみると、図表1-10のとおり、下請禁止 24件(11.0%)、条件付(申請、許可、承諾等)認容149件(68.3%)、無条件認 容4件(1.8%)、定めなし41件(18.8%)となっている。

このうち、無条件認容及び定めなしとなっているものについては、契約履行上の 責任の所在の明確化、適正な履行の確保、情報漏えいの防止等がなされないおそれ があることから、少なくとも下請等の認容の可否、認容条件等に関する契約条項を 規定することが必要であると思料される。

図表1-10 下請等に係る契約条項の状況



イ 下請等の実施状況

218件の契約について、下請等の状況をみると、図表1-11のとおり、実施されているものは105件(48.1%)、実施されていないものは93件(42.6%)、実施の有無を発注者が把握していないものは20件(9.1%)となっている。発注者が実施の有無を把握していない20件について、下請等に関する契約条項の定めの状況をみると、定めなし19件、条件付認容1件となっていて、前記のように、契約履行上の責任の所在の明確化、適正な履行の確保、情報漏えいの防止等の上からも、契約条項で下請等の取扱いについて規定し、その実施の有無を把握することが必要と思料される。

図表1-11 下請等の実施状況

(単位:件、百万円、%)

実施されている 実施されていない				実施	実施の有無を把握していない合計										
件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合
105	48.1	33,752	44.6	93	42.6	33,371	44.1	20	9.1	8,491	11.2	218	100	75,615	100

また、下請等が実施されている105件の契約のうち、下請等に係る金額を発注者が把握している78件の契約について、国の支払金額に対する下請等に係る支払金額の割合(以下「下請率」という。)をみると、図表1-12のとおり、下請率が50%以上となっている契約が73件(93.5%)となっている。なお、78件のうち70件は法務省の法務局等の発注の契約である。

図表1-12 下請率の状況

(単位:件、%)

下請率項目	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%未満 小計
契約件数	1	2	0	1	1	5
割合	1.2	2.5	0	1.2	1.2	6.4

	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	50%以上 小計	計	下請等金額 を把握して いないも の	合計
5	2	11	60	0	0	73	78	27	105
\leq	2.5	14.1	76.9	0	0	93.5	100		

2 保守・運用契約の競争性、経済性の状況

前記1(3)の競争契約の対象となる支払金額300万円以上の契約2,873件のうち、各省庁 の内部部局が締結している保守・運用契約492件、支払金額366億円について、その競争 性、経済性の状況を検査した。

(1) 保守・運用契約の競争性

ア 契約方式

保守・運用契約492件を省庁別、契約方式別にみると、図表2-1のとおり、競争契約 の割合が、件数で8.1%、金額で3.9%であるのに対し、随意契約の割合は、件数で 91.8%、金額で96.0%となっており、競争契約の割合は低くなっている。

図表2-1 省庁別の契約方式

契約方式	競争	契約	随意	契約	合計
	件数	割合	件数	割合	件数
省庁名	金額	割合	金額	割合	金額
文部科学本省	5	21.7	18	78.2	23
又叫竹子中自	96	14.8	549	85.1	645
文化庁	0	0	3	100	3
X 10/1	0	0	35	100	35
厚生労働本省	0	0	53	100	53
	0	0	5,635	100	5,635
社会保険庁	0	0	6	100	6
社会 体烧刀	0	0	243	100	243
農林水産本省	8	66.6	4	33.3	12
辰怀小庄平自	249	87.7	34	12.2	284
林野庁	0	0	1	100	1
7个±3773	0	0	469	100	469
経済産業本省	5	31.2	11	68.7	16
江川庄未午自	93	22.5	319	77.4	413
資源エネルギー庁	0	0	1	100	1
貝/ボエホルイ / /	0	0	69	100	69
特許庁	0	0	4	100	4
198177	0	0	417	100	417
国土交通本省	4	14.8	23	85.1	27
国工义也不自	91	8.9	921	91.0	1,012
気象庁	0	0	9	100	9
XIMI	0	0	131	100	131
海上保安庁	0	0	2	100	2
母工体文门	0	0	69	100	69
環境省	0	0	14	100	14
ペパロ	0	0	1,037	100	1,037
衆議院	0	0	19	100	19
シトトロナスドノし	0	0	800	100	800
参議院	0	0	6	100	6
<i>⇒</i> нƒ% 17/6	0	0	717	100	717
国立国会図書館	1	4.1	23	95.8	24
ロガログロ目四	8	1.4	602	98.5	611
最高裁判所	0	0	17	100	17
AX (PJ V& T J) / I	0	0	801	100	801
会計検査院	1	7.6	12	92.3	13
ᄱᄞᅑᅖᄱ	3	1.1	283	98.8	286
合計	40	8.1	452	91.8	492
	1,446	3.9	35,154	96.0	36,601

イ 随意契約の適用理由

随意契約の452件について、随意契約とした法令上の適用理由をみると、図表2-2 のとおり、416件(92.0%)は「契約の性質又は目的が競争を許さない」こととしており、その具体的な理由としては、システムの障害発生時における迅速な対応はシステムを開発し内容を熟知している者以外には難しいためなどとしている。

図表2-2 随意契約の適用理由

(単位:件、百万円、%)

				70101
随意契約の適用理由	件数	割合	金額	割合
契約の性質又は目的が競争を許さない	416	92.0	31,418	89.3
競争に付することを不利と認める	9	1.9	163	0.4
国の行為を秘密にする必要がある	24	5.3	3,257	9.2
競争に付したが落札者がいない	1	0.2	8	0.0
その他	2	0.4	307	0.8
合 計	452	100	35,154	100

そこで、随意契約の契約相手方について、随意契約452件のうち個別業務・システ ムに係る94件を対象としてみたところ、図表2-3のとおり、契約相手方がシステム導 入時の調達契約の相手方と同一又はその関連会社となっているものが85件(90.4%) となっている。

図表2-3 随意契約となっているシステムの契約相手方の状況

	手)	<u>四.什、勿丿</u>
区分	契約件数	割合
調達契約の相手方と同一又は関連会社	85	90.4
その他	9	9.5
合 計	94	100

ウ 契約方式と落札比率

保守・運用契約492件の契約のうち、単価契約、総合評価落札方式による競争契約 等を除いた458件について、契約方式別に契約金額の予定価格に対する比率(以下 「落札比率」という。)の平均をみると、図表2-4のとおりとなっている。

システムの保守・運用業務の予定価格については、積算体系が確立している工事請 負契約等と異なり、内容によってはその妥当性を十分に検証できない面がある。した がって、落札比率の高低だけをもって競争性を評価することはできないが、平均落札 比率は競争契約が81.9%であるのに対し、随意契約は97.4%となっている。

また、競争契約の27件について応札者数別の平均落札比率をみると、応札者が2者 以上の複数応札では60.9%であるのに対し、応札者が1者の1者応札では94.3%と高 い比率となっている。

図表2-4 契約方式別落札比率

(単位:件、%)

	約方式	件数	平均落札比率
競争契約	勺	27	81.9
	1 者応札	17	94.3
	複数応札	10	60.9
随意契約	约	431	97.4
合	計	458	96.5

エ 契約方式別の仕様書の内容

契約における競争性を拡大するためには、発注者が業務の内容を十分把握し、これを仕様書等で具体的に提示することが重要と考えられる。

そこで、仕様書の記載内容等について、保守・運用契約492件のうち、 競争契約については、総合評価落札方式を除く30件、 随意契約については、原則として各省庁の支払金額上位5件ずつの計138件を抽出し、合計168契約を対象に検査した。

(ア) 仕様書の記載状況

仕様書の内容のうち、競争性を拡大する上で重要な要素と考えられる項目の記載状況を契約方式別にみると、図表2-5のとおりとなっている。

作業項目別作業量、障害発生状況等

応札者が、より正確に工数、単価等を見積もることができるように、仕様書 (仕様書の別添資料として入札前に必ず示すものも含む。)に作業項目別作業量、 障害発生状況等が記載されているかをみると、これらの記載率は随意契約より も競争契約の方が高い。また、競争契約の中では複数応札の方が1者応札より高 くなっている。

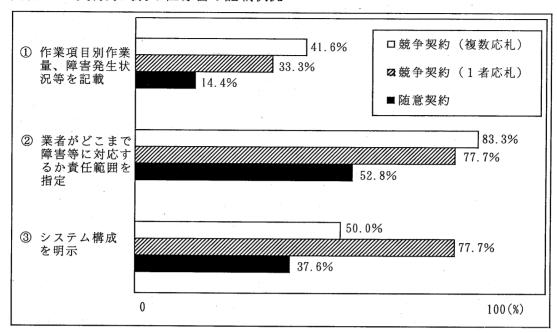
責任範囲

障害発生時などに受注者に求められる契約上の責任範囲の記載状況をみると、 記載率は随意契約よりも競争契約の方が高い。また、競争契約の中では と同様に、複数応札の方が1者応札より高くなっている。

システム構成

応札者が、システム規模を識別でき、必要人員数等を判断できるようにシステム構成の記載がなされているかについても、記載率は随意契約よりも競争契約の方が高い。なお、競争契約の中では1者応札の方が複数応札より高くなっているが、これは、複数応札の中には、契約内容からみて必ずしもシステム構成を示す必要のないものも含まれているためである。

図表2-5 契約方式別の仕様書の記載状況



(イ) 仕様書の作成方法

仕様書の作成方法についてみると、図表2-6のとおり、競争契約では、自省庁の 職員のみで作成しているものが63.3%で一番多いが、随意契約では、契約対象の システムの開発事業者の協力を得ながら自省庁の職員が作成したものが50.7%で 一番多い。

このように、随意契約では競争契約に比べて、システムを開発した事業者が保守・運用契約の仕様書の作成に関与している場合が多い。前記(ア)のとおり、随意契約では仕様書で①から③の項目が記載されている割合が低いが、仕様書に具体的な記載がなくても契約相手方が履行可能になっているのは、このようなことが背景となっていると考えられる。

図表2-6 仕様書の作成方法

(単位:件、%)

契約方式	** *	±n 44.	1	(+ LL · 1 70)			
关的方式	競争	契 約	[随意	契約			
作成方法の区分	件数	割合	件数	割合			
自省庁の職員のみで作成	19	63.3	58	42.0			
契約対象のシステムの開発事業者の協力を得な がら自省庁の職員が作成	8	26.6	. 70	50.7			
契約対象のシステムを開発した事業者に外注	0	0	1	0.7			
契約対象のシステムを開発した事業者以外の事 業者の協力を得ながら自省庁の職員が作成	2	6.6	2	1.4			
契約対象のシステムを開発した事業者以外の事 業者に外注	0	0	1	0.7			
その他	. 1	3.3	6	4.3			
合 計	30	100	138	100			

オ 競争性の拡大の検討

上記のとおり、保守・運用契約のほとんどは随意契約であるが、競争契約、とりわけ複数応札の経済的効果は、図表2-4でみた落札比率の状況からもうかがえる。このため、システムの開発後、その稼動状況をみながら、保守・運用契約を随意契約から競争契約に移行することが可能かどうかを検討するとともに、仕様書の記載項目の内容をより具体的なものとして、システムを開発した事業者以外の者が入札に参加できるようにしていくことが重要と考えられる。

一方、保守・運用契約の中には、システム監視や問合せ業務等のように競争に付することが可能な業務と、プログラム修正や業務ソフトウェアの変更等のように特定の事業者以外には困難な業務とを組み合わせて発注しているものがあり、後者の業務が「特定の者にしかできない内容である」との理由で随意契約としているものがある。また、業務内容からみてマニュアル等を整備すれば他の事業者でも履行可能と考えられるのに、これを行わないまま随意契約としているものもある。

これらの契約に関しては、特定の事業者以外の者においても実施可能と考えられるシステム監視や問合せ業務等を別途契約としたり、マニュアル等を整備して受注できる事業者の範囲を拡大したりするなどして、競争契約への移行を検討する必要があると考えられる。なお、一部業務を別途契約とする場合、特に、同じシステムに関与する複数の事業者等について、それぞれの責任範囲を明確にする必要がある。

随意契約から競争契約に移行することなどにより競争性を拡大した参考事例を示すと次のとおりである。

(a) 仕様書の内容を具体的に記載して競争契約を実施したもの

厚生労働本省は、16年度に、インターネット雇用情報提供システム及びしごと情報ネットシステムの障害情報の監視、稼動状況の監視等の業務を随意契約によりA社と月額513万余円で契約しているが、その仕様書には、概要的な作業項目しか記載していなかった。

これに対して、17年度(18年1月から3月)は、応札者が見積り可能となるように、仕様書に、作業項目ごとの作業量・障害発生件数、契約上受注者がどこまで作業するかの責任範囲、システム構成等の具体的な内容を記載し、競争入札を実施した。その結果、A社以外の2者が応札し、B社が月額409万余円で落札して、支払金額は経済的となった。

(b) 競争可能な部分の業務を別途契約することとし、それに関する仕様書の内容 をより具体的に記載して競争契約を実施したもの

国立国会図書館は、16年9月に、電子計算機システムの運用作業を随意契約によりC社と1億4742万円(契約期間16年10月から17年3月)で契約し、17年度も同社との随意契約を継続していた。この契約の内容は、 障害管理、機器構成管理等の共通業務、 ヘルプデスク業務、 セキュリティ業務、 サーバ管理業務、 ネットワーク管理業務等である。

これに対して、18年度は、主に から までの業務(16年度の契約相当額9861万余円)は競争契約を実施することが可能であるとして、別途契約することとした。そして、受託要件、作業者要件、運用作業の責任範囲、作業内容、予定作業量等を記載するなど、仕様書の内容を詳細化し、競争入札を実施した。その結果、2者が応札し、C社が8958万余円(契約期間18年4月から19年3月)で落札し、16年度と比べて支払金額は経済的となった。

(c) 業務実態の把握に努め仕様書の詳細化を図るなどしてシステムの開発をした 事業者以外の者でも入札に参加できるよう条件整備を行い競争契約を実施した もの

会計検査院では、16年度に、決算確認システムの運用業務を随意契約により D社と6499万余円(契約期間16年4月から11月)で契約していた。その後、シス テム稼働の状況を見きわめつつ、入札化への移行に必要な準備作業を並行して 実施した。すなわち、 複数の事業者が応札できるよう、システムの仕様、構 成、内容を示す設計図書や、運用業務に必要なマニュアル類を、開発事業者以 外の者にも理解できるものとした。そして、システム開発過程において、開発 業者に帰属する特許権、著作権等が発生している場合、このことが開発事業者 以外の者に運用業務を実施させる上で障害とならないか確認するほか、入札化 への移行を阻害するその他の要因についても分析し、その解決を図った。また、

運用業務を見直し、業務量や人員配置の削減を図った。さらに、 これら入札化移行検討及び運用業務の見直しを行うに当たり、外部の専門家の支援・助言を得ることとし、CIO補佐官制度を活用するとともに、コンサルティング会社に3069万余円で支援業務を委託した。

そして、入札化に向けて仕様書の詳細化を図り、作業項目別業務量、システム構成、障害・警告等の発生状況、運用委託範囲と役割・責任の分担を示した障害対応フロー、連絡体制及び作業項目別役割分担等の前提条件を記載し、16年11月に競争入札を実施した。その結果、D社を含む5者が応札し、E社が336万円(契約期間16年11月12日から17年3月31日)で落札した。

(d) 1者応札の競争契約について仕様書を見直し、特定の事業者以外の者においても実施可能な業務を別途契約にすることにより、競争性をより高めたもの文部科学本省では、16年度に、統計調査を実施する電子調査票システムの保守・運用契約について、競争契約により、F社と630万円で契約していた。この契約の内容は、ヘルプデスク業務、改修、状態監視、トラブル対応、セキュリティ対策であるが、応札はシステムの開発事業者であるF社1者だけであり、落札比率は97.8%となっていた。

しかし、このような状況では、競争性が働いていないとして、17年度から、の業務及び のうちの状態監視やトラブル対応業務を別途契約にすることにより複数の事業者が応札可能であると判断し、新たに仕様書を作成して競争入札を実施した。その結果、F社を含む2者が応札し、G社が654万余円で落札している。17年度は、業務時間を長くしているため、予定価格は高くなっているが、落札比率は84.6%に低下している。

(e) マニュアルを整備したりセキュリティの特約条項を設けたりすることにより 競争契約を実施したもの

防衛施設庁では、16年度に、庁内のネットワークシステムの運用支援業務を、随意契約によりH社と1127万余円で契約しており、落札比率は100%となっていた。この契約の主な内容は、システムの操作、運用についての問合せ対応や故障時の保守会社への連絡などを行うもので、随意契約の理由は、ソフトウェア及びハードウェア共にH社固有の技術が使用されており、セキュリティ水準を保つ上でも、システム構築事業者であるH社がふさわしいためとしていた。

しかし、この運用業務は、マニュアルを整備すれば別の事業者でも履行可能になると考えられたほか、セキュリティについては、18年3月に「調達における情報セキュリティ基本方針(防衛本庁作成)」により関係各社に情報セキュリティ体系を作成させてセキュリティを担保させるようにした。これにより、18年度(契約期間18年4月から9月までの6箇月)は競争入札を実施したところ、2者が応札し、H社が252万円で落札し、落札比率は55.5%に低下した。

(2) 保守・運用契約の予定価格の算定状況

国が、契約を行おうとする場合、契約金額を決定するための基準となる予定価格は、 仕様書等に基づいて算定することとされている。しかし、情報システム関係の保守・運 用契約については、工事請負契約等のような積算体系が確立されていないことから、そ の予定価格等は統一的に比較しにくい面がある。

そこで、保守・運用契約492件のうち、共通的な業務項目(システム監視、予防保守、発注者側のシステム担当職員からの問合せへの対応、障害対応、システム運転)を含む契約であって、これらの共通的な業務をSE(システムエンジニア)等の技術者が行っている契約のうちから112件を抽出し、その予定価格の算定方法と業務実績等の検証状況について検査した。

ア 予定価格の概要

上記 から までの共通的な保守・運用業務に係る積算項目は、一般的にはSE等の人件費、諸経費等であり、このうち人件費は、各業務に応じた技術水準のSE等の人件費単価に必要な時間数等を乗じるなどして算出し、予定価格を算定している。

S E 等の人件費単価は、技術レベルによりランク分けされているが、業務内容ごとにどのレベルの人件費単価を用いるかについての明確な基準はない。また、S E 等の人件費単価については、市販の積算参考資料や日本電子計算機株式会社(JECC)の価格表に記載がある。

イ 予定価格の算定方法

(ア) 積算マニュアル

予定価格の算定方法についてみると、112件の契約を実施している26省庁には予 定価格の算定に用いる積算マニュアルが存在せず、各省庁の担当者は前年度実績や 参考見積りを徴するなどの方法で予定価格を算定している。

(イ) 採用単価

前記 から までの業務に従事するSE等の人件費単価(円/人月)の採用についてみると、図表2-7のとおりとなっている。すなわち、同一業務であっても、各契約の業務内容は厳密には同等でないなどのため、単純に比較することはできないが、採用単価は、いずれの業務においても100万円未満から200万円以上までと幅がある。

また、112件のうち から までの複数の業務を含む契約87件の採用単価をみると、複数の業務について各業務ごとに異なる単価を採用しているものが24件ある一方、すべての業務に同一単価を採用しているものも63件あった。

このように、情報システムの保守・運用契約の予定価格の算定においては、人 件費単価には大きな開きがあるほか、各業務においてどの人件費単価を採用する かの取扱いが契約によって区々となっている状況である。

図表2-7 業務別採用単価の状況

(単位:件、%)

業務区分	システ	ム監視	見 予防保守		システム担当職員か らの問合せ対応		障害対応		システム運転			
採用単価	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
200万円以上	6	4.6	3	2.8	3	2.0	3	2.1	1	0.6	16	2.3
200万円未満 150万円以上	11	8.5	17	16.0	24	16.5	24	16.9	18	12.1	94	14.0
150万円未満 100万円以上	51	39.8	41	38.6	52	35.8	45	31.6	55	37.1	244	36.4
100万円未満	60	46.8	45	42.4	66	45.5	70	49.2	74	50.0	315	47.0
合計	128	100	106	100	145	100	142	100	148	100	669	100

(注) 合計件数が対象契約の112件よりも上回っているものがあるのは、同じ契約の同一業務の中で 複数の採用単価を用いているものがあるためである。

次に、112件の契約における採用単価の根拠資料についてみると、図表2-8のとおり、大別して「市販の積算参考資料」、「事業者からの見積り」、「自省庁で定めた単価表」、「JECC発行の価格表」、「その他」の5つがある。このうち採用割合が最も高いのは、各業務とも「事業者からの見積り」であり、おおむね3分の1以上、システム運転業務に関しては半分近くを占めている。また、「市販の積算参考資料」もそれぞれ4分の1程度が採用しているが、「自省庁で定めた単価表」は、高い業務でも13.7%となっている。

一方、図表2-8及び2-9により、採用単価の高低と根拠資料の関係についてみると、 同じ根拠資料であれば各業務の採用された単価の平均に大きな差はないが、根拠資料が異なると、いずれの業務においても平均単価の最高と最低には2倍以上の差がある、 最も高いのは「JECC発行の価格表」、次に高いのは、「事業者からの見積り」、「自省庁で定めた単価表」となっており、採用割合が4分の1程度を占める「市販の積算参考資料」の採用単価は、「その他」と並んで単価水準が一番低い、 採用単価を個別にみると、同一業務で根拠資料が同じでも、それぞれの採用単価には大きな差がある。

また、112件のうち競争契約を実施している13件についてみると、そのうち9件は、単価水準が低い「市販の積算参考資料」を採用しており、「JECC発行の価格表」を採用しているものは1件となっている。

なお、予定価格の算定に当たっては、根拠資料の単価を査定する場合があり、 ここでは査定後の単価によりその水準を比較している。

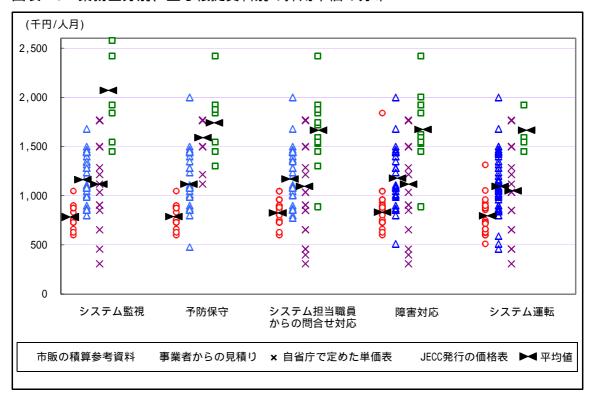
図表2-8 業務区分別の採用単価の根拠資料及び平均単価等の状況

(単位:千円/人月、件、%)

	(+ A + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1											
業務区分	システム監視		予防保守		システム担当職員 からの問合せ対応		障害対応		システム運転		計	
根拠資料	平均単価		平均単価		平均単価		平均単価		平均単価		平均単価	
似规模作	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
市販の積算参考資	819		803		834		854		792		822	
料	33	25.7	23	21.6	31	21.3	38	26.7	34	22.9	159	23.7
事業者からの見積	1,173		1,176		1,198		1,233		1,126		1,178	
ı)	52	40.6	47	44.3	55	37.9	49	34.5	69	46.6	272	40.6
自省庁で定めた単	1,135		1,549		1,053		1,129		1,071		1,141	
価表	15	11.7	8	7.5	20	13.7	16	11.2	17	11.4	76	11.3
JECC発行の価	2,102		1,789		1,694		1,649		1,706		1,764	
格表	13	10.1	15	14.1	22	15.1	21	14.7	13	8.7	84	12.5
その他	842		803		809		818		789		812	
CONE	15	11.7	13	12.2	17	11.7	18	12.6	15	10.1	78	11.6
合計	1,133 1,		1,130		1,129		1,060		1,120			
	128	100	106	100	145	100	142	100	148	100	669	100
最高平均単価 / 最低平均単価	2.5	56	2.	22	2.	09	2.	01	2.16		2.	17

⁽注) 合計件数が対象契約の112件よりも上回っているものがあるのは、同じ契約の同一業務の中で複数の採用単価を用いているものがあるためである。

図表2-9 業務区分別、主な根拠資料別の採用単価の分布



(ウ) 要員数の算定方法

112件の契約における保守・運用業務に要するSE等の人数の算出方法について みると、図表2-10のとおり、作業項目ごとに人工数を積み上げているものが61件 (54.4%)、発注者側が最低限必要だと考える人数を計上しているものが50件 (44.6%)となっており、要員算定方法については、競争契約と随意契約とで特 に大きな違いはみられない。

図表2-10 要員数の算定方法

(単位:件、%)

契約方式	競争	契約	随意	契約	合	計
算定方法	件数	割合	件数	割合	件数	割合
作業項目ごとの人工数の積上げ	6	46. 1	55	55. 5	61	54. 4
最低限必要だと考えられる人数を計上	7	53.8	43	43. 4	·50	44. 6
その他	0	0	1	1.0	1	0.8
合 計	13	100	99	100	112	100

ウ 業務実績等の検証

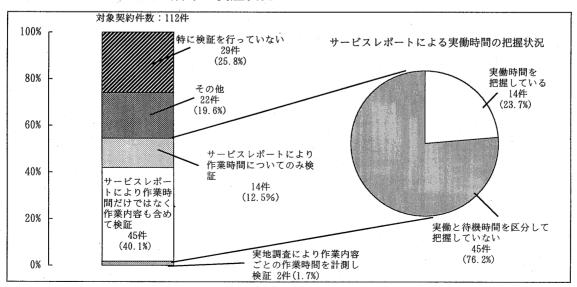
(7) 検証状況

112件の契約に関し、予定価格におけるSE等の人件費に係る積算の妥当性の検証状況についてみると、図表2-11のとおり、「実地調査により作業内容ごとの作業時間を計測し検証」が2件 (1.7%)、「サービスレポートにより作業時間だけではなく、作業内容も含めて検証」が45件 (40.1%)、「サービスレポートにより作業時間についてのみ検証」が14件 (12.5%) となっている一方、「特に検証を行っていない」が29件 (25.8%) ある。

また、「特に検証を行っていない」29件の契約について、会計検査院が検査したところ、実績の把握が不十分なため、実際に要した人工数が積算上の人工数を半分以上も下回っている業務が一部あったにもかかわらず、翌年度の予定価格の算定に実績を反映させないまま随意契約としている事例も見受けられた。

また、サービスレポートにより作業時間を検証したとしている計59件についてみると、円グラフのとおり、サービスレポートで実働時間まで把握しているものは、14件(23.7%)にとどまっている。

図表2-11 SE等の人工数等の検証状況



(イ) 検証結果の反映状況

112件の契約のうち、検証を行っていない29件を除く83件について、検証により 把握した業務実績を次年度契約に反映させているかどうかをみると、図表2-12の とおり、「実績を踏まえ仕様を変更」が28件(33.7%)、「実績を踏まえ仕様の変更 の要はないと判断」が48件(57.8%)となっている一方、「実績の反映はしていな い」が6件(7.2%)ある。

図表2-12 検証結果の反映状況

(単位:件、%)

	契約方式	競争	契約	随意	契約	QП	計
反映状況		件数	割合	件数	割合	件数	割合
実績を踏まえ仕様を変更		2	16.6	26	36.6	28	33.7
実績を踏まえ仕様の変更の要	はないと判断	10	83.3	38	53.5	48	57.8
実績の反映はしていない		0	0	6	8.4	6	7.2
その他		0	0	1	1.4	1	1.2
合 計		12	100	71	100	83	100

情報システム関係の保守・運用契約のほとんどが随意契約であることからみて も、予定価格の算定内容が妥当であったかの検証は必要である。そして、実地調 査を実施できない場合、サービスレポートが実績把握の主な資料となることから、 作業項目別作業量、実働時間及び作業内容を含むサービスレポートの提出を受け て実績を把握し、予定価格の算定の事後検証を行うことが重要である。

業務実績等の検証結果を次年度契約に反映させた参考事例を示すと次のとおりである。

(f) サービスレポートにより実績を把握した結果、実働時間が少ないため翌年度から契約を実施していないもの

厚生労働本省では、16年度に、労働基準行政関係の電子申請・届出について、申請書作成等に関するサポート、導入支援ソフトの操作等に関する申請者からの問合せに対応する業務等を、随意契約により I 社と1825万余円で契約している。

この契約では、2人が年間243日、1日8時間勤務することを前提に積算を行っていたが、サービスレポートにより実働時間を確認したところ、問合せ業務の実働時間は積算上の作業時間より大幅に少なくなっており、この時間数であれば職員で十分対応可能であると判断し、17年度以降の契約は実施していない。

以上のとおり、保守・運用契約の予定価格の算定においては、工事請負契約等のような体系的な積算マニュアルが整備されておらず、SE等の人件費の採用単価も区々となっていることなどから、積算の合理性の向上を図るには、契約後における業務実績等の事後検証が特に重要である。また、予定価格の算定に用いる単価や業務に要する時間数などについては、積算方法の標準化に困難な面があるとはいえ、積算参考資料等の各種根拠資料や事後検証結果を踏まえて、統一的な考え方を整理することが望まれる。

3 主なシステムの利用の状況

IT戦略の重要な目標の一つは、ITの利用・活用による国民の満足度の向上であり、 国民によるシステムの利用の拡大は重要な課題となっている。

そこで、国民が各種手続等を電子的に行うことが可能な各省庁の様々な電子申請等関係システムについて、それらが、国民にどの程度利用されているかを共通的な比較指標を用いて検査するとともに、同様に、民間事業者が利用するシステムとして各省庁がそれぞれ導入している電子入札システムの利用状況についても検査した。

(1) 電子申請等関係システムの利用状況

ア システムの概要等

各省庁は、国民が国の行政機関とこれまで書面を用いてやり取りしてきた申請・届出等手続について、その利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、手続を電子化し、電子申請書類の受付等を行うための電子申請等関係システムを整備・運用している。同システムは、 国民からのインターネットによる各種申請・届出等手続の一元的な窓口機能を有するシステム(以下「汎用システム」という。)と、 大量かつ反復継続して行われる手続を扱い、当該手続の個別のシステムとして整備することが効率的であるとして構築されたシステム(以下「専用システム」という。)の2種類に分けられる。

検査の対象とした各省庁の内部部局が管理・運用する電子申請等関係システムは、 図表3-1のとおり、汎用システムは16省庁16システム、専用システムは12省庁25シス テム、合計で20省庁41システムとなっている。

これら41システムの整備・運用に係る15、16両年度の支払金額は、合計329億円に 上っており、このうち、汎用システム分は100億円、専用システム分は229億円となっている。

なお、総務省電波利用電子申請・届出システムについては、総合無線局監理システムの一部であり、同監理システムの契約に含まれていること、また、経済産業本省の新世代統計システム、企業活動基本調査オンラインシステム及び国土交通本省の道路占用許可電子申請システムについては、他のシステムを含んで契約されていることから、上記の支払金額には計上していない。

図表3-1 電子申請等関係システムの導入状況及び支払金額

(単位:百万円)

					支払金額	· 日/1/口/
省庁名	電子申請等関係システム名	システム形態	システム運用		人 14 亚 朗	
B/1 L	も」が明みばいノスノムロ	ンハノムル感	開始年月	15年度	16年度	合計
内閣本府	内閣府電子申請・届出システム	汎用	15年5月	286	113	400
警察庁	警察庁電子申請・届出システム	汎用	15年3月	132	80	213
防衛本庁	防衛庁申請・届出システム	汎用	15年3月	100	107	208
ᄉᅖᄼ	金融庁電子申請・届出システム	汎用	15年3月	525	266	791
金融庁	証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書 類に関する電子開示システム (EDINET)	専用	13年6月	306	322	629
公正取引委員会	共通受付等システム	汎用	14年4月	21	74	95
	総務省電子申請・届出システム	汎用	14年3月	306	434	741
総務本省	政治資金政党助成業務システム	専用	17年2月	236	237	474
	総務省電波利用電子申請・届出システム 注(3)	373	15年3月	(9,008)	(8,285)	(17,293)
	総合的な受付・通知システム	汎用	15年3月	821	354	1,176
法務本省	<うちオンライン登記申請システム> 注(1)	<i>7</i> 67 13	16年6月	<379>	<127>	<507>
	乗員上陸許可支援システム	専用	15年7月	33	50	83
外務省	汎用受付等システム	汎用	15年3月	103	78	182
財務本省	財務省電子申請システム	汎用	15年3月	175	149	325
国税庁	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	専用	16年2月	8,051	8,564	16,616
国17675	情報公開請求受付システム	न्म।	16年3月	1	2	4
文部科学本省	オンライン申請システム	汎用	15年3月	608	200	808
人即刊于平日	電子調査票収集システム	専用	15年4月	52	81	134
	厚生労働省電子申請・届出システム 注(2)	汎用	15年3月	606	496	1,103
	労働保険適用徴収電子申請システム		15年10月	17	117	135
厚生労働本省	港湾EDIシステム		15年7月	26	30	57
学工力 倒平自	労働経済動向パイロットシステム	専用	12年11月	10	7	17
	毎月勤労統計オンラインシステム		14年1月	168	165	334
	社会福祉法人現況報告書システム		12年6月	0	0	0
	農林水産省電子申請システム	汎用	15年3月	413	37	451
農林水産本省	動物検疫検査手続電算処理システム(ANIPAS)	+ 6	9年4月	150	147	297
	輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK)	専用	9年4月	172	68	241
水産庁	漁獲管理情報処理システム	専用	9年1月	305	299	605
	経済産業省電子申請システム	汎用	16年1月	585	173	759
	新世代統計システム 注(3)		12年2月	(354)	(271)	(626)
経済産業本省	貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)	専用	12年4月	306	214	521
	工業標準策定システム		14年4月	162	177	340
	企業活動基本調査オンラインシステム 注(3)		16年6月	(127)	(108)	(236)
特許庁	電子出願関連事務処理システム	専用	2年12月	587	736	1,324
158173	弁理士試験願書請求受付システム	- 7 /11	16年2月	7	3	11
	国土交通省オンライン申請システム	汎用	13年6月	1,086	620	1,707
国土交通本省	港湾EDIシステム		15年6月	42	58	101
四工人地平日	道路占用許可電子申請システム 注(3)	専用	13年2月	(248)	(163)	(411)
	特殊車両オンライン申請システム		16年3月	810	95	906
海上保安庁	港湾EDIシステム	専用	15年6月	39	54	94
環境省	環境省電子申請システム	汎用	14年3月	280	175	456
最高裁判所	最高裁判所汎用受付等システム	汎用	16年7月	214	416	631
	汎用システム計 (A)	16システム		6,270	3,781	10,051
	専用システム計 (B)	25システム		11,494	11,439	22,933
	合計(A) + (B)	41システム		17,764	15,220	32,985

注(1) 法務本省のオンライン登記申請システムは、総合的な受付・通知システムと接続している。

(オンライン利用開始年月は15年10月) 注(3) ()書きの支払金額は、システム合計額に含まれていない。

イ システムの利用可能手続の状況

(ア) 利用可能な手続数

注(2) 社会保険庁の手続は、厚生労働省電子申請・届出システムで受け付けている。

政府の公表資料によると、行政機関が扱う申請・届出等手続でオンライン化さ れた手続数は、12年度末にはオンライン化対象11,123手続のうち124手続(1.1 %) しかなかったが、16年度末にはオンライン化対象14,205手続のうち13,669手 続(96.2%)と、対象手続のほとんどがオンライン化されている状況である。

今回、17年9月末現在における電子申請・届出等(以下「電子申請」という。) (注4) の状況について、電子申請を行う場合の電子証明書等の必要性を含めて検査した ところ、電子申請が可能な手続の数は、図表3-2のとおり、汎用システムで 12,899手続(89.8%)、専用システムで1,455手続(10.1%)計14,354手続となっ ている。

電子申請に当たり、電子署名が本人によって行われたも (注4) 電子証明書 のであることを証明するための電磁的記録

図表3-2 電子申請が可能な手続数と電子証明書等の必要性の状況(17年9月末現在) (単位:手続、

				ツェリ (単位)	<u>: </u>
省庁名	汎用システム名	電子申請が 可能な手続 数	電子証明書 が必要な手続 の割合	電子証明書 は必要ないが ID等が必要な 手続の割合	等が必要ない
内閣本府	内閣府電子申請・届出システム	107	94.3	5.6	0
警察庁	警察庁電子申請・届出システム	172	100	0	0
防衛本庁	防衛庁申請・届出システム	43	93.0	6.9	0
金融庁	金融庁電子申請・届出システム	1,550	99.7	0	0.2
公正取引委員会	共通受付等システム	23	86.9	0	13.0
総務本省	総務省電子申請・届出システム	773	100	0	0
法務本省	総合的な受付・通知システム	161	97.5	2.4	0
外務省	汎用受付等システム	36	75.0	25.0	0
財務本省	財務省電子申請システム	253	98.8	0	1.1
文部科学本省	オンライン申請システム	2,031	99.9	0	0.0
厚生労働本省	厚生労働省電子申請・届出システ ム	1,755	85.7	14.2	0
農林水産本省	農林水産省電子申請システム	1,103	100	0	0
経済産業本省	経済産業省電子申請システム	2,682	99.7	0.1	0.1
国土交通本省	国土交通省オンライン申請システ ム	1,976	66.6	33.3	0
環境省	環境省電子申請システム	225	98.2	0	1.7
最高裁判所	最高裁判所汎用受付等システム	9	100	0	0
汎用シ	ステム計 (A) 16システム	12,899 (89.8)	<92.6>	<7.2>	<0.1>

		Ī			
省庁名	専用システム名	電子申請が 可能な手続 数	電子証明書 が必要な手続 の割合	電子証明書 は必要ないが ID等が必要な 手続の割合	等が必要ない
金融庁	証券取引法に基づく有価証券報告 書等の開示書類に関する電子開示 システム(EDINET)	11	0	100	0
W 25 (1)	政治資金政党助成業務システム	8	100	0	0
総務本省	総務省電波利用電子申請・届出シ ステム	144	100	0	0
法務本省	乗員上陸許可支援システム	5	0	100	0
国税庁	国税電子申告・納税システム(e- Tax)	905	100	0	0
	情報公開請求受付システム	2	0	0	100
文部科学本省	電子調査票収集システム	5	0	100	0
	港湾EDIシステム	5	0	100	0
	労働保険適用徴収電子申請システ ム	48	100	0	0
厚生労働本省	労働経済動向パイロットシステム	1	0	100	0
	毎月勤労統計オンラインシステム	1	0	100	0
	社会福祉法人現況報告書システム	1	0	100	0
農林水産本省	動物検疫検査手続電算処理システ ム(ANIPAS)	6	0	100	0
辰怀小庄平自	輸入植物検査手続電算処理システム(PQ-NETWORK)	7	0	100	0
水産庁	漁獲管理情報処理システム	2	0	0	100
	新世代統計システム	3	100	0	0
経済産業本省	貿易管理オープンネットワークシ ステム (JETRAS)	7	100	0	0
还	工業標準策定システム	1	0	100	0
	企業活動基本調査オンラインシス テム	1	0	100	0
特許庁	電子出願関連事務処理システム	274	0	100	0
1911/1	弁理士試験願書請求受付システム	1	0	100	0
	港湾EDIシステム	4	0	100	0
国土交通本省	道路占用許可電子申請システム	1	0	100	0
	特殊車両オンライン申請システム	1	100	0	0
海上保安庁	港湾EDIシステム	11	0	100	0
専用シス	ステム計 (B) 25システム	1,455		Z 00 0 5	40.0 5
		(10.1)	<76.7>	< 23.0 >	<0.2>
合計	(A)+(B) 41システム	14,354 (100)	< 90.9 >	< 8.8>	< 0.1 >
		(100)	.00.07	.0.07	,0,1,

(注) (A) 欄及び(B) 欄の() は、合計の手続数に対する構成比。 、 、 欄の<>は、それぞれ(A) 欄又は(B) 欄を100とした場合の比率

(イ) 電子申請に際しての電子証明書等の必要性の状況

電子申請が可能な手続は、電子申請の際、 電子証明書の添付が必要な手続、 電子証明書は必要ないが、事前登録により国の行政機関から配布されるID・パスワードが必要となる手続、 電子証明書、ID・パスワードのいずれも必要ない手続の3つに区分される。これらの手続の状況を汎用システム、専用システム

の別にみると、次のとおりである。

a 汎用システム

汎用システムで電子申請が可能な12,899手続について、電子申請の際の電子証明書等の必要性をみると、前掲図表3-2のとおり、 電子証明書の添付が必要な手続は92.6%と高く、 電子証明書は必要ないがID・パスワードが必要な手続は7.2%、 電子証明書、ID・パスワードのいずれも必要としない手続は0.1%となっている。

b 専用システム

専用システムで電子申請が可能な1,455手続について、電子申請の際の電子証明書等の必要性をみると、前掲図表3-2のとおり、 電子証明書の添付が必要な手続は76.7%、 電子証明書は必要ないがID・パスワードが必要な手続は23.0%、 電子証明書、ID・パスワードのいずれも必要としない手続は0.2%となっている。

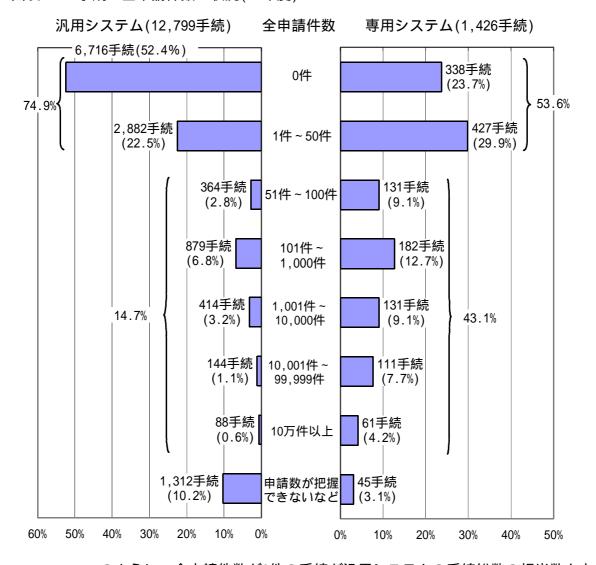
したがって、電子証明書を取得せずにID・パスワードにより電子申請ができる手続の割合は、専用システムが汎用システムの3倍程度高くなっている。

(ウ) 利用可能手続の全申請件数の状況

16年度末において電子申請が可能な手続数は、巻末の別表 のとおり、汎用システム12,799手続、専用システム1,426手続である。これらの手続について、16年度の全申請件数(電子申請件数と書面による申請件数の計)の分布状況をみると、図表3-3のとおりである。

このうち、各汎用システムで受け付けることができる手続についてみると、全申請件数が0件の手続が全体の52.4%、1件以上50件以下の手続が22.5%となっていて、電子申請を可能にしたものの、全申請件数そのものが少ない手続が74.9%を占めている。

図表3-3 手続の全申請件数の状況(16年度)



このように、全申請件数が0件の手続が汎用システムの手続総数の相当数を占めている背景には、e-Japan重点計画等において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各省庁が、原則としてすべての手続をオンライン化してきたことがある。

一方、各専用システムで受け付けることができる手続については、16年度の全申請件数が0件の手続は全体の23.7%、1件以上50件以下の手続を含めると50%以上を占めている。

ウ システムの利用状況

(ア) 電子申請数の推移

電子申請等関係システムにおける15年度から17年度上期にかけての電子申請数

の推移は、巻末の別表 のとおりとなっている。このうち15年度から16年度にかけての全体の伸びは、汎用システムでは約15倍、専用システムでは約1.2倍となっている。

(イ) 16年度における電子申請等関係システムの利用状況

16年度における電子申請数を全申請件数で除した率(以下「電子申請率」という。)は、図表3-4のとおり、汎用システムと専用システムの合計で0.94%となっており、これを汎用システム、専用システムの別にみると、次のとおりである。

a 汎用システム

、汎用システムの電子申請率は、「防衛庁申請・届出システム」(3.79%)、

「金融庁電子申請・届出システム」(7.72%)及び公正取引委員会の「共通受付等システム」(3.92%)以外の13システムは1%にも満たず、特に全申請件数の多い法務省の総合的な受付・通知システム及び厚生労働省電子申請・届出システムはそれぞれ0.00%、0.01%となっており、全体でも0.02%と極めて低い状況となっている。これは、申請の機会自体が少ない割りには、ほとんどの手続において電子証明書の取得が必要となっていること、申請前にも数段階にわたって事前準備作業が必要となっていることなどシステムの利用の際の煩雑さなどが原因と思料される。

b 専用システム

専用システムの電子申請率は、0%から99.3%までシステムによって大きな格差があるが、全体では5.57%となっている。

利用率の高いシステムには、漁獲管理情報処理システム(99.3%)、工業標準策定システム(97.1%)、電子出願関連事務処理システム(89.0%)があるが、申請者本人に代わり代理人が報告できるよう電子署名を不要としたこと、電子データでないと申請できないようになっていること、ユーザの利便性を考慮して手続の簡略化を行ってきたことなどが高い原因であるとしている。

一方、利用率の低いもののうち、政治資金政党助成業務システム(0%)は、17年2月の運用開始から間もないことから、16年度末時点で都道府県におけるシステムの受付窓口が整備されていないこと、労働保険適用徴収電子申請システム(0.02%)及び全申請件数の多い国税電子申告・納税システム(e-Tax)(0.1%)は、電子証明書の取得に費用がかかることなどが低い原因であるとしている。

図表3-4 電子申請等関係システムの16年度の利用状況

(単位:件、百万円)

				,	半四.叶	
		電子申請				開発・運用
省庁名	30円とフェルタ		全申請件数	ニフナ サル	電子申請率	
自厂石	汎用システム名	が可能な	(A)	電子申請数	(B) / (A)	経費(16年度
		手続数	(71)	(B)	(5) / (//)	支払金額)
上 明上点		407	= 100	` '	0.050/	110
内閣本府	内閣府電子申請・届出システム	107	5,162	3	0.05%	113
警察庁	警察庁電子申請・届出システム	171	1,433	12	0.83%	80
防衛本庁	防衛庁申請・届出システム	41	1,975	75	3.79%	107
金融庁	金融庁電子申請・届出システム	1,550	902,293	69,695		266
公正取引委員会	共通受付等システム	23	74,635	2,929	3.92%	74
総務本省	総務省電子申請・届出システム	773	24,812	38	0.15%	434
_75()	総合的な受付・通知システム	160	241.388.552	1.715	0.00%	354
法務本省	<うちオンライン登記申請システム>()	<7>	<239,300,956>	<1.520>	<0.00%>	<127>
りるない				<1,020 <i>></i>		
外務省	汎用受付等システム	36	9,178	/	0.07%	78
財務本省	財務省電子申請システム	253	77,856	39	0.05%	149
文部科学本省	オンライン申請システム	2,031	160,495	7	0.00%	200
	厚生労働省電子申請・届出システム	1.745	143,667,280	28,356	0.01%	496
厚生労働本省	<うち社会保険関係手続>	<236>	<118,925,735>	<2,896>	<0.00%>	
曲サルネナル						^-
農林水産本省	農林水産省電子申請システム	1,103	161,749	3	0.00%	37
経済産業本省	経済産業省電子申請システム	2,682	448,855	2,815		173
国土交通本省	国土交通省オンライン申請システム	1,907	2,290,126	7,042	0.30%	620
環境省	環境省電子申請システム	215	4.904	22	0.44%	175
最高裁判所	最高裁判所汎用受付等システム()	2	把握不可	1	把握不可	416
				440.750		
計	16システム	12,799	389,219,305	112,759	0.02%	3,781
		電子申請				開発・運用
/lac- /-	まのショニ / ク		全申請件数		電子申請率	
省庁名	専用システム名	が可能な	(A)	電子申請数	(B) / (A)	経費(16年度
		手続数	(71)	(B)	(5) / (//)	支払金額)
	エ光四コはに甘べて大原江光切り事物の明			` '		
	証券取引法に基づく有価証券報告書等の開					
金融庁	示書類に関する電子開示システム					
	(EDINET)	11	63,961	46,667	72.96%	322
	政治資金政党助成業務システム()	8	8.346	0	0%	237
総務本省	総務省電波利用電子申請・届出システム	128	370,224	568	070	
`+7b-+/\\	総防目电放列用电丁中間 旧山ノスノム チョーは サーナ・ファーノ					注(3)(8,28 <u>5)</u>
法務本省	乗員上陸許可支援システム	5	2,358,872	385,872	16.35%	50
						- 00
	国税電子申告・納税システム			Í		00
国税庁		893	61,917,364	61,989		
国税庁	国税電子申告・納税システム (e-Tax)()		61,917,364	,	0.10%	8,564 2
	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム	2	100,693	5,113	0.10% 5.07%	8,564 2
国税庁 文部科学本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム	2 4	100,693 75,235	5,113 31,520	0.10% 5.07% 41.89%	8,564 2 81
	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2)	2 4 5	100,693 75,235 75,704	5,113 31,520 12,238	0.10% 5.07% 41.89% 16.16%	8,564 2 81 30
文部科学本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム	2 4	100,693 75,235	5,113 31,520	0.10% 5.07% 41.89%	8,564 2 81
	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム	2 4 5	100,693 75,235 75,704	5,113 31,520 12,238	0.10% 5.07% 41.89% 16.16%	8,564 2 81 30
文部科学本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム	2 4 5	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165	5,113 31,520 12,238 1,308 634	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21%	8,564 2 81 30 117 7
文部科学本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム	2 4 5 48 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17%	8,564 2 81 30 117 7
文部科学本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム	2 4 5	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165	5,113 31,520 12,238 1,308 634	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17%	8,564 2 81 30 117 7
文部科学本省 厚生労働本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 送働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム	2 4 5 48 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25%	8,564 2 81 30 117 7 165 0
文部科学本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)	2 4 5 48 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25%	8,564 2 81 30 117 7
文部科学本省 厚生労働本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 送働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム	2 4 5 48 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25%	8,564 2 81 30 117 7 165 0
文部科学本省 厚生労働本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)	2 4 5 48 1 1 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 6.25% 87.65%	8,564 2 81 30 117 7 165 0
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK)	2 4 5 48 1 1 1 1 6	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147
文部科学本省 厚生労働本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物特疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 新世代統計システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物特疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271)
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 新世代統計システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271)
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 6.25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271)
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 新世代統計システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271)
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 港湾EDIシステム 港湾EDIシステム 対働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PC-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 新世代統計システム (JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム()	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108)
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)()情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 港湾EDIシステム 港湾EDIシステム 対働保険適用徴収電子申請システム 対働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)輸入植物検査手続電算処理システム (PC-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 新世代統計システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム() 電子出願関連事務処理システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 1 274	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,788	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108)
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム セ会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PO-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 新世代統計システム 貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム() 電子出願関連事務処理システム 弁理士試験願書請求受付システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17% 10.00% 89.03% 49.51%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)()情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 港湾EDIシステム 港湾EDIシステム 対働保険適用徴収電子申請システム 対働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)輸入植物検査手続電算処理システム (PC-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 新世代統計システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム() 電子出願関連事務処理システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 1 274	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413 15,352	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,788 7,602	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17% 10.00% 89.03% 49.51%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省 特許庁	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム セ会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PO-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 罰管理すープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム() 章子出願関連事務処理システム 弁理土試験願書請求受付システム 港湾EDIシステム	2 4 5 48 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 1 2 7	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413 15,352 978,513	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,788 7,602 152,465	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 99.17% 10.00% 89.03% 49.51%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3 58
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 有月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム() 市子出願関連事務処理システム 発達EDIシステム 道路占用許可電子申請システム	2 4 5 48 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 1 2 7	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413 15,352 978,513 18,851	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,788 7,602 152,465 2,320	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 99.17% 10.00% 89.03% 49.51% 15.58%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3 58 注(3) (163)
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省 特許庁 国土交通本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム も会議が表し、現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 電子出願関連事務処理システム 介理士試験願書請求受付システム 治湾EDIシステム 道路占用許可電子申請システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 1 1 2 1 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413 15,352 978,513 18,851 144,528	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,788 7,602 152,465 2,320 4,297	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17% 10.00% 89.03% 49.51% 15.58% 12.30% 2.97%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3 3 58 注(3) (163) 95
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省 特許庁 国土交通本省 海上保安庁	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 有月勤労統計オンラインシステム 社会福祉法人現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム() 市子出願関連事務処理システム 発達EDIシステム 道路占用許可電子申請システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 274 4 4 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413 15,352 978,513 18,851 144,528 1,529,359	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,7602 7,602 152,465 2,320 4,297 335,467	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17% 10.00% 89.03% 49.51% 15.58% 12.30% 2.97% 21.93%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3 58 注(3) (163) 58
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省 特許庁 国土交通本省 海上保安庁	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム も会議が表し、現況報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム 電子出願関連事務処理システム 介理士試験願書請求受付システム 治湾EDIシステム 道路占用許可電子申請システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 1 1 2 1 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413 15,352 978,513 18,851 144,528	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,7602 7,602 152,465 2,320 4,297 335,467	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17% 10.00% 89.03% 49.51% 15.58% 12.30% 2.97% 21.93%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3 58 注(3) (163) 58
文部科学本省 厚生労働本省 農林水産本省 水産庁 経済産業本省 特許庁 国土交通本省	国税電子申告・納税システム (e-Tax)() 情報公開請求受付システム 電子調査票収集システム 港湾EDIシステム 注(2) 労働保険適用徴収電子申請システム 労働経済動向パイロットシステム 毎月勤労統計オンラインシステム も会議が表し、現別報告書システム 動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) 輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) 漁獲管理情報処理システム 買易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) 工業標準策定システム の「JETRAS) 工業標準策定システム 企業活動基本調査オンラインシステム() 定子出願関連事務処理システム 全業活動基本調査オンラインシステム() 電子出願関連事務処理システム 治湾EDIシステム 道路占用許可電子申請システム 持殊車両オンライン申請システム	2 4 5 48 1 1 1 1 6 7 2 3 3 7 1 1 1 274 4 4 1 1	100,693 75,235 75,704 5,228,858 12,165 227,269 1,407 243,293 457,640 194,686 500,000 47,599 709 42,000 2,578,413 15,352 978,513 18,851 144,528 1,529,359	5,113 31,520 12,238 1,308 634 57,205 88 213,268 347,270 193,388 136,990 4,515 689 4,200 2,295,7602 7,602 7,602 152,465 2,320 4,297 335,467 4,301,461	0.10% 5.07% 41.89% 16.16% 0.02% 5.21% 25.17% 6.25% 87.65% 75.88% 99.33% 27.39% 9.48% 97.17% 10.00% 89.03% 49.51% 15.58% 12.30% 2.97% 21.93%	8,564 2 81 30 117 7 165 0 147 68 299 注(3) (271) 214 177 注(3) (108) 736 3 58 注(3) (163) 95 54

注(1) 全申請件数(A)は、電子申請が可能な手続の全申請件数を合計したものであるが、手続によっては、実績ではなく推計で集計したものもある。

注(2) 厚生労働本省の港湾 E D I システムの全申請件数(A)及び電子申請数(B)は、5手続のうちの 1手続の数値である。

注(3)()書きの支払金額は、図表3-1と同様に、専用システムの計には含まれていない。

注(4) ()のシステムは、その運用開始時期(ただし、国税電子申告・納税システム(e-Tax)については、全国に運用が拡大された時期)が16年度の途中となっているため、電子申請数(B)の集計期間は全申請件数(A)のそれと同一ではない。

エ システムの利用の向上に向けた課題

上記のように、電子申請率が低いシステムが多いのは、国民に手続のオンライン 化の状況が十分周知されていないことや、オンライン化されている手続の中には添 付書類の提出など手続の一部がオンライン化されていないため、利用者にとって使 い勝手が悪いことも考えられるが、電子証明書取得や事前の準備作業のために手間 と経費を要するものがあることなどが要因となっており、これらの問題を解決する ことが電子申請を普及させる上での一つの課題となっていると考えられる。

そこで、電子申請の利用手続や電子証明書等の必要性について、更に検査した。

(ア) 電子申請の利用手続の流れ

事前準備作業を含めた電子申請の利用手続について、国民生活との関わりが深く全申請件数自体は多いのに電子申請率がまだ低いシステムのうち、 オンライン登記申請システムを含む「総合的な受付・通知システム」、 「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」、 社会保険・労働保険関係の手続を含む「厚生労働省電子申請・届出システム」の各システムの概要、利用のマニュアル、電子申請の手順等実際の作業の流れは、巻末の別表 のとおりである。

すなわち、これらのシステムには、いずれも電子証明書の取得が必要となる手続がある。例えば個人が公的個人認証サービスを利用する場合、市区町村で住民基本台帳カードを取得し、これに電子証明書の発行(手数料は住民基本台帳カードが5百円程度、電子証明書が5百円程度、計1千円程度)を受けるとともに、ICカードリーダライタ(ICカードの情報を読み込むためのもので、価格は3千円程度から)を購入する必要がある。また、法人が、例えば民間認証局から電子証明書(同証明書の有効期間が約2年間のもので2万円から3万円)を取得する場合、個人と同様に電子証明書に対応したICカードリーダライタを別途購入する必要がある。

このように、上記の3システムでは、電子申請の利用手続に係るマニュアルは整備されているものの、利用者が実際に電子申請手続を完了させるまでには様々な手順が必要とされ、その操作にはパーソナルコンピュータの取扱いに習熟を要するだけでなく、時間と経費を要する状況となっている。

(イ) 電子証明書等の必要性

電子申請が可能な手続のうち、 電子証明書が必要な手続と、 電子証明書は必要ないがID・パスワードが必要な手続の電子申請率について、後者の手続が比較

的多く含まれている厚生労働本省及び国土交通本省の汎用システムを対象にして検査したところ、図表3-5のとおり、いずれもよりもの手続の方が電子申請率が高くなっていた。

図表3-5 電子証明書、ID・パスワード別の利用状況(16年度)

<u> </u>	1 17 1 2 1 755	01 100000	1 1/2/	
システム名	な手続数	左のうち、16年 度の全申請件数 が0件の手続を除 いた手続数	電子証明書が必 要な手続数 (電子申請率)	ID・パスワード が必要な手続数 (電子申請率)
厚生労働省電子申請・届出システム	1,745	996	909	87
	(0.019%)	(0.019%)	(0.006%)	(3.970%)
国土交通省オンライン申請システム	1,907	1,084	690	394
	(0.300%)	(0.300%)	(0.202%)	(0.460%)

そこで、各省庁の汎用システムの中で全申請件数の多いものから順に最大で20手続、計282手続について、電子申請ではなく書面で申請する場合の本人確認等の方法について検査した。その結果、図表3-6のとおり、書面申請の場合は「身分証明書等による本人確認は行わず、実印及び印鑑証明書も必要でない」手続が61.3%で過半を占めているが、これらの手続についても、電子申請の際には電子証明書を必要としているものが8割以上となっていた。

図表3-6 書面申請における本人確認方法と押印の必要状況(16年度)

		電子申請の対	場合の電子証明書等の必	必要性の状況
本人確認等の形態	手続数 (割合)	電子証明書が必要	ID・パスワードが 必要	電子証明書又はID ・パスワードを必要 としない
窓口で身分証明書等による 本人確認を行い、実印及び 印鑑証明書も必要	2 (0.7%)	2	0	0
窓口で身分証明書等による 本人確認を行うが、実印及 び印鑑証明書は必要ない	36 (12.7%)	33	3	0
窓口で身分証明書等による 本人確認は行わないが、実 印及び印鑑証明書は必要	17 (6.0%)	17	0	0
窓口で身分証明書等による 本人確認は行わず、実印及 び印鑑証明書も必要ない	<100%> 173 (61.3%)	<85.5%> 148	<11.5%> 20	<2.8%> 5
その他	54 (19.1%)	53	0	1
合計	282 (100%)	253	23	6

以上のとおり、今後、電子申請等関係システムの利用の拡大を図っていくに際しては、新たに手続をオンライン化することの必要性、経済性を十分検討した上で、

広報・普及活動を強化したり、添付書類の取扱いの見直しや利用促進のためのインセンティブ措置の導入を検討したりすることはもとより、各システムの操作性を向上させたり、手続によっては電子証明書に代えてID・パスワードによる本人確認に移行したりすることを検討し、国全体としても、電子証明書の取得に必要な住民基本台帳カードやICカードリーダライタの普及に取り組むことが必要である。

電子証明書等の必要性を見直した結果、電子申請の利用状況が改善した参考事例を示すと、次のとおりである。

(g) 電子証明書をID・パスワードに代えた結果、電子申請数が増加したもの 社会保険庁では、電子申請の利用促進策の一環として、17年7月から同年 9月まで、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」ほか5手 続を3社会保険事務所において試行的に変更し、社会保険労務士が本人の代 理で申請する場合、従前、社会保険労務士及び本人両者の電子証明書が必 要であったものを、本人についてはID・パスワードに代えた。その結果、 上記6手続の電子申請数は、16年度は月平均197件であったのに対し、17年 度7月から9月には月平均948件に増加した。

これを受けて、同庁では、18年6月から、全国の社会保険事務所において 同様の取組を実施している。

オ 国における取組状況

政府は、18年1月に策定した「IT新改革戦略」において、「オンライン利用促進対象手続について、各手続の利用目標を含む利用促進行動計画を2005年度に策定・公表し、2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成する」こととしている。これを受けて関係省庁は、17年度末に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定、公表し、利用者の視点に立って、添付書類の電子化、省略・廃止、インセンティブの付与、処理期間の短縮、本人確認方法の簡素化等について検討を進めることとしている。

こうした中で総務省は、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の 業務・システム最適化計画」に基づき、国民等利用者の利便性の向上等の観点から 17年度末までに、「電子政府の総合窓口」に各省庁の電子申請を一元的に受け付け るための窓口システムを整備しており、関係省庁は原則として、18年度までに電子 申請等関係システムの窓口機能の移行作業等を行うとしている。

(2) 電子入札システムの利用状況

ア システムの概要等

(ア) 電子入札システムの概要

各省庁は、調達手続の電子化推進の一環として、電子入札システムを導入している。

電子入札システムは、公共工事の発注(工事に係る業務の発注も含む。以下同じ。)及び物品・役務の調達に当たり、従来、入札参加希望者が発注機関まで出向くか郵送で行っていた入札書の提出等をインターネットを利用して行えるようにし、企業の負担軽減だけでなく行政事務の簡素化・合理化も図ることを目的として開発し、運用しているものである。これにより事業者は、競争参加資格の確認申請、申請結果の確認、入札参加に必要な証明書等の書類の提出、入札書の送付、入札結果の確認、再度入札等の一連の入札手続を事業所から行うことができることとなった。

(イ) 電子入札システムの開発の経緯

物品・役務の調達手続の電子化は、総務省が中心となり、汎用性のある物品等の電子入札・開札システムの導入について11年度から取り組み、14年10月からシステムの運用を開始している。その後、同省は、各省庁の電子入札システムの導入に資するようシステムのソフトウェアを各省庁に無償で配布している(以下、このシステムを「総務省系入札システム」という。)。なお、同システムは物品・役務の調達用に構築したものであるが、ソフトウェアを改良することで、工事の入札業務にも対応する機能も追加することができるようになっている。

一方、工事の発注手続の電子化は、国土交通省が、13年10月から一部の直轄事業で電子入札システムの運用を開始している。同省は、開発した電子入札システムのソフトウェアを一般に無償で提供しており、これを受けて2公益法人は、汎用性の高い電子入札システムのソフトウェアを開発し、有償で提供している(以下、このシステムを「国土交通省系入札システム」という。)。なお、国土交通省系入札システムの機能は順次拡大され、15年度には総務省系入札システムを活用し、物品調達の入札業務にも対応できる機能が付加されている。

イ システムの導入状況

上記の電子入札システムについては、各省庁の内部部局が管理・運用しているも

のを検査の対象とした。図表3-7のとおり、各省庁は、毎年実施している工事又は物品・役務の入札案件数を考慮するなどして、総務省系又は国土交通省系のいずれかの入札システムを選定し、ほとんどの省庁が15年度末までにシステムを導入し、運用を開始している。そして、これらの電子入札システムに係る15、16両年度の支払金額は、合計で46億円となっている。

図表3-7 電子入札システムの導入状況及び支払金額

(単位:百万円)

		システム系				支払金額	
省庁名	システム名	統	入札機能	運用開始年月	15年度	16年度	合計
内閣本府	電子入札・開札システム			16年3月	101	48	149
(公正取引委員会)	(電子入札・開札システム)		物品・役務			2	2
総務本省	総務省電子入札・開札システム		120日 1又分	14年12月	104	93	197
外務省	電子入札・開札システム	総務省系		16年2月	68	147	216
警察庁	電子入札システム	1		16年12月	20	36	57
経済産業本省	経済産業省電子入札システム	1	物品・役務、 工事	16年3月	37	56	94
環境省	電子入札・開札システム		-	16年3月	106	83	189
	総務省	省系システム 計	† (A)				906
法務本省	法務省電子入札システム			16年3月	20	104	124
財務本省	財務省電子入札システム			16年2月	48	85	133
文部科学本省	文部科学省電子入札システム			16年1月	191	160	352
厚生労働本省	電子入札システム		物品・役務、	16年1月	146	175	322
農林水産本省	電子入札システム	系	工事	16年2月	128	103	231
国土交通本省	国土交通省電子入札システム			15年4月(工 事)、16年2 月(物品・役 務)	1,340	1,198	2,538
	国土3	を通省系システ	3,703				
		合計(A)+(В)				4,610

注(1) 内閣官房、内閣法制局、宮内庁、公正取引委員会及び金融庁は内閣本府の電子入札システムを、公安調査庁は法務本省の電子入札システムを、国税庁は財務本省の電子入札システムを、社会保険庁及び中央労働委員会は厚生労働本省の電子入札システムを、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁は国土交通本省の電子入札システムをそれぞれ利用して電子入札を行っている。なお、公正取引委員会については、該当する支払金額があるために省庁名及びシステム名を()書きとした。

注(2) これらのシステムの中には、地方支分部局の電子入札を処理しているシステムもある。

ウ システムの利用状況

(ア) 入札対象案件数の推移

電子入札システムの導入後、各省庁は、入札対象案件のうち電子入札システムを利用する案件(以下「電子入札対象案件」という。)を順次選定している。内部部局における15年度から17年度(9月まで)の年度別の、入札対象案件数に占める電子入札対象案件数の割合は、図表3-8のとおり、工事、物品・役務のいずれも年々増加しており、17年度上半期では、それぞれ41.1%、54.5%となっている(各省庁の状況については巻末の別表参照)。

図表3-8 電子入札対象案件数の推移

(単位:件)

			15年度			16年度		17年度(9月まで)			
項目		入札対象 案件数 (A)	電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)	案件数	電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)	案件数	電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)	
工事 訁	t	649	132	20.3%	513	143	27.8%	197	81	41.1%	
物品・役務			129	5.0%	3,531	1,299	36.7%	2,264	1,234	54.5%	

電子入札対象案件数の割合を省庁別にみると、工事、物品・役務のいずれにおいても、省庁によって0%から100%まで極端な差がある。この割合が低い省庁についてみると、システムが導入されて間もないことから担当者が試行的に電子入札を実施していること、入札案件のうち政府調達案件だけを電子入札対象案件としていること、入札が集中するような場合、1日に処理できる電子入札の件数に限りがあることなどをその理由としている。

(イ) 電子入札システムの利用状況

15年度から17年度(9月まで)の間の電子入札システムの利用状況について、入札参加者の全部又は一部が電子入札システムを利用して入札した案件数が電子入札対象案件数に占める率(以下「電子入札率」という。)をみると、図表3-9及び3-10のとおりとなっている。

すなわち、同期間の電子入札率の推移は、工事では、78.7%(電子入札実施件数104件)、86.0%(同123件)、88.8%(同72件)とおおむね高い水準であるが、入札参加者がすべて電子入札している割合は低下している。また、物品・役務の電子入札率は、28.6%(同37件)、31.4%(同408件)、32.6%(同403件)と相対的に低い水準で推移しているほか、入札参加者がすべて電子入札している割合も横ばいないし低下傾向となっている。

図表3-9 電子入札システムの利用状況(工事)

(単位:件)

			15年度					16年度				17:	年度(9月	まで)	
	電子入	電子	² 入札実施	件数	電子入札	電乙 λ	電子	入札実施	件数	電子入札	電子入	電子	² 入札実施	件数	電子入札
省庁名	村 対象	すべて電 子入札B <b a="">	一部電子 入札C <c a=""></c>	計D (D/A)	を宝施せ	村 対象	すべて電 子入札B <b a="">	一部電子 入札C <c a=""></c>	計D (D/A)	を宝施せ	札対象 案件数	すべて 電子入 札B <b a="">	一部電子 入札C <c a=""></c>	計D (D/A)	电子八化 を実施せ ずE (E/A)
警察庁						3	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	3	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)
法務本省	0	0	0	0	0	2	0 <0%>	2 <100%>	(100%)	(0%)	0	0	0	0	0
財務本省	0	0	0	0	0	35	0 <0%>	32 <91.4%>	-	-	7	1 <14.2%>	5 <71.4%>	(85.7%)	1 (14.2%)
国税庁						0	0	0	0	0	3	0 <0%>	2 <66.6%>	(66.6%)	(33.3%)
文部科学本省	4	4 <100%>	0 <0%>	(100%)	(0%)	12	12 <100%>	0 <0%>	12 (100%)		2	50.0%>	0 <0%>	(50.0%)	(50.0%)
厚生労働本省	8	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	12	0 <0%>	3 <25.0%>	(25.0%)	9 (75.0%)	4	1 <25.0%>	2 <50.0%>	(75.0%)	(25.0%)
社会保険庁	1	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

			15年度					16年度				17年度 (9月まで)				
	電フλ	電子	入札実施	牛数	電フ λ +1	電フ λ	電子	入札実施		売フλ #Ⅰ	電子入	電子	入札実施	件数	電フ λ +1	
省庁名	電子入 札対象 案件数 A	すべて電 子入札B ◆B/A>	一部電子 入札C <c a=""></c>	計D (D/A)	電子入札 を実施せ ずE (E/A)	相対象	すべて電 子入札B <b a="">	一部電子 入札C <c a=""></c>	計D (D/A)	電子入札 を実施せ ずE (E/A)	村 対象	すべて 電子入 札B &/A>	一部電子 入札C <c a=""></c>	計D (D/A)	電子入札 を実施せ ずE (E/A)	
農林水産本省	1	0 <0%>	1 <100%>	1 (100%)	(0%)	2	50.0%>	1 <50.0%>	2 (100%)	(0%)	12	0 <0%>	12 <100%>	12 (100%)	(0%)	
経済産業本省	0	0	0	0	0	1	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	2	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	
国土交通本省	118	67 <56.7%>	32 <27.1%>	99 (83.8%)	19 (16.1%)		52 <73.2%>	16 <22.5%>	68 (95.7%)	(4.2%)	42	22 <52.3%>	20 <47.6%>	42 (100%)	(0%)	
気象庁	0	0	0	0	Ó	3	0 <0%>	2 <66.6%>	(66.6%)	(33.3%)	6	2 <33.3%>	4 <66.6%>	(100%)	(0%)	
海上保安庁	0	0	0	0	0	2	0 <0%>	2 <100%>	(100%)	(0%)	0	0	0	0	Ó	
合計	132	<53.7%>		104 (78.7%)	28 (21.2%)	143	65 <45.4%>	58 <40.5%>	123 (86.0%)	20 (13.9%)	81	27 <33.3%>	45 <55.5%>	72 (88.8%)	-	

(注) 斜線は電子入札化前

図表3-10 電子入札システムの利用状況 (物品・役務)

(単位:件)

			15年度	F				16年度	5年度 17年度(9)						: 1 +)	
	電子入札実施件数						電子入札実施件数					電子入札実施件数				
省庁名	電子入 札対象 案件数 A	すべて 電子入 札B <b a="">	一部電子入札C <c a=""></c>	計D (D/A)	電子入札 を実施せ ずE (E/A)	電子入 札対象 案件数 A		一部電 子入札C <c a=""></c>	≢∔D	電子入札 を実施せ ずE (E/A)	電子入 札対象 案件数 A	すべて	一部電 子入札C <c a=""></c>	計放 計D (D/A)	電子入札 を実施せ ずE (E/A)	
内閣官房	0	0	0	0	0	32	0 <0%>	4 <12.5%>	(12.5%)	(87.5%)	4	0 <0%>	25.0%>	1 (25.0%)	(75.0%)	
内閣法制局	0	0	0	0	0	5	0 <0%>	20.0%>	(20.0%)	(80.0%)	2	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	
内閣本府	8	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	121	0 <0%>	10 <8.2%>	(8.2%)	111 (91.7%)	80	5 <6.2%>	24 <30.0%>	29 (36.2%)	51 (63.7%)	
宮内庁	0	0	0	0	0	1	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	0	0	13	0 <0%>	7.6%>	(7.6%)	12 (92.3%)	8	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	8 (100%)	
警察庁							0 <0%>	0 <0%>	(0%)	63 (100%)	245	0 <0%>	0.4%>	(0.4%)	244 (99.5%)	
金融庁							0 <0%>	2 <11.1%>	2 (11.1%)	16 (88.8%)	25	0 <0%>	3 <12.0%>	3 (12.0%)	(88.0%)	
総務本省	23	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	23 (100%)	95	<2.1%>	5.2%>	(7.3%)	(92.6%)	88	<9.0%>	1 <1.1%>	9 (10.2%)	79 (89.7%)	
法務本省	0	0	0	0	0	17	2 <11.7%>	10 <58.8%>	12 (70.5%)	(29.4%)	39	3 <7.6%>	7 <17.9%>	10 (25.6%)	29 (74.3%)	
外務省	23	0 <0%>	3 <13.0%>	(13.0%)	20 (86.9%)	196	0 <0%>	8 <4.0%>	(4.0%)	188 (95.9%)	72	0 <0%>	1 <1.3%>	(1.3%)	71 (98.6%)	
財務本省	11	0 <0%>	49.0%>	(9.0%)	10 (90.9%)	142	6 <4.2%>	33 <23.2%>	39 (27.4%)	103 (72.5%)	79	2 <2.5%>	26 <32.9%>	28 (35.4%)	51 (64.5%)	
国税庁						0	0	0	0	0	72	2 <2.7%>	23 <31.9%>	25 (34.7%)	47 (65.2%)	
文部科学本省	5	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	46	<4.3%>	0 <0%>	(4.3%)	(95.6%)	19	4 <21.0%>	4 <21.0%>	8 (42.1%)	(57.8%)	
厚生労働本省	42	12 <28.5%>	16 <38.0%>	28 (66.6%)	(33.3%)	342	80 <23.3%>	189 <55.2%>	269 (78.6%)	(21.3%)	164	32 <19.5%>	102 <62.1%>	134 (81.7%)	30 (18.2%)	
社会保険庁	10	0 <0%>	30.0%>	(30.0%)	(70.0%)	27	0 <0%>	4 <14.8%>	4 (14.8%)	(85.1%)	2	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	
農林水産本省	0	0	0	0	0	18	0 <0%>	15 <83.3%>	15 (83.3%)	3 (16.6%)	35	2.8%>	17 <48.5%>	18 (51.4%)	17 (48.5%)	
経済産業本省	0	0	0	0	0	73	0 <0%>	3 <4.1%>	(4.1%)	70 (95.8%)	34	0 <0%>	5 <14.7%>	5 (14.7%)	29 (85.2%)	
国土交通本省	5	0 <0%>	2 <40.0%>	(40.0%)	(60.0%)	19	0 <0%>	14 <73.6%>	14 (73.6%)	(26.3%)	48	15 <31.2%>	28 <58.3%>	43 (89.5%)	5 (10.4%)	
気象庁	0	0	0	0	0	4	0 <0%>	25.0%>	(25.0%)	(75.0%)	19	0 <0%>	9 <47.3%>	9 (47.3%)	10 (52.6%)	
海上保安庁	2	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	2	0 <0%>	1 <50.0%>	(50.0%)	(50.0%)	142	16 <11.2%>	41 <28.8%>	57 (40.1%)	85 (59.8%)	
海難審判庁	0	0	0	0	0	1	0 <0%>	0 <0%>	(0%)	(100%)	0	0	0	0	0	
環境省	0	0	0	0	0	64	0 <0%>	15 <23.4%>	15 (23.4%)	(76.5%)	57	0 <0%>	22 <38.5%>	22 (38.5%)	35 (61.4%)	
合 計	129	12 <9.3%>	25 <19.3%>		92 (71.3%)	1,299	92 <7.0%>	316 <24.3%>	408 (31.4%)	891 (68.5%)	1,234	88 <7.1%>	315 <25.5%>	403 (32.6%)	831 (67.3%)	

(注) 斜線は電子入札化前

エ システムの利用の向上に向けた課題

前記のように電子入札率が低いシステムについては、入札参加希望者にとって電子入札システムを利用するメリットが顕著には感じられないこと、また、従前から紙媒体による入札を行っていることなどから、電子入札を行う誘引が働きにくいことなどが要因と考えられる。

そこで、各省庁の電子入札システムを利用する際の手続の相違や、入札書の提出 以外の入札関係手続の状況について、更に検査した。

(ア) 電子入札システムで利用できる電子証明書

入札参加希望者は、電子入札システムを利用するに当たって応札する省庁ごと に利用者登録をする必要があるが、登録に際しては、各省庁のシステムで利用で きる電子証明書を発行元から有償で取得することとされている。

電子証明書は、図表3-11のとおり、17年9月末現在では2種類があり、それぞれ 11省庁及び10省庁の電子入札システムで利用されている。そして、電子証明書の 種類と電子入札率の関係をみると、法務省商業登記認証局が発行する電子証明書 しか利用できない10省庁の電子入札率は、9の民間認証局が発行する電子証明書が 利用できる10省庁の電子入札率に比べて、おおむね低い傾向となっている。

図表3-11 利用可能な電子証明書の種類別にみた電子入札率

省庁名	システムで利用できる電子証	17年度(9月ま	で)の電子入札率
11万石	明書(法人の代表者の場合)	工事	物品・役務
内閣官房		入札機能なし	25.0%
内閣法制局		同上	0%
内閣本府		同上	36.2%
公正取引委員会		同上	0%
警察庁	法務省商業登記認証局が発	0%	0.4%
金融庁	行する電子証明書	入札機能なし	12.0%
総務本省		同上	10.2%
外務省		同上	1.3%
経済産業本省		0%	14.7%
環境省 注(2)		電子入札案件なし	38.5%
財務本省		85.7%	35.4%
国税庁		66.6%	34.7%
文部科学本省		50.0%	42.1%
厚生労働本省	9の民間認証局が発行する	75.0%	81.7%
社会保険庁	■ 900氏间認証周が発行する ■ 電子証明書	電子入札案件なし	0%
農林水産本省	6 1 m 削 自	100%	51.4%
国土交通本省		100%	89.5%
気象庁		100%	47.3%
海上保安庁		電子入札案件なし	40.1%
法務本省 注(3)	上記 及び の電子証明書	電子入札案件なし	25.6%

注(1) 17年度において、工事又は物品・役務のいずれかに電子入札案件があったものを対象としている。

- 注(2) 環境省の工事の入札では、民間認証局の電子証明書も利用できる。
- 注(3) 法務本省では、法務省商業登記認証局の電子証明書は17年6月以降利用可能となった。 なお、入札参加希望者の利便性を考慮して利用できる電子証明書の範囲を拡大 するため、国土交通本省では、18年1月以降、法務省商業登記認証局の電子証明書 を、内閣本府では、同年2月以降、複数の民間認証局の電子証明書をそれぞれ利用 できるようシステムを改良している。

また、省庁によっては、入札参加希望者が電子入札システムを利用せずに紙媒体で入札する場合、理由書を提出させているが、それによると、電子証明書を取得しても全省庁で使える統一システムにはなっていないため、費用対効果の面で問題があるとして利用していない事業者もあるなど、電子証明書の利便性の問題を理由にしている事業者も見受けられた。

(イ) 入札関係手続の状況

電子入札システムの導入により、入札関係手続のうちの入札書の提出は、入札参加希望者の事業所から直接オンラインによる提出が可能となったが、入札書の提出以外の入札関係手続の状況は、18年5月1日現在、巻末の別表 のとおりとなっている。

すなわち、入札公告の公表手続、入札参加に必要な書類の提出手続は、電子入 札システムを導入している全省庁でオンライン化されているが、入札説明書、仕 様書等の交付や、必要に応じて開催される入札説明会等の開催に際しては、入札 参加希望者が発注元に直接出向くことが必要であるなどの手続が残っている。

したがって、今後、電子入札システムの利用の向上を図っていくためには、入札 参加希望者のニーズや利便性を考慮し、各省庁のシステムで利用できる電子証明書 の種類を拡大して、全省庁のシステムで利用可能となるよう検討したり、入札関係 手続のオンライン化対象の範囲の拡大を検討したりなどして、入札参加希望者の負 担軽減と行政事務の簡素化・合理化が必要である。

オ 国における取組状況

国土交通省では、同省が担当府省となって、18年3月、公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)の業務・システム最適化計画を策定した。これは、各省庁が行う公共工事等における共通的な事務手続に着目し、業務の効率化・合理化、利便性の維持・向上、経費削減等を図るため、入札情報提供業務として、工事又は業

務の発注に係る情報を入札参加希望者及び国民に公表する業務、 入札手続業務として、工事又は業務の発注及び入札を執行し落札者を決定する業務等を対象として、最適化を図るものである。このうち、 については、入札参加希望者等の利便性の向上を図るため、入札手続時に必要となる入札説明書及び図面等の関連情報を入札参加希望者に電子的に配布するシステムを整備することにより、入札説明書等の配布窓口への訪問に要する手間を軽減するなどの取組からなっている。

また、経済産業省では、同省が担当府省となって、16年9月、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」を策定し、その中で契約の電子化は調達・契約手続の合理化等の一環であるとして、「電子契約システム」を速やかに構築することとしている。そして、総務省が中心となって、契約の電子化の推進・実現に向けて設置した「政府調達(公共事業分野を除く)における契約の電子化のあり方に関する検討会」において、契約の電子化におけるシステム上の諸課題等について検討を行い、電子契約に関する最終報告書を17年4月に作成した。この報告書の中では、電子入札システムから落札者名や落札金額などの情報が、19年から運用が予定されている電子契約システムへ伝達される仕組みとすることとされている。

4 情報セキュリティの管理体制の状況

(1) 情報セキュリティ管理の必要性

近年、国の機関における情報の電子化及びネットワーク化は急速に進展しており、 これに伴って、情報システムへの不正侵入、情報の漏えい、ホームページの改ざん、 システムダウンなどの情報セキュリティ関連の事故の危険性が増大している。

各省庁において、LAN(省庁内の情報通信網)に接続して職員が利用しているパーソナルコンピュータ(以下「PC」という。)は、図表4-1のとおり、17年10月末時点では42省庁の内部部局全体で合計6万台を超えている。

そして、職員はこれらPCによりLAN上のファイルサーバ等を利用するだけでなく、電子メールやインターネットを利用して業務を行っており、これらPCの多くが 潜在的な脅威が常に存在する外部ネットワークと接続されている状態となっている。

図表4-1 職員が利用しているPCの台数(17年10月末現在)

省庁名	台数
内閣官房	550
内閣法制局	112
人事院	510
内閣本府	1,670
宮内庁	792
公正取引委員会	868
警察庁	6,345
防衛本庁	1,090
防衛施設庁	614
金融庁	1,591
総務本省	2 052
公害等調整委員会	3,853
消防庁	262
法務本省	
公安審査委員会	1,714
公安調査庁	
外務省	4,120
財務本省	1,962
国税庁	735
文部科学本省	2,590
文化庁	326

社会保険庁 農林水産本省 林野庁 4,31 水産庁 経済産業本省 資源エネルギー庁 6,68 中小企業庁 特許庁 2,93 国土交通本省 船員労働委員会 5,14 海難審判庁	省庁名	台数
社会保険庁 農林水産本省 林野庁 4,31 水産庁 経済産業本省 資源エネルギー庁 6,68 中小企業庁 特許庁 2,93 国土交通本省 船員労働委員会 5,14 海難審判庁	厚生労働本省	
農林水産本省林野庁4,31水産庁経済産業本省 資源エネルギー庁6,68中小企業庁特許庁2,93国土交通本省81海難審判庁5,14気象庁81	中央労働委員会	5,799
林野庁4,31水産庁経済産業本省 資源エネルギー庁6,68中小企業庁特許庁2,93国土交通本省船員労働委員会5,14海難審判庁気象庁81	社会保険庁	
水産庁 経済産業本省 資源エネルギー庁 6,68 中小企業庁 特許庁 2,93 国土交通本省 船員労働委員会 5,14 海難審判庁 気象庁 81	農林水産本省	
経済産業本省 資源エネルギー庁 6,68 中小企業庁 特許庁 2,93 国土交通本省 船員労働委員会 5,14 海難審判庁 81	林野庁	4,310
資源エネルギー庁6,68中小企業庁2,93国土交通本省8船員労働委員会5,14海難審判庁81	水産庁	
中小企業庁特許庁2,93国土交通本省5,14船員労働委員会5,14汽業審判庁81	経済産業本省	
特許庁2,93国土交通本省5,14船員労働委員会5,14海難審判庁81	資源エネルギー庁	6,680
国土交通本省5,14船員労働委員会5,14海難審判庁81	中小企業庁	
船員労働委員会5,14海難審判庁81	特許庁	2,932
海難審判庁 気象庁 81	国土交通本省	
気象庁 81	船員労働委員会	5,145
	海難審判庁	
海上保安庁 3,71	気象庁	814
	海上保安庁	3,715
環境省 1,59	環境省	1,590
衆議院 1,58	衆議院	1,580
参議院 92	参議院	929
国立国会図書館 76	国立国会図書館	767
最高裁判所 69	最高裁判所	691
会計検査院 1,35	会計検査院	1,355
合計 66,01	<u></u> 合計	66,011

このようなネットワーク化の進展等で業務の情報システムへの依存度が増大したことにより、ひとたびセキュリティ関連の事故が発生した場合には、行政事務への影響は極めて大きく、ひいては国民の利便性が大きく低下し、多額の予算が投じられているIT施策の効果が損なわれるおそれがある。

これらのことから、行政情報システムを含めた国のネットワーク等に対する信頼性を確保するためには、情報セキュリティ対策の実施と定期的な確認、その確認に基づく更なる対策の実施を図っていくことが重要であり、これらの活動を実効性のあるものとする管理体制を整備することが必要である。

(2) 情報セキュリティ対策の状況

各組織が扱う情報の性質やシステムの重要度によって、求められる情報セキュリティ水準は異なることから、必要とされる情報セキュリティ対策は組織ごとに異なる。 そのため、各省庁の情報セキュリティ対策は必ずしも同一である必要はないが、情報セキュリティ関連の事故が頻発している最近の状況をみると、以前にも増して国の機関における情報セキュリティ対策は重要なものとなっている。

そこで、17年10月末現在における各省庁の内部部局における情報セキュリティ対策の うち、サーバルーム、LAN、データ、PCの利用及び私用PCに関する対策の状況に ついて検査した。

ア サーバルームに関するセキュリティ対策

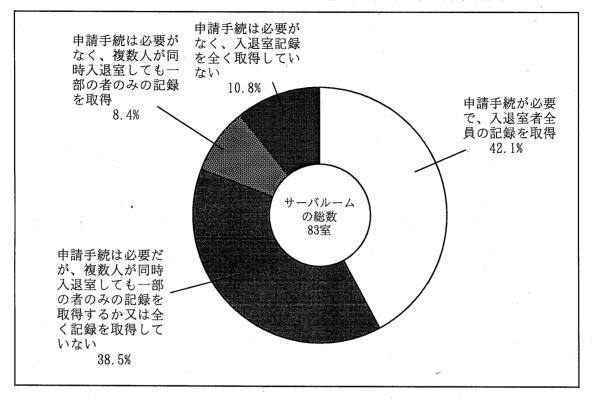
サーバルームには、重要な情報を扱う各種システムのサーバやネットワーク制御機器が設置されており、これらの監視や部外者の入退室手続は厳重に行うことが重要である。

42省庁の内部部局の庁内に設置されているサーバルーム83室のセキュリティ対策 は、次のようになっていた。

(ア) サーバルームへの入退室手続及び入退室記録

部外者のサーバルームへの入退室手続の有無、入退室記録の保存状況についてみると、図表4-2のとおり、「申請手続が必要で、入退室者全員の記録を取得」が42.1%となっている一方、「申請手続は必要がなく、入退室記録を全く取得していない」が10.8%となっている。

図表4-2 サーバルームへの入退室手続及び入退室記録(17年10月末現在)



(イ) サーバルームの監視

サーバルームの監視状況についてみると、「監視カメラによる監視」が38.5%、「職員による監視」が21.6%で、サーバルームの60.1%は監視を行っている一方、「監視していない」が39.7%となっている。なお、監視カメラによる監視のうち、録画を行っているものは93.7%となっている。

イ LANに関するセキュリティ対策

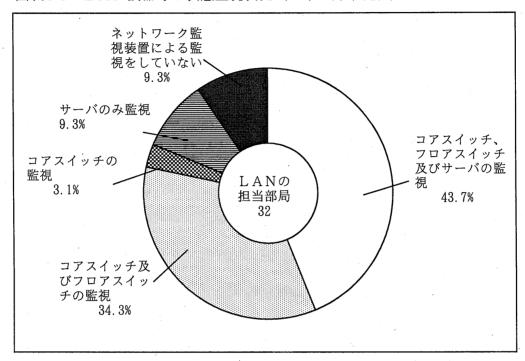
各省庁の業務の多くは、LANに接続された各種情報システムの利用を前提としていることなどから、LANの状態を常に良好に維持することが不可欠であり、LAN機器等の状態の監視やLANに対する攻撃の監視を十分行うことが重要である。42省庁の内部部局の庁内に敷設されているLANを管理する32の担当部局におけるLANのセキュリティ対策は、次のようになっていた。

(ア) LAN機器等の状態の監視

ネットワーク監視装置によるLAN機器等の監視範囲についてみると、図表4-3の (注5) (注6) とおり、「コアスイッチ、フロアスイッチ及びサーバの監視」が43.7%となっている一方、「ネットワーク監視装置による監視をしていない」が9.3%となっている。 (注5) コアスイッチ LANの中心に位置し、通信を制御するスイッチでフロ

アスイッチを集約する役割を持つ。 (注6) フロアスイッチ いくつかのエリアごとに設置されるスイッチで、サー バを直接接続したり、PCを接続したりするための末端のスイッチ (HUB等)を集約する役割を持つ。

図表4-3 LAN機器等の状態監視状況(17年10月末現在)



(イ) LANに対する攻撃の監視

32担当部局のうち、他のLANを介さずにインターネットに直接接続するLANを管理している29担当部局について、LANに対する攻撃の監視状況をみると、

「監視している」が93.1%となっている一方、「監視していない」が6.8%となっている。

ウ データに関するセキュリティ対策

各省庁の様々なシステムは、重要なデータを大量に保存していることから、これが万一損失した場合に備えるとともに、データの流出防止等の管理を厳重に行うことが重要である。

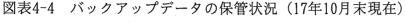
42省庁におけるデータに関するセキュリティ対策は、次のようになっていた。

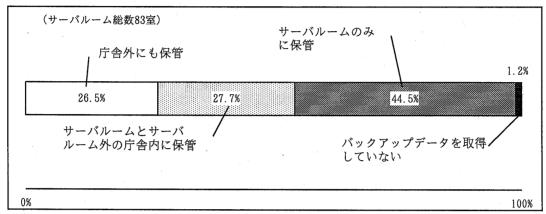
(ア) バックアップデータの保管

サーバルームが焼失等により損壊した場合に備え、バックアップデータはサーバルーム以外の場所にも保管することが望ましい。

42省庁のサーバルーム83室に設置されている各種システムに係るバックアップデ

ータの保管状況についてみると、図表4-4のとおり、「庁舎外にも保管」が26.5%となっている一方、バックアップデータを取得していないものやサーバルームのみに保管しているものが全体の半数近くとなっている。





(イ) 共有フォルダ等へのアクセス制御

部外者が自由に情報を閲覧できるような状態にしておくと、情報漏えいの温床に もなることから、自課室のフォルダやファイルは、他課室の者が自由に閲覧できな い仕組みとすることが望ましい。

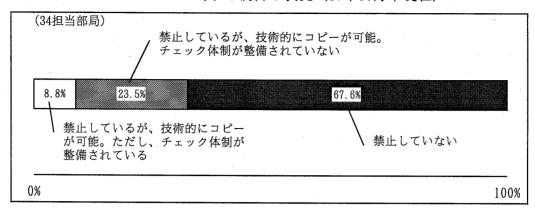
42省庁の内部部局でLANに接続しているファイル共有サーバを管理する35担当部局を対象として、他課室のフォルダの閲覧可否状況についてみると、「不可能」45.7%、「許可があれば可能」48.5%で、計94.2%となっている一方、「可能」が5.7%となっている。

(ウ) データのコピーに対する制御

データの電子媒体へのコピーについては、一律禁止は利便性の低下につながる場合もあるが、電子媒体を介して業務データを私用PCに持ち出すことなどは、ファイル交換ソフトウェアのぜい弱性を利用したコンピュータウィルス等による情報漏えいの脅威にさらされる危険もあることから、必要に応じて制御することが望ましい。

そこで、42省庁においてPCを管理している34担当部局を対象に、職員が利用しているPCによるデータコピーに対する制御状況についてみると、図表4-5のとおり、「禁止していない」が67.6%となっている。

図表4-5 データのコピーに対する制御の状況(17年10月末現在)



エ PCの利用に関するセキュリティ対策

各省庁の職員に配布されているPCの多くは外部ネットワークと接続されており、 ウィルス感染を始め様々な脅威に対する対策を講じることが重要である。

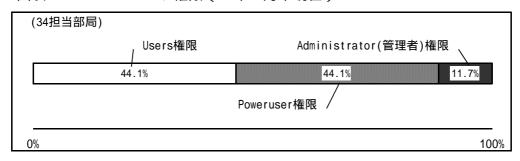
42省庁の内部部局におけるPCの利用に関するセキュリティ対策は、次のようになっていた。

(ア) ユーザ権限

PCに「Administrator(管理者)権限」が設定されていると、その利用者は自由にソフトウェアをインストールしたり、IPアドレス等の設定値を変更したりすることが可能となる。ネットワークに接続されるPCを、このように職員にとって自由度の極めて高い状態にしておくことは、ウィルス感染や内部犯罪発生の危険性を高めたり、セキュリティ関連の事故の発生時に原因究明や発生源の特定を難しくしたりしてリスク管理を困難にするおそれがある。このため、職員に利用させるPCには一定の制限を加えた状態にしておくことが望ましい。

そこで、PCを管理している34担当部局を対象として、LANに接続して利用させているPCに付与しているユーザ権限についてみると、図表4-6のとおり、システムに係る設定を全く行うことができない一般ユーザ用の権限である「Users 権限」が44.1%となっている一方、自由度が高く危険性を高める要因となる「Administrator 権限」が11.7%となっている。

図表4-6 PCのユーザ権限(17年10月末現在)



- 注(1) Users 権限とは、PC 環境のカスタマイズ(日付、時刻の設定等)やプログラムのインストール、アンインストールが制限されている権限である。
- 注(2) Poweruser 権限とは、Users 権限より自由度が高く、PC 環境のカスタマイズやシステムファイルの変更を伴わないプログラムのインストール等を行うことができる権限である。
- 注(3) Administrator 権限とは、管理者としての権限であり、プログラムのインストール等を始めすべての機能を実行できる権限である。

(イ) インターネット閲覧に対する制御

インターネット上には、サイトを閲覧しただけでウィルスに感染したり、勝手に (注7) スパイウェアをPCにインストールされたりするなど、多種多様な脅威が存在して いる。

(注7) スパイウェア PCの利用者が気づかないうちに、PC内の個人情報 や利用状況などを収集し、インターネットに送信するソフトウェア

したがって、これらの脅威に対するリスクを低減させるには、業務上必要のない サイトを不用意に閲覧することのないよう、強制的に閲覧制限を行う仕組みを導入 することが望ましい。また、セキュリティ関連の事故の発生時に発生源の特定を行 う必要が生じた場合等に備え、職員のアクセス状況を保存し確認できる体制を設け ておくことも重要である。

他のLANを介さずにインターネットに直接接続するLANを管理している29担当部局について、インターネット閲覧に対する制御状況をみると、図表4-7のとおり、「閲覧制限を実施しており、かつ職員のアクセス状況の保存や確認を実施している」が79.3%となっている一方、「閲覧制限を実施しておらず、かつ職員のアクセス状況の保存や確認を実施していない」が3.4%となっている。

(29担当部局) 閲覧制限を実施していないが、職員のアクセス状況を保存している 3.4% 79.3% 17.2% 閲覧制限を実施しており、かつ職 閲覧制限を実施しておらず、か 日のアクセス状況の保存や確認を 20職員のアクセス状況の保存や確認を 20職員のアクセス状況の保存や 20職員のアクセス状況の保存や 20職員のアクセス状況の保存や 20歳

図表4-7 インターネット閲覧に対する制御(17年10月末現在)

(ウ) ウィルス対策等の実施状況

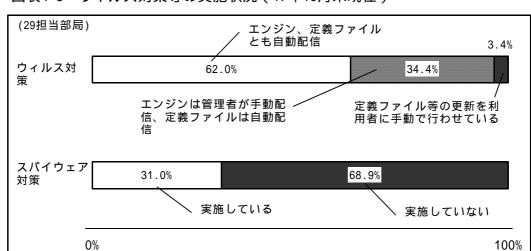
Λ%

最近の傾向として、メールを受信した際にウィルスに感染したり、インターネット上のサイトを閲覧している際に勝手にスパイウェアをインストールされたりするなどの被害が増えている。

100%

ウィルス感染の影響は、感染したPCにとどまらずネットワーク全体に波及し、 各種サービスの停止やデータの損壊につながり、また、スパイウェアは、情報漏え いにもつながるため、これらのリスクに対する対策を個々の職員に任せるのではな く、組織的に適切な対策を講じることが必要である。

29担当部局について、ウィルス対策等の実施状況をみると、ウィルス対策の実施率は100%となっているものの、その内訳は図表4-8のとおり、「定義ファイル(ウィルス等の特徴が収録されたファイル)等の更新を利用者に手動で行わせている」が3.4%あり、更新漏れの危険性が高いものがある。また、スパイウェア対策については、「実施していない」が68.9%となっている。



図表4-8 ウィルス対策等の実施状況(17年10月末現在)

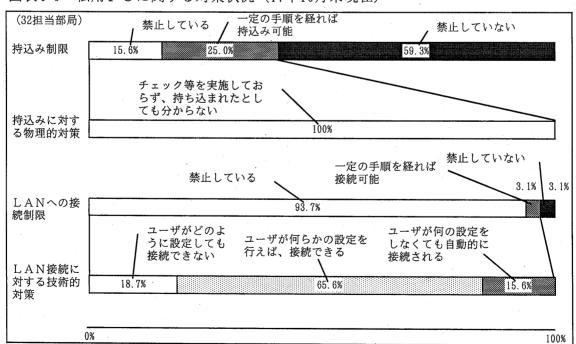
オ 私用PCに関するセキュリティ対策

最近頻発しているファイル交換ソフトウェアによる情報漏えい事案は、業務に私用 PCを利用していたことによるものが大半を占めており、私用PCに関する対策も重要である。

LANを管理している32担当部局における私用PC対策は、図表4-9のとおりの状況となっていた。

すなわち、私用PCの持込みに対する制限の状況についてみると、「禁止していない」が59.3%となっている。一方、「禁止している」と「一定の手順を経れば持込み可能」を合わせると40.6%になるが、その場合でも、物理的セキュリティ対策の面でみると、「チェック等を実施しておらず、持ち込まれたとしても分からない」が100%となっている。

また、私用PCのLANへの接続に対する制限の状況についてみると、「禁止していない」が3.1%ある。一方、「禁止している」と「一定の手順を経れば接続可能」を合わせると96.8%になるが、その場合でも、技術的セキュリティ対策の状況をみると、「ユーザが何らかの設定を行えば、接続できる」が65.6%、「ユーザが何の設定をしなくても自動的に接続される」が15.6%となっている。

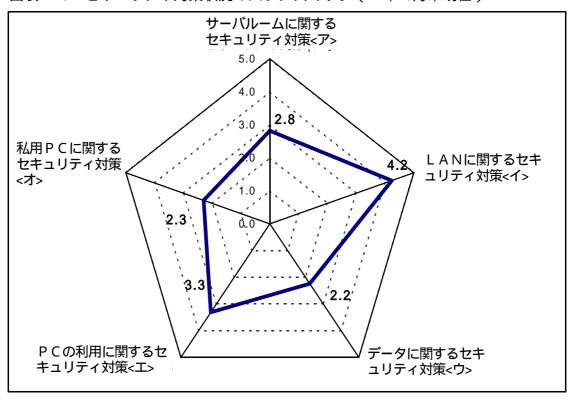


図表4-9 私用PCに関する対策状況(17年10月末現在)

カ セキュリティ対策状況のバランスマップ

各省庁の内部部局における具体的なセキュリティ対策の状況は、上記のアからオまでに記述したとおりであるが、例えば、LANに関する対策が十分であってもデータや私用PCに関する対策が十分でなければ情報漏えいのおそれはある。したがって、情報セキュリティについては、個々の対策の実施はもとより、それらが連携しバランスのとれた対策を実施していくことが肝要である。

そこで、42省庁のうち、前記アからオまでの各対策のすべての項目の対策を実施することとなっている29省庁について、セキュリティ対策のバランスをみるため、会計検査院において各対策項目の態様ごとに配点し対策状況を数値化した。その結果、29省庁全体を平均すると、図表4-10のとおり、17年10月末現在では、データ及び私用PCに関するセキュリティ対策が他の項目よりも数値が低くなっている。



図表4-10 セキュリティ対策状況のバランスマップ(17年10月末現在)

(注) 各対策項目の配点は5点とし、それぞれの態様への点数配分は態様の数に応じて行った。 設定した配点表については、巻末の別表のとおりである。

(3) 情報セキュリティの管理体制等の状況

各省庁の情報セキュリティ対策の状況は、上記(2)のとおりであり、これらの対策を強化することによって、情報セキュリティ水準を高めていくことができると考えられる。しかし、個々の対策をそれぞれ実施するだけでは情報セキュリティの確保は十分とはいえず、これをより実効性のあるものにするためには、情報セキュリティ対策の方針の策定(Plan)、方針に基づく対策の実施(Do)、実施した対策の確認(Check)、その確認に基づく改善(Action)のいわゆるPDCAサイクルを着実に実施していくことが必要で、これらを推進するための管理体制を整備することも極めて重要である。

17年10月末現在における各府省等の情報セキュリティ管理体制等について、42省庁のうち本省等の管理下にある外局等を除く25省庁を対象に検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 情報セキュリティポリシーの策定等の状況

(ア) 情報セキュリティポリシーの策定状況

情報セキュリティの確保のためには、情報に関して利用者個人の裁量でその取扱いを判断することのないよう、組織として統一した情報セキュリティについての方針を明文化した情報セキュリティポリシー(以下「ポリシー」という。)を策定することが必要である。

25省庁のうち、ポリシーを策定している23省庁の策定時期をみると、12年7月に政府において「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(情報セキュリティ対策推進会議決定)」(以下「ガイドライン」という。)が策定されたことを受けて、ほとんどの省庁は12年度中に策定している。また、策定に要した期間をみると、図表4-11のとおり、3箇月以上6箇月未満のものが9省庁と最も多く、また、外部専門家の支援を受けて策定したものは5省庁となっている。

なお、衆議院及び最高裁判所は、他の規程類の運用により情報セキュリティ対策が可能であると想定していたことから、18年6月末時点でポリシーを策定していない(省庁別の策定状況は、巻末の別表 参照)。

(イ) リスク評価の実施状況

組織が抱えているリスクは組織ごとに異なることから、それぞれの組織に適合したポリシーを策定する必要がある。また、ガイドラインによるとリスク評価などを 実施した上で、ポリシーを策定することとされている。 そこで、ポリシーを策定している23省庁について、当初のポリシー策定時にリスク評価を実施したかどうかをみると、図表4-11のとおり、実施したものは7省庁 (30.4%)にとどまっている。

図表4-11 ポリシーの策定等の状況

策定に要した期間	省 庁数	割合	外 部 専 門 家 の 支 援 の 有 無	省庁数	割合	リスク評価 実施の有無	省 庁数	割合
1箇月未満	0	0 %						
1箇月以上3箇月未満	3	13.0%	有	5	21.7%	有	7	30.4%
3箇月以上6箇月未満	9	39.1%						
6箇月以上1年未満	7	30.4%	無	18	78.2%	無	16	69.5%
1年以上	4	17.3%						
合計	23	100%	合 計	23	100%	合 計	23	100%

イ 情報セキュリティのための管理体制

(ア) 情報セキュリティに係る組織・体制

ガイドラインでは、情報セキュリティ確保のための組織・体制として最高情報セキュリティ責任者(CISO)を定め、CISOを長とする情報セキュリティ委員会において、ポリシーの遵守状況の確認体制の確立、改善点の調査及び見直し、並びに教育・啓発活動を行うこととしている。また、ポリシーの遵守状況を確認するなどのため監査班を設置することとしている。

そこで、ポリシーを策定している23省庁における情報セキュリティ確保のための組織・体制についてみると、CISOはすべての省庁で設置していたが、図表4-12のとおり、1省だけは情報セキュリティ委員会等を設置していなかった。また、ポリシーの遵守状況を確認するための監査班の設置規定を設けているのは12省庁(52.1%)で、そのうち実際に監査班を設置してるのは4省庁にとどまっている(省庁別の管理体制については、巻末の別表参照)。

(イ) 実施手順書の作成状況

ポリシーに記載されている事項を実際に実施するに当たっては、具体的手順を示した実施手順書を作成することが必要である。

そこで、ポリシーを策定している23省庁における実施手順書の作成状況をみると、 図表4-12のとおり、実施手順書を作成している15省庁の平均手順書数は13.0となっ ている。また、全く作成していないものが3省庁、実施手順書数を把握していない ものが5省庁となっている。

情報セキュリティ 委員会等 数 割合 監査班設 置規定の 有無 名 33.3% 実施手順書数を 18(78.2%) 有 22 95.6% 有 12 52.1% 無 8 66.6% 実施手順書数を 18(78.2%) 無 1 4.3% 無 11 47.8% 無 11 47.8%	<u> </u>	情 幹	はセモ	ユリティ	いため	りの官:	<u>埋体制(´</u>	1/年1	<u>0月木</u> 1	児 仕)			
当日 当日 当日 当日 当日 当日 当日 当日				監査班設			Et ★ III ÷ □						
有 22 95.6% 有 12 52.1% 無 8 66.6% 実施手順書作成の有無 無 1 4.3% 無 11 47.8% 無 11 47.8% 無 3 (13.0%) 実施手順書数を 把握している省庁 実施手順書数 13.0 (55 ~ 1) 無 3 (13.0%) 実施手順書数を 把握していない省庁 5(21.7%)	委員会等	省庁 数	割合	置規定の	省庁 数	割合	署の右無 百万 割 △			実施手順書作成の有無等			
無 8 66.6% 実施手順書作成の有無	ź	22	0F 6%	5	10	52 1 0/	有	4	33.3%	実施手順書数を 18(78.2%) 把握している省庁			
無 1 4.3% 無 11 47.8%	Ħ	22	93.0%	扫	12	02.1%	無	8	66.6%				
実施手順書数を 把握していない省庁 5(21.7%)	無	1	4.3%	無	11	47.8%				有 (65.2%) 最大 最小 (55 ~ 1)			
	슬핡	23	100%	슬핡	23	100%				実施手順書数を 把握していない省庁 5(21.7%)			

はおももしは、のための笠田は制(47年40日土田左

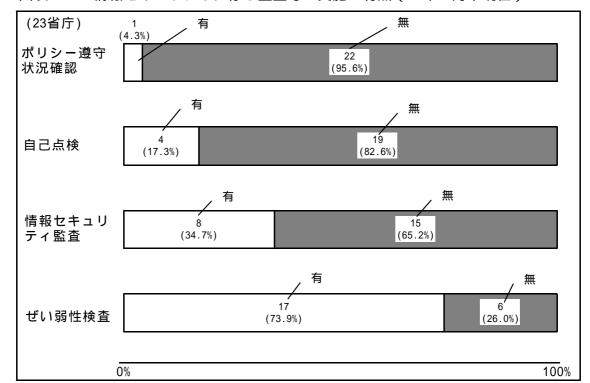
ウ 情報セキュリティに係る監査等の実施状況

情報セキュリティをめぐる環境は常に変化しており、情報セキュリティ水準の維持 向上を図るためには、情報セキュリティ対策の実施状況や問題点等の有無を定期的に 確認し、その結果に基づいてポリシー等の見直しを行うことが望まれる。

そこで、ポリシーを策定している23省庁について、当初のポリシー策定時から17年 10月末までの間における情報セキュリティに係る各種監査等の実施状況をみると、図 表4-13のとおりとなっている。

これをみると、ポリシーで定められている事項が遵守されているかどうかを確認する「ポリシー遵守状況確認」を監査班が実施したことがあるのは1省庁、ポリシーの遵守対象者が情報セキュリティ関係規程に準拠した運用を行っているかを自ら点検する「自己点検」を実施したことがあるのは4省庁にとどまっている。

また、情報セキュリティの改善に資するため、組織体の情報セキュリティ状況の検証又は評価などを行う「情報セキュリティ監査」を実施したことがあるのは8省庁、コンピュータやネットワークのセキュリティ上の弱点を発見することを目的として、システムを実際に攻撃したり、侵入を試みたりすることなどにより安全性の検証を行う「ぜい弱性検査」を実施したことがあるのは17省庁となっている。



図表4-13 情報セキュリティに係る監査等の実施の有無(17年10月末現在)

エ ポリシーの見直し状況

ポリシー等は、外部環境や脅威の変化を踏まえて、定期的に見直し、更新していくことが必要である。

そこで、ポリシーを策定している23省庁について、ポリシーの当初策定時から17年10月までの間における改正の状況についてみると、図表4-14のとおり、18省庁で改正の実績があり、平均改正回数は2.1回となっている。それらの改正理由をみると、各種監査等の結果を受けて改正したものが5.1%あるものの、大半はガイドラインの改定や他の関連規程の改正等に伴うもので、これが74.3%を占めている。

また、情報セキュリティに係る各種監査等の結果は、必ずしもポリシーや実施手順書の改定につながるものではないが、これによって実施手順書を改正した実績のある省庁は2省庁となっている(省庁別の見直し状況については、巻末の別表 参照)。

図表4-14 ポリシーの見直し状況(17年10月末現在)

ポリシ ー改正 の有無	省庁数	割合	ポリシ 改正回		ポリシー改正理	曲		監査等の 実施結果					
有	有 18 78.29		最大	7	ガイドライン改定	9		を受けて の実施手	省庁数	割合			
A 10	10.2/0	取八	組織改正 14 74.		74.3%	順書改正 の有無							
無	無 5 21.79		最小	1	法律等他規程類の改正		92 13///						
////	5	Z1.7%	ZI.170	Z1.1/0	21.1/0	1000	'	自主的改正	8	20.5%	有	2	8.6%
合計	23	100%	平均	2.1	うち監査等の結果	(2)	(5.1%)	無	21	91.3%			
一計	23	100%	十均		その他の理由	2	5.1%	合計	23	100%			

(4) 国の取組状況

政府においては、情報セキュリティ政策会議が、17年12月に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(2005年12月版(全体版初版))」(以下「統一基準」という。)及び「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」、18年2月に「第1次情報セキュリティ基本計画」及び「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針」、同年6月に「セキュア・ジャパン2006」をそれぞれ策定し、現在、これらに基づく各種情報セキュリティ対策が各省庁において実行され始めている。

18年6月末までの各省庁の対応状況をみると、巻末の別表 のとおりとなっており、 統一基準策定後におけるポリシーの見直し状況をみると、行政機関においては、すべ て統一基準に合わせた見直しを行っている。

また、統一基準策定後における情報セキュリティを管理するための組織・体制の見直しの状況についても、行政機関においてはすべて、再策定されたポリシーにしたがって情報セキュリティ監査責任者を新たに設置するなどの組織・体制の再構築を行っている。

なお、17年度末に情報漏えいが相次いだことなどを受けて、18年7月までに、11省庁 は私用PCの削減又は禁止のため官給PCの整備(整備予定を含む。)を行い、7省庁 はアクセスログ管理サーバ等の整備による監視機能を導入するなどの緊急措置を執っ ている。

- 5 電子政府構築計画に基づく「業務・システム最適化計画」の作成を予定しているシステム(レガシーシステムを含む)の現状と最適化に向けた取組の状況
 - (1) 業務・システム最適化計画策定対象のシステムの現状
 - ア 最適化計画策定対象の業務・システムの概況

第1の3(3)に記述したとおり、政府は、電子政府構築計画において、共通業務・システム及び個別業務・システムについて、17年度末までに最適化計画を策定することとした。また、レガシーシステムについては、各業務・システムに係る最適化計画の策定の一環として、「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」を策定し、これに基づき、必要な見直しを行うこととした。

17年6月末現在において、最適化計画の策定対象となったのは77業務・システムである。このうち、共通業務・システムは21あり、それぞれの概要、最適化計画策定担当府省、関係府省は、巻末の別表のとおりである。また、個別業務・システムは56あり、それぞれの概要等は巻末の別表のとおりである。

イ 対象業務・システムに係る16年度の経費

77業務・システムに係る各省庁の16年度の運用等経費は、政府調査によると図表5-1のとおり、21共通業務・システムで725億円、56個別業務・システムで3928億円、計4653億円となっている。

21共通業務・システムのうち、経費が100億円以上のものは、「共通システム」 (207億円)、「予算・決算業務」(136億円)及び「輸出入及び港湾・空港手続関 係業務」(126億円)である。また、56個別業務・システムのうちでは、「社会保険 業務」(1126億円)、「登記情報システム」(531億円)、「特許庁業務・システム」(518億円)、「国税関係業務」(514億円)、「職業安定行政関係業務」 (376億円)及び「電波監理業務」(124億円)である。

図表5-1 77業務・システムに係る16年度支払金額

(共通業務・システム) (単位・百万円)

(共趙業務	;・ン)											(!	里位	<u>. :日</u> .	<u>力円)</u>
共通業務・システム名	人事・給与等業務	研修・啓発業務	災害管理業務	統計調査等業務	電子申請等受付業務	務行政情報の電子的提供業	共通システム	苦情・相談対応業務	体に対する報告徴集業務)査・照会業務(地方公共団地方公共団体に対する調	共済業務	予算・決算業務()	営繕業務を除く。)国有財産関係業務(官庁	続関係業務())輸出入及び港湾・空港手	研究開発管理業務	官房5業務 注(2)	国家試験業務	む。)(官庁営繕業務を含公共事業支援システム)	計
内閣官房	-	-	-	-	-	513	350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	863
内閣法制局	-	-	-	-	-	0	53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53
人事院	1,024	-	-	-	-	5	65	-	-	-	3	-	-	-	2	48	-	1,150
内閣本府	-	1	515	106	164	742	627	-	-	1	56	-	-		0		-	2,214
宮内庁	14	1	-	-	-	66	143	-	-	1	10	-	-				-	236
公正取引委員会	-	-	-	-	-	-	205	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	205
警察庁	-	-	-	1,531	50	70	168	-	-	-	267	-	-			-	-	2,089
防衛本庁	777	30	-	-	43	20	2,350	-	-		342	-	-		3,368	-	-	6,934
防衛施設庁	-		-	-	40	-	634	-	-		102	-	-	-		-	242	1,020
金融庁	27	-	-	-	2	16	525	-	-	0	6	-	-	-	0	43	-	623
総務本省	158	124	-	643	809	1,036	3,189	13	-	16	-	-	-	-	12	-	-	6,004
法務本省	32	-	-	88	33	126	654	-	-	-	1,381	-	-	-	-	66	42	2,426
外務省	-	-	-	-	106	280	424	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	811
財務本省	30	-	-	186	395	46	4,458	-	-	11	8,561	1,701	10,368	-	8	-	101	25,869
国税庁	-	-	-	-	-	169	2,165	-	-	-	53	-	-	-	-	-	13	2,402
文部科学本省	-	-	-	78	233	365	-	-	71	-	229	-	-	-	4	34	226	1,245
文化庁	13	-	-	-	-	85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99
厚生労働本省	16	25	-	634	898	822	-	-	-	-	-	-	728	-	-	133	237	3,497
社会保険庁	-	-	-	-	209	-	169	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	379
農林水産本省	11	-	-	79	121	198	391	1	-	-	162	-	825	-	27	-	1,519	3,337
林野庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	251	-	-	-	-	-	48	300
水産庁	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	29
経済産業本省	113	-	-	599	184	3	1,997	-	-	-	-	-	551	-	422	28	-	3,900
資源エネルギー庁	-	-	-	-	-	134	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	134
特許庁	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37
中小企業庁	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
国土交通本省	138	0	-	15	813	605	1,145	-	-	19	2,103	47	75	-	-	12	-	4,977
船員労働委員会	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
気象庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	-	-	-	-	-	-	36
海上保安庁	2	-	-	-	-	-	185	-	-	-	49	-	90	-	-	-	-	328
海難審判庁	-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	3			-	-	-		20
環境省	99	2	-	-	302	153	762	-	-	-	-	_	-		-	-		1,319
計	2,498	183	515	3,965	4,409	5,471	20,714	15	71	49	13,628	1,748	12,638	-	3,848	367	2,433	72,560

注(1) ()はレガシーシステムを含む共通業務・システムである。 注(2) 官房5業務は、「物品調達」、「物品管理」、「謝金・諸手当」、「補助金」及び「旅費」 の5共通業務・システムのことである。

(個別業務・システム)

(単位:百万円)

個別業務・システム名	16年度の 支払金額	省庁名・支	支払金額		134	外務省	134
経済財政政策関係業務等 に必要なシステム ()	1,564	内閣本府	1,564	領事業務	4,850	外務省	4,850
全国的情報処理センター用シ ステム ()	3,540	警察庁	3,540	外郵輸入事務電算処理システム	-	財務本省	-
運転者管理等のシステム	1,513	警察庁	1,513	財政融資資金関連業務 ()	2,069	財務本省	2,069
指紋業務及び掌紋業務(指紋 業務用システム)()	2,200	警察庁	2,200	# R 11 m = 10 ##	000	金融庁	30
企画分析業務(警察)	-	警察庁	-	共同利用電算機	320	財務本省	290
統合気象システム ()	1,937	防衛本庁	1,937	国税関係業務 ()	51,499	国税庁	51,499
航空自衛隊補給3システム ()	2,586	防衛本庁	2,586	本省情報基盤システム ()	976	文部科学本省	976
航空自衛隊データ処理近代化 システム ()	1,086	防衛本庁	1,086	監督・安全衛生業務()	5,758	厚生労働本省	5,758
海幕給与経理システム、給与シ ステム用入出力装置 ()注(2)	-	防衛本庁	-	労災保険給付業務 ()	5,683	厚生労働本省	5,683
6陸幕補給システム ()	6,585	防衛本庁	6,585	労働保険適用徴収業務 ()	5,479	厚生労働本省	5,479
特別調達資金に関する業務	14	防衛施設庁	14	社会保険業務 ()	112,629	社会保険庁	112,629
金融検査及び監督業務	228	金融庁	223	厚生労働行政総合情報システム	530	厚生労働本省	530
立限保且及び益目未労	220	財務本省	4	原爆死没者追悼平和祈念館運営業 務	178	厚生労働本省	178
証券取引等監視等に関する業	400	金融庁	139	雇用均等業務	102	厚生労働本省	102
務	182	財務本省	43	職業安定行政関係業務(雇用保険 業務) ()			
疑わしい取引の届出に関する 業務	79	金融庁	79	職業安定行政関係業務(職業紹介業務)()	37,616	厚生労働本省	37,616
有価証券報告書等に関する業	4 004	金融庁	156	職業安定行政関係業務(職業安定 行政システム)			
務	1,024	財務本省	868	総合食料局(旧食糧庁)における 情報管理システム ()	1,233	農林水産本省	1,233
恩給業務	462	総務本省	462	国有林野事業関係業務 ()	1,331	林野庁	1,331
電波監理業務 ()	12,498	総務本省	12,498	農林水産省共同利用電子計算機システム	1,683	農林水産本省	1,683
電気通信行政関連業務	975	総務本省	975	生鮮食料品流通情報データ通信シ ステム	329	農林水産本省	329
出入国管理業務 ()	4,860	法務本省	4,860	特許庁業務・システム ()	51,876	特許庁	51,876
外国人登録証明書調製業務	555	法務本省	555	工業標準策定業務(工業標準策定 プロセス電子化事業)	189	経済産業本省	189
登記情報システム ()	53,134	法務本省	53,134	セーフティネットと産業再生	-	経済産業本省	-
地図管理業務	2,477	法務本省	2,477	自動車登録検査業務電子情報処理 システム(MOTAS) ()	4,706	国土交通本省	4,706
検察業務	1,255	法務本省	1,255	気象資料総合処理システム ()	2,200	気象庁	2,200
矯正施設被収容者生活維持関 連業務	11	法務本省	11	汎用電子計算機システム	116	国土交通本省	116
矯正施設被収容者処遇関連情 報の管理業務	-	法務本省	-	共用電子計算機システム(つくば 地区旭庁舎)	84	国土交通本省	84
更生保護情報管理業務	122	法務本省	122	計	392,810		392,810
通信機能強化システム ()	1,775	外務省	1,775				-
ホストコンピュータシステム	551	外務省	551	共通業務・システムと個 別業務・システムの合計	465,370		465,370

注(1) ()はレガシーシステムを含む個別業務・システムである。 注(2) 「海幕給与経理システム、給与システム用入出力装置」に係る16年度支払金額は、共通業務・システムである「人事・給与等業務」及び「官房5業務」に計上されている。

ウ レガシーシステムの状況

(ア) レガシーシステムの概要

77業務・システムに含まれるレガシーシステムは、図表5-2のとおり、16省庁の36システムとなっている。そのほとんどは、個別業務・システムに含まれるシステムであるが、共通業務・システムの中にも5システムが含まれている(図表5-1、巻末の別表 、 参照)。

これらのシステムは、必要の都度、機能改善等の改良を加えながら長期間運用 しているものが多く、最も古いものは「運転者管理等のシステム」であり、昭和 38年度から継続して運用されている。

また、レガシーシステムに係るソフトウェア著作権の帰属についてみると、図表5-2のとおり、「国に帰属」が12システム(36.3%)、「国と事業者の双方に帰属」が5システム(15.1%)、「事業者に帰属」が10システム(30.3%)、「権利帰属の定めがない」が6システム(18.1%)となっている。

図表5-2 レガシーシステムの状況

四1 なり-2 1					
省庁名	システム名	運用開始年度	ソフトウェアの著	作権	の帰属
内閣本府	経済財政政策関係業務等に必要なシステム	昭和40年度	権利帰属の定めがフ	いば	
警察庁	全国的情報処理センター用システム 注(1)	昭和48年度	権利帰属の定めがな		
	運転者管理等のシステム 注(1)	昭和38年度	権利帰属の定めがな	こに	
	指紋業務用システム	昭和57年度	権利帰属の定めがな	こに	
防衛本庁	統合気象システム	昭和49年度	国に帰属		
	航空自衛隊補給3システム	昭和46年度	国に帰属		
	航空自衛隊データ処理近代化システム	平成2年度	国に帰属		
	海幕給与、経理システム	平成10年度、4年度	国に帰属		
	6陸幕補給システム	平成15年度	事業者に帰属		
総務本省	総合無線局監理システム	平成8年度	国に帰属		
法務本省	出入国管理システム	平成5年度	国と事業者の双方	こ帰属	夷
	登記情報システム	昭和63年度	国に帰属		
外務省	通信機能強化システム	平成16年度	国に帰属		
財務本省	予算編成支援システム	昭和48年度	権利帰属の定めがフ	にに	
	官庁会計事務データ通信システム	昭和52年度	事業者に帰属		
	税関システム				
	通関情報処理システム 注(2)	昭和53年度	=		
	税関手続申請システム	平成14年度	事業者に帰属		
	通関情報総合判定システム	平成3年度	事業者に帰属		
	財政融資資金の運用事務等システム	昭和41年度	国に帰属		
国税庁	国税総合管理(KSK)システム	平成7年度	国に帰属		
文部科学本省	本省情報基盤システム	昭和43年度	権利帰属の定めがない		
厚生労働本省	労災行政情報管理システム	昭和56年度	国と事業者の双方	こ帰属	夷
	労働基準行政情報システム	平成10年度	事業者に帰属		
	労働保険適用徴収システム	昭和56年度	国と事業者の双方	こ帰属	夷
	総合的雇用情報システム	昭和63年度	国と事業者の双方		
	雇用保険トータル・システム	昭和56年度	国と事業者の双方	こ帰属	夷
社会保険庁	社会保険オンラインシステム				
		昭和54年度	事業者に帰属		
	年金相談に関するシステム 注(3)	昭和42年度	-		
	基礎年金番号管理システム	平成8年度	事業者に帰属		
	年金給付の裁定及び支払等に関するシステム 注(3)	昭和42年度	=		
	年金給付システム	昭和42年度	事業者に帰属		
農林水産本省	総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム	昭和39年度	国に帰属		
林野庁	林野庁における改善分散処理システム	平成8年度	国に帰属		
特許庁	特許事務システム	昭和39年度	国に帰属		
国土交通本省	自動車登録検査業務電子情報処理システム	昭和44年度	事業者に帰属		
気象庁	気象資料総合処理システム(Cアデス系)	平成7年度	事業者に帰属		
			国に帰属	12	36.3%
			国と事業者の双方	5	15.1%
			に帰属	۲	10.1/0
16省庁	36システム		事業者に帰属	10	30.3%
			権利帰属の定めが		
			ない	6	18.1%
			計	33	100%
1					/ v

- 注(1) 「全国的情報処理センター用システム」及び「運転者管理等のシステム」については、内部
- (1) 主国の情報がほとりである。 職員が業務ソフトウェアの設計・開発を行っているため、著作権の権利帰属の定めがない。 注(2) 「通関情報処理システム」は、独立行政法人通関情報センターが運用しているシステムであ り、国はこのシステムによるサービスの提供を受けている。 注(3) 「年金相談に関するシステム」及び「年金給付の裁定及び支払等に関するシステム」は、 「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」を利用した 業務に共通的に利用される端末等である。
 - (イ) レガシーシステムの運用等に係る契約の状況

レガシーシステムの運用等に係る契約の平成16年度支払金額は、図表5-3のとお

り、総額3458億円となっており、最適化計画の策定対象となっている77業務・シ

ステムに係る支払金額4653億円の74.3%を占めている。

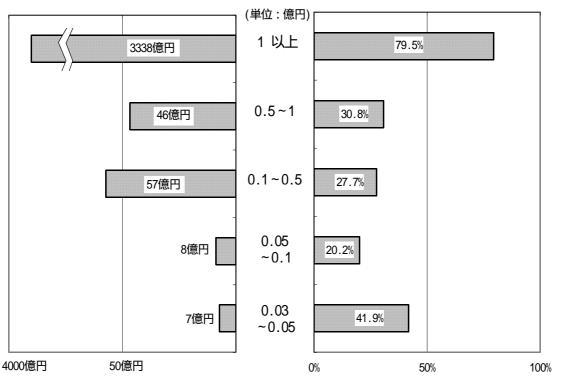
図表5-3 レガシーシステムに係る16年度支払金額と契約方式の状況 (単位:百万円、%)

内閣本府 経済財政政策関係業務等に必要なシステム 436 0 警察庁 全国的情報処理センター用システム 3,533 0.0 運転者管理等のシステム 1,506 1.3 指紋業務用システム 2,200 0 防衛本庁 統合気象システム 1,937 2.0 航空自衛隊補給3システム 2,586 5.7 航空自衛隊データ処理近代化システム 1,086 18.9 海幕給与、経理システム 537 0 6陸幕補給システム 5,795 0 総務本省 総合無線局監理システム 11,993 6.1 法務本省 出入国管理システム 4,501 1.4	
内閣本府経済財政政策関係業務等に必要なシステム4360警察庁全国的情報処理センター用システム3,5330.0運転者管理等のシステム1,5061.3指紋業務用システム2,2000防衛本庁統合気象システム1,9372.0航空自衛隊補給3システム2,5865.7航空自衛隊データ処理近代化システム1,08618.9海幕給与、経理システム53706陸幕補給システム5,7950総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	100 99.9 98.6 100 98.0 94.2 81.0 100 93.9 98.5 95.9
警察庁 全国的情報処理センター用システム 3,533 0.0 運転者管理等のシステム 1,506 1.3 指紋業務用システム 2,200 0 防衛本庁 統合気象システム 1,937 2.0 航空自衛隊補給3システム 2,586 5.7 航空自衛隊データ処理近代化システム 1,086 18.9 海幕給与、経理システム 537 0 6陸幕補給システム 5,795 0 総務本省 総合無線局監理システム 11,993 6.1 法務本省 出入国管理システム 4,501 1.4	99.9 98.6 100 98.0 94.2 81.0 100 93.9 98.5 95.9
運転者管理等のシステム	98.6 100 98.0 94.2 81.0 100 100 93.9 98.5
指紋業務用システム2,2000防衛本庁統合気象システム1,9372.0航空自衛隊補給3システム2,5865.7航空自衛隊データ処理近代化システム1,08618.9海幕給与、経理システム53706陸幕補給システム5,7950総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	100 98.0 94.2 81.0 100 100 93.9 98.5 95.9
防衛本庁統合気象システム1,9372.0航空自衛隊補給3システム2,5865.7航空自衛隊データ処理近代化システム1,08618.9海幕給与、経理システム53706陸幕補給システム5,7950総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	98.0 94.2 81.0 100 93.9 98.5 95.9
航空自衛隊補給3システム2,5865.7航空自衛隊データ処理近代化システム1,08618.9海幕給与、経理システム53706陸幕補給システム5,7950総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	94.2 81.0 100 100 93.9 98.5 95.9
航空自衛隊データ処理近代化システム1,08618.9海幕給与、経理システム53706陸幕補給システム5,7950総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	81.0 100 100 93.9 98.5 95.9
海幕給与、経理システム53706陸幕補給システム5,7950総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	100 100 93.9 98.5 95.9
6陸幕補給システム5,7950総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	100 93.9 98.5 95.9
総務本省総合無線局監理システム11,9936.1法務本省出入国管理システム4,5011.4	93.9 98.5 95.9
法務本省 出入国管理システム 4,501 1.4	98.5 95.9
1,000	95.9
登記情報システム 28,424 4.0	
	78.9
,	
,	99.3
官庁会計事務データ通信システム 4,825 0.5	99.4
税関システム (9,311) (10.3) ((89.6)
通関情報処理システム 5,515 0.0	99.9
税関手続申請システム 1,507 0.0	99.9
通関情報総合判定システム 2,289 42.0	57.9
財政融資資金の運用事務等システム 945 0	100
国税庁 国税総合管理(KSK)システム 42,184 1.4	98.5
文部科学本省 本省情報基盤システム 466 2.2	97.7
厚生労働本省 労災行政情報管理システム 5,671 0	100
労働基準行政情報システム 5,587 0.5	99.4
労働保険適用徴収システム 5,477 0.2	99.7
総合的雇用情報システム 19,403 0	100
雇用保険トータル・システム 10,563 0	100
社会保険庁 社会保険オンラインシステム(注) 112,629 0.0	99.9
社会保険オンラインシステム(記録管理システム)	_
年金相談に関するシステム	
基礎年金番号管理システム	
年金給付の裁定及び支払等に関するシステム	_
年金給付システム	_
	89.0
林野庁 林野庁における改善分散処理システム 1,318 0	100
	98.5
国土交通本省 自動車登録検査業務電子情報処理システム 4,705 0	100
気象庁	0
	98.3

⁽注) 「社会保険オンラインシステム」については、複数のレガシーシステムに係るものをまとめて契約していて、区分できないものがあるため、一括して記載している。

これらのレガシーシステムに係る契約を支払金額規模別にみると、レガシーシ ステムの支払金額は、図表5-4のとおり、支払金額規模が大きくなるほど77業務・ システム全体の支払金額に占める割合が高くなっている。前記1(3)アで記述したとおり、国の情報システム関係の契約において支払金額規模が大きくなるにしたがって随意契約の割合が高くなっているのは、このようなことが背景になっていると考えられる。

図表5-4 レガシーシステムに係る契約の支払金額規模別の支払金額と業務・システム全体に占める割合



なお、レガシーシステムの見直しの方向性については、後記(5)アの「レガシーシステム刷新に向けた計画」の項で詳述する。

エ データ通信役務契約の状況

(ア) データ通信役務契約の概要

データ通信役務契約は、電気通信事業者が提供する電子計算機及びこれに接続する電気通信回線からなる電気通信設備を用いて当該事業者が行う電気通信役務の提供を内容とするものである。

データ通信役務契約のうち16年度の利用料金が1億円以上のものは、図表5-5の9件(契約対象システムにレガシーシステムを含むもの6件)であり、支払金額は1576億円(レガシーシステムを含むもの6件に係る支払金額1567億円)となっている。そして、この支払金額は、最適化計画の策定対象となっている77業務・システムに係る支払金額4653億円の33.8%を占めている。

また、これらの契約はすべて、株式会社エヌ・ティ・ディ・データ(昭和60年までは日本電信電話公社、63年までは日本電信電話株式会社、平成10年まではエヌ・ティ・ディ・データ通信株式会社。以下、本項中「NTTデータ」という。)を相手方として、長期にわたり契約を継続しているもので、30年以上も継続しているものもある。

図表5-5 利用料金1億円以上のデータ通信役務契約の状況

(単位:百万円)

				16年度3	5払金額		16年度	16年度 末にお	残債解 消時に	利用許諾権 (改変等を
省庁名	契約対象のシステム名	契約開始年月	ハード ウェア 使用料	ソフト ウェア 使用料	その他	合計	末の残 債額	ける著 作権の 帰属先	おける 著作権 帰属先	含む)の有無
総務本省	恩給事務総合システム	平成4年4月	140	212	50	403	1,309	民	民	協議中
財務本省	官庁会計事務データ通信 システム ()	昭和52年4月	4,627	4,382	2,184	11,194	33,249	民	民	有 (文書)
厚生労働本省	労働基準行政情報システム () 注(2)	平成9年12月	5,186	1	20	5,206	-	1	1	-
序土力倒平目	労働保険ネットワークシ ステム ()	昭和56年7月	11,992	2,197	1,271	15,461	2,494	民	民	有 (文書)
社会保険庁	社会保険オンラインシス テム ()	昭和55年1月	31,134	30,172	20,540	81,846	117,313	民	民	有 (文書)
農林水産本省	生鮮食料品流通情報デー タ通信システム	昭和51年11月	106	139	86	332	784	民	民	有 (口頭合意)
経済産業本省	貿易管理オープンネット ワークシステム 注(3)	平成12年4月	86	37	74	197	110	ı	1	-
特許庁	特許庁電子出願・包袋事 務処理データ通信システ ム () 注(4)	平成2年7月	2,822	0	35,576	38,398	0	佪	佪	-
国土交通本省	自動車登録検査業務電子 情報処理システム ()	昭和45年2月	1,469	1,246	1,931	4,647	9,010	民	民	有 (口頭合意)
8省庁	9契約		57,564	38,389	61,735	157,689	164,271			
0目灯	S X WJ		36.5%	24.3%	39.1%	100%	104,271			

- 注(1) ()は、レガシーシステム又はレガシーシステムを含むものである。
- 注(2) 「労働基準行政情報システム」は、データ通信役務契約にソフトウェアの利用が含まれていないため、著作権が発生しない。
- 注(3) 「貿易管理オープンネットワークシステム」は、17年2月末にシステムの一部が廃止された。 これに伴い、データ通信役務契約にソフトウェアが含まれないこととなったため、16年度末現 在においては著作権が発生しない。
- 注(4) 特許庁の「特許庁電子出願・包袋事務処理データ通信システム」は、16年4月にソフトウェアに係る残債額258億円を一括処理しており、この額は「その他」に計上している。
 - (イ) NTTデータによるデータ通信サービスに係る残債と著作権の帰属状況 NTTデータは、「データ通信サービス契約約款」に基づき、利用者の特定の 要望に応じるため個別に整備したデータ通信設備により行うデータ通信役務(以下「データ通信サービス」といい、これに係る契約を「データ通信サービス契約」という。)を提供しており、利用料金は、各省庁の料金内訳書等によれば、 設備の運用保守等に係る費用と、 料金算定の基礎となる利用予定期間(以下

「料金算定期間」という。)に基づいて算出したソフトウェア使用料等とを合算 するなどして算出している。

このソフトウェア使用料等については、データ通信サービスが特定の者の特定の要望のために料金算定期間を定めて個別に設備を整備していることから、料金算定期間終了前に契約が解除された場合、NTTデータは、設備の整備に要した費用を回収できなくなる。このため、上記の契約約款では、利用者の都合により契約の解除が行われる場合には、契約解除時から料金算定期間終了時までに係るソフトウェア使用料等をNTTデータが定めた方法で算出し、その額(以下「残債」という。)を利用者が支払うことが定められている。

利用料金1億円以上の9件のデータ通信サービス契約に係る16年度末時点の残債は、図表5-5のとおり、総額1642億円に上っている。また、この9件のデータ通信サービス契約のうち、ソフトウェアの利用を含む契約7件に係る16年度末におけるソフトウェアの著作権の帰属先をみると、特許庁電子出願・包袋事務処理データ通信システムを除く6件については、NTTデータとなっており、これらについては、残債が解消された後も、引き続きNTTデータに帰属することになっている。ただし、ソフトウェアの利用許諾権については、6件のうち5件の契約では、料金算定期間満了時まで現在の契約を継続すること及び次期システムの開発目的に限定した利用であることを条件として、システムの改変等を含む利用許諾権が国に与えられている。また、残りの1件の契約については、18年6月末現在、その取扱いを協議中としている。

(ウ) データ通信サービス契約と長期継続契約

会計法第29条の12においては、「契約担当官等は、政令の定めるところにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約を締結することができる。」と規定されており、各省庁では、データ通信サービス契約による役務は、予算決算及び会計令第102条の2第4号に規定する「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務」であるとして、長期間にわたってNTTデータとの間で長期継続契約を行ってきた。

しかし、現在提供されているデータ通信サービスについては、前記の残債の状況に示されるように、実質上、過去に発生したシステム開発費用の繰延払いとな

っている。

長期継続契約は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、かつ、契約期間における支出額がその使用量に依存するなどのため契約金額をあらかじめ定めることが不可能なため、国庫債務負担行為によることができない場合についてのみ適用される。しかし、現在提供されているデータ通信サービスについては、その利用料金の構成要素をみると、前掲図表5-5のとおり、ハードウェア使用料、ソフトウェア使用料、その他の費用(電力設備使用料、局舎使用料、端末使用料、回線使用料、工事費等)から構成されており、ハードウェア等に関しては、分離して調達することが可能であれば、各年度における契約金額が確定し、長期継続契約になじまないと考えられる。

これらのことから、各省庁においては、今後、同種内容の調達を行うに当たっては、必要に応じて国庫債務負担行為を活用することなども検討し、将来にわたって発生する実質上の債務の内容を明らかにして透明性を高めることが望まれる。

(2) 業務・システムの最適化計画の策定状況

ア 最適化計画の策定までの手続

CIO連絡会議で決定された業務・システムの最適化計画の策定までの手続は、 次のとおりである。

レガシーシステムの刷新可能性調査

各省庁は、CIO補佐官等連絡会議に調査結果を報告して助言を受け、公表する。

業務・システムの見直し方針

各省庁は、見直し方針案について自省庁のCIO補佐官による評価を受け、CIO補佐官等連絡会議へ報告して助言を受け、必要な業務・システムについてはパブリックコメントを経て決定し、公表する。その決定は、共通業務・システムの場合はCIO連絡会議幹事会において、また、個別業務・システムの場合は各省庁の情報化推進委員会等において行う。

最適化計画

と同様の手続を経るが、共通業務・システムの場合、その決定はCIO連絡会議が行う。

イ 刷新可能性調査の実施、見直し方針及び最適化計画の策定の状況

17年度末までに最適化計画を策定することとされた21共通業務・システム及び56 個別業務・システム、計77業務・システムについて、レガシーシステムの刷新可能性調査の実施、業務・システムの見直し方針及び最適化計画の策定の状況をみると、図表5-6のとおりとなっている。

なお、最適化計画及び業務・システムの数については、複数の業務・システムを併せて1つの最適化計画を策定したり、共通業務・システムにおいて各省庁の業務・システムごとにそれぞれ最適化計画を策定したりしているものなどがあるため、合計で87最適化計画及び99業務・システムとなる。

これらの調査や計画策定業務については、外部に委託しているものも多く、委託費として支払われた金額は、刷新可能性調査の実施で20億円、見直し方針の策定で3億円、最適化計画の策定で54億円、計78億円となっている。

最適化計画の策定時期は、半分以上のものが18年3月となっており、多くの業務・システムの最適化計画がこの時期に一斉にCIO補佐官等連絡会議に報告されている。

図表5-6 最適化計画の策定等の状況

(単位:千円)

		I/m mi	Dil to C.			-1 1	_=	漢//
		個別・	<u>刷新</u>	可能性調査		直し方針	- 最	適化計画
担当省庁	業務・システム名	共通の	作成	委託金額	策定	委託金額	策定	委託金額
3		別	年月	注(1)	年月	注(1)	年月	注(1)
			牛刀	/土(1)	牛刀	/土(1)		
内閣官房	内閣府 L A N 注(8)	共通	-	-	-	-	18.2	(9,964)
内閣法制局	内閣法制局情報ネットワーク 注(8)	共通		_	_	-	18.3	0
人事院	人事院ネットワーク 注(8)	共通				_	18.3	
	人争院不ツトソーソ 注(0)	六世	┷	_		_	10.3	U
人事院・総務 本省・財務本 省	人事・給与等業務	共通	-	-	-	-	16.2	0
人事院・総務 本省	研修・啓発業務	共通	-	-	17.6	,		,
内閣本府	災害管理業務	共通	-	-	17.6	0	17.12	69,615
	内閣府LAN 注(8)	共通	_	_	_	_	18.3	9,964
	経済財政政策関係業務等に必要なシス	個別	17.3	14,910	17.6	0		24,000
	テム			,				·
宮内庁	宮内庁情報ネットワーク 注(8)	共通	-	-	-	-	18.1	0
公正取引委員	公正取引委員会内ネットワーク							
会	注(8)	共通	-	-	-	-	17.8	0
警察庁	警察庁情報ネットワーク 注(8)	共通	<u> </u>				17.11	0
	全国的情報処理センター用システム	個別	17.3		17.6	0		
1		個別	17.3	28,157				
	運転者管理等のシステム	间別	17.3		17.6	0	18.3	
	指紋業務及び掌紋業務(指紋業務用システム) 注(3)	個別	16.4	0	17.10	0	17.11	0
	企画分析業務 (警察)	個別			17.3	0	17.9	_
D2 /7 L			┢═┩		17.3	U		
防衛本庁	防衛庁OAネットワーク 注(8)	共通	-	-	-	-	18.1	
	統合気象システム	個別			17.6	0	18.3	
	航空自衛隊補給3システム 注(4) 航空自衛隊データ処理近代化システム	個別	17.4	43		0		50 400
	注(4)	個別			17.0	U	10.3	
	海幕給与経理システム、給与システム 用入出力装置 注(5)	個別	-	_	_	-	_	-
		/m mi			47.0		47.0	
	6陸幕補給システム	個別	-	-	17.6	0		
防衛施設庁	特別調達資金に関する業務	個別	- !	-	17.4	0	17.11	19,491
金融庁	金融庁ネットワーク 注(8)	共通		_ 1		_	18.3	,
立て 附立 /)			\vdash		47.0	_	10.5	l
	金融検査及び監督業務 注(6)	個別	-	-	17.6			
	証券取引等監視等に関する業務 注(6)	個別	-	-	17.6	86,100	18.3	118,555
		/E3 D1			47.0			l
	疑わしい取引の届出に関する業務	個別	-	-	17.6		18.3	
	有価証券報告書等に関する業務	個別		-	17.6		18.3	
総務本省	統計調査等業務	共通	-	_	17.4	29,990		129,999
心仍中目	電子申請等受付業務 注(7)							
	行政情報の電子的提供業務 注(7)	共通	-	-	16.7	0	17.8	47,250
	共通システム 注(8)	共通	-	-	_	-	17.3	0
1	総務省情報ネットワーク 注(8)	共通					17.6	57,750
1			\vdash		47 ^	40.050		
	苦情・相談対応業務 地方公共団体に対する調査・照会業務	共通		-	17.6	10,258	18.3	29,242
	(地方公共団体に対する報告徴集業	共通	-	-	17.6	(579,285)	18.3	579,285
1	務)	<u></u>	igsquare				—	
1	恩給業務	個別			17.4	(21,861)	17.6	21,860
	電波監理業務	個別	15.7	119,947			17.6	
	電气温度							
31.75 1.40	電気通信行政関連業務	個別	╙	-	17.6	0		
法務本省	法務省情報ネットワーク 注(8)	共通	_			-	17.4	0
	出入国管理業務 注(9)	個別	17.1	58,800	17.6	(94,920)	18.3	94,920
	外国人登録証明書調製業務 注(9)	個別	-	-	17.0	(34,320)	10.5	34,320
1	登記情報システム	個別	15.3	450,496	16 11	Λ	16.11	Λ
1	4 同名田光教		10.5					E 77F
1	地図管理業務	個別	<u> </u>		17.1		17.10	
	検察業務	個別	-	-	17.2	0	18.3	5,670
	矯正施設被収容者生活維持関連業務							
	注(10)	/E2 E-1	-	-	ا ا			
	/エ(10) 矯正施設被収容者処遇関連情報の管理	個別	\vdash		17.6	0	18.3	0
I			-	-				
	1 業務 注(10)							•
	業務 注(10) 更生保護情報管理業務	個別	_	_	17.4	^	18.3	0

(単位:千円)

								<u>位:十円)</u>
		個別・	刷新	可能性調査	見	重し方針	最	適化計画
担当省庁	業務・システム名	共通の	作成	委託金額		委託金額		委託金額
3		別		注(1)		注(1)		注(1)
시 35 / LA	시정(사) # # #		十月	/土(工)		/王(1)		
外務省	外務省情報ネットワーク 注(8)	共通				-	18.3	47,775
	通信機能強化システム	個別	16.3	0			18.3	15,699
	ホストコンピュータシステム	個別	-	-	17.6	15,638	18.3	38,850
	在外経理システム	個別	_	_	17.6			
	領事業務	個別	-	_	17.6		-	
財務本省			_		17.0	U		
別份平官	財務省ネットワーク 注(8)	共通	-	-	-	-	18.2	
	共済業務	共通	-	-	-	-	16.7	11,550
	予算・決算業務		-	-				
	(予算編成支援システム)	共通	17.3	43,059	17.6	0	18.3	52,003
	(官庁会計事務データ通信システム)	1	17.3	13,650				
	国有財産関係業務(官庁営繕業務を除			,				
		共通	-	-	17.6	48,500	18.3	55,800
	<.)							
	輸出入及び港湾・空港手続関係業務	共通	_	_	17.6	۸	17.12	
	注(11)			_	17.0	U	17.12	
	税関業務 注(11) 注(12)	共通						247,528
	外郵輸入事務電算処理システム		17.3	99,613	17.6	0	18.3	
	注(12)	個別	l	30,010	lo	I	l	
	<u>/4(14)</u> 財政融資資金関連業務	個別	16.4	117,324	17.6	(63,000)	18.3	62 000
			10.4	111,324				
	共同利用電算機	個別		-	17.6		18.3	
国税庁	国税関係業務	個別	16.3	31,458	17.6	78,540		
文部科学本省	文部科学省ネットワーク 注(8)	共通	-	-	-	-	18.3	5,208
	研究開発管理業務	共通	-	-	17.6	0		
	本省情報基盤システム	個別	16.3	714				
同 上 出		共通	10.5					
厚生労働本省	厚生労働省ネットワーク 注(8)		-	-	-	-	17.5	
	食品等輸入届出業務 注(11)	共通	-	-	17.6			12,967
	検疫業務 注(11)	共通	-	-	17.6	0	18.3	12,007
	監督・安全衛生業務	個別	16.11	27,300	17.6	0	18.3	240 040
	労災保険給付業務	個別	16.11	69,300		0		
	労働保険適用徴収業務	個別	16.11	14,700				
	厚生労働行政総合情報システム	個別	10.11	14,700	17.6			
		個別	_	_	17.6			
	原爆死没者追悼平和祈念館運営業務		-	-				
	雇用均等業務	個別	-	-	17.6	0	18.3	0
	職業安定行政関係業務(雇用保険業							
	務)注(13)							
	職業安定行政関係業務(職業紹介業	/m mi	4- 0	040 007	47.0		40.0	400 004
	務)注(13)	個別	17.2	219,807	17.6	0	18.3	423,804
	職業安定行政関係業務(職業安定行政	1						
11.4.45.54	システム) 注(13)							
社会保険庁	社会保険業務	個別	17.3	567,441	17.6	0		
農林水産本省	農林水産省情報ネットワーク 注(8)	共通	-	-	-	-	18.3	23,100
	動物検疫業務及び植物検疫業務	#,\Z			47.0	00 100	40.0	00.000
	注(11)	共通	-	-	17.6	29,400	18.3	29,999
	典サルキ少井日利田電フは管機シュニ						l	
	農林水産省共同利用電子計算機システ	個別	-	-	17.6	12,600	18.3	78,225
	Δ		ļ			,	<u> </u>	-,
	生鮮食料品流通情報データ通信システ	個別		_	17.6	6,090	18.3	33,432
	Д	II의/기기	l -	_	17.0	0,090	10.3] 33,432
	総合食料局(旧食糧庁)における情報							
	管理システム	個別	16.4	3,150	17.1	(30,765)	17.4	30,765
11 m2			10.4	3, 130		(00 ==5)	4	60
林野庁	国有林野事業関係業務	個別			16.11	(88,559)	17.4	
経済産業本省	経済産業省情報ネットワーク 注(8)	共通		-			18.3	0
	貿易管理業務 注(11)	共通	-	-	17.3	(319,607)	17.3	
	官房5業務	共通	-	-	15.7			
	国家試験業務	共通	_	_		(109,873)		
			- −					100,072
	工業標準策定業務(工業標準策定プロ	個別	-	-	17.6	(126, 204)	18.2	126,204
	セス電子化事業)		<u> </u>			, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,-•.
	セーフティネットと産業再生 注(14)	個別		-				
特許庁	特許庁業務・システム	個別	16.3	84,550	-	-	16.10	379,050

(単位:千円)

		個別・	刷新	可能性調査	見	直し方針	最	適化計画
担当省庁	業務・システム名	共通の	作成	委託金額	策定	委託金額	策定	委託金額
		別	年月	注(1)	年月	注(1)	年月	注(1)
国土交通本省	国土交通省ネットワーク 注(8)	共通	-	-	-	-	18.3	0
	港湾手続関係業務 注(11)	共通	-	-	17.3	0	18.3	11,970
	公共事業支援システム(官庁営繕業務 を含む。)	共通	-	-	17.6	0	18.3	30,030
	自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)	個別	17.3	57,960	17.6	0	18.3	29,400
	汎用電子計算機システム	個別	-	-	16.12	0	16.12	0
	共用電子計算機システム (つくば地区 旭庁舎)	個別	-	-	16.9	0	16.12	0
気象庁	気象資料総合処理システム	個別	16.3	0	16.9	0	16.9	0
環境省	環境省ネットワーク 注(8)	共通	-	-	-	-	18.3	0
	合計金額			2,022,379		356,587		5,426,645
				<u> </u>			総合計	7,805,611

- 注(1) 委託金額が0となっている箇所は、外部委託せずに自省庁等の職員が作成しているものである。
- 注(2) 見直し方針の委託金額が()となっているものは、見直し方針と最適化計画を同一の契約で 実施しているもので、合計では、最適化計画の方に計上している。
- 注(3) 警察庁の「指紋業務及び掌紋業務(指紋業務用システム)」の刷新可能性調査は、指紋業務 用システムについて調査したものである。
- 注(4) 防衛本庁の「航空自衛隊補給3システム」と「航空自衛隊データ処理近代化システム」は、 併せて最適化計画を策定している。
- 注(5) 防衛本庁の「海幕給与処理システム、給与システム用入出力装置」は、最適化計画の策定を 留保している。
- 注(6) 金融庁の「金融検査及び監督業務」と「証券取引等監視等に関する業務」は、併せて最適化 計画を策定している。
- 注(7) 総務本省が担当省庁となっている「電子申請等受付業務」と「行政情報の電子的提供業務」 は、併せて最適化計画を策定している。
- 注(8) 総務本省が担当省庁となっている「共通システム」は、当該業務・システムと関連している 18省庁が個別に最適化計画を策定している。
- 注(9) 法務本省の「出入国管理業務」と「外国人登録証明書調製業務」は、併せて最適化計画を策 定している。
- 注(10)法務本省の「矯正施設被収容者生活維持関連業務」と「矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務」は、併せて最適化計画を策定している。
- 注(11)財務本省が担当省庁となっている「輸出入及び港湾・空港手続関係業務」については、当該業務・システムと関連している6省庁が個別に最適化計画を策定している。
- 注(12)財務本省の「税関業務」の中に「外郵輸入事務電算処理システム」を含めて最適化計画を策定している。
- 注(13)厚生労働本省の「雇用保険業務」、「職業紹介業務」及び「職業安定行政システム」は、併せて最適化計画を策定している。
- 注(14)経済産業本省の「セーフティーネットと産業再生」は最適化計画の策定を中止した。

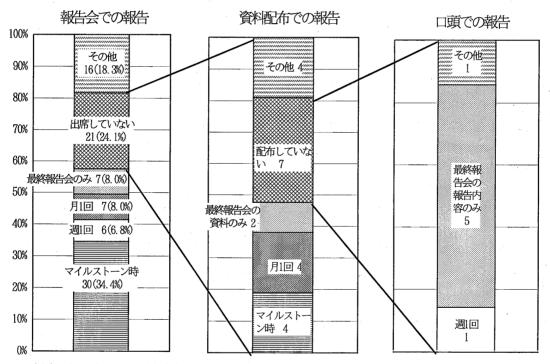
ウ CIO補佐官の関与状況

CIO補佐官は、電子政府構築計画において、各省庁内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たり、CIO等に対する支援・助言等を行う者として配置することとされており、最適化計画策定におけるCIO補佐官の関与は、最適化計画の信頼性の向上のためにも重要である。

CIO補佐官の任用状況をみると、巻末の別表 のとおり、17年度では、21省庁が設置しており、職員にCIO補佐官を兼務させているもの3省庁3名、任期付職員、非常勤職員として採用しているもの5省庁15名、外部委託等の方法によっているもの

15省庁22名(年間支払金額5億4873万円)となっている。

また、最適化計画の策定の工程管理におけるCIO補佐官の関与状況について、87最適化計画のそれぞれの担当者が、報告会でCIO補佐官にどの程度報告しているかの態様をみると、図表5-7のとおりである。すなわち、マイルストーン時(各工程の終了予定日や中間報告日等の各節目)の報告会で報告しているものが30(34.4%)となっている一方、CIO補佐官が報告会に出席していないものが21(24.1%)となっている。また、出席していないケースにおいて、担当者がCIO補佐官に各報告会の資料を配布せず、最終報告会の報告内容のみ口頭で報告しているものが5(5.7%)となっている。

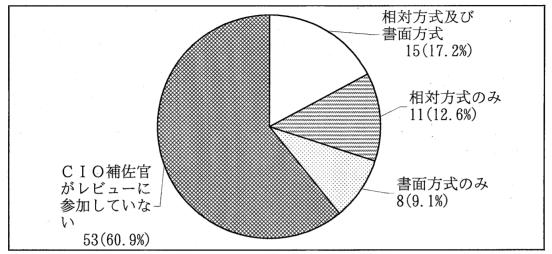


図表5-7 最適化計画策定の工程管理におけるCIO補佐官の関与状況

(注)本図表は、87最適化計画の策定において、CIO補佐官の関与状況をみるために、関与度が高い「報告会での報告」を行っているものの中で、CIO補佐官の関与度が最も低い「出席していない」場合について、「資料配布での報告」の態様を分類し、さらにその中で関与度の低い「配布していない」場合について、「ロ頭での報告」の態様を分類したものである。

さらに、最適化計画を策定する過程における成果品の品質管理に関して、CIO 補佐官がどの程度関与しているかをみると、図表5-8のとおりである。すなわち、CIO補佐官が品質管理にとって重要である成果品の検証(以下「レビュー」という。)に参加していないものは、87最適化計画のうち53(60.9%)となっており、最

適化計画の6割はСІО補佐官がレビューに関与していない。



図表5-8 最適化計画策定の品質管理におけるCIO補佐官の関与状況

(注) 本図表は、87最適化計画を対象としている。

(3) 最適化計画で示された経費削減効果と課題

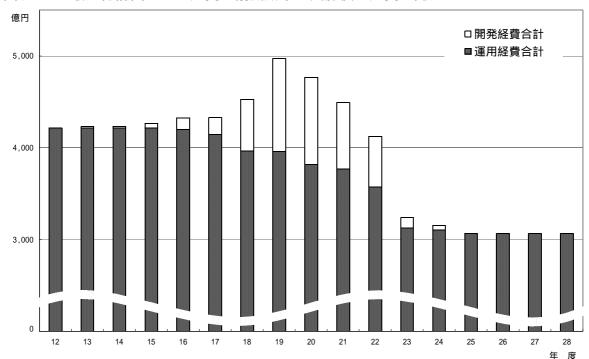
ア 最適化計画を実施した場合の費用の推移

「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」(以下「策定指針」という。)では、最適化を実施するため、情報システムの設計・開発、運用等の開始時期を具体的に記述した最適化工程表を作成し、最適化全体に係る経費及び業務処理時間の低減効果を原則として数値により明らかにすることとしている。

CIO連絡会議では、これらの効果を算出するに当たって、統一的な視点からの評価を可能とするため、各省庁において、業務・システムごとに最適化効果算出票及び最適化効果指標・サービス指標一覧(以下、これらを合わせて「最適化効果算出票」という。)を作成するよう事務連絡を発している。そして、この最適化効果算出票には、①各年度の最適化に要する投資額(開発経費)、②最適化実施前後の業務・システムに係る経費(運用経費)及びその削減効果、③最適化実施前後の業務処理時間及びその削減効果を記載することとしている。

そこで、会計検査院において、87最適化計画のうち最適化効果算出票を作成している82最適化計画に係る93業務・システムについて、最適化工程表及び最適化効果 算出票により年度ごとの業務・システム全体に係る開発経費及び運用経費を試算して示したものが、図表5-9である。 これによると、最適化計画を実施するための開発経費は、17年度から24年度までの累計額で約4300億円となるが、17年度まで毎年約4000億円規模であった運用経費は、最適化計画実施後の24年度以降は3000億円台へと25%程度削減される見通しとなっている。

なお、これらの試算に当たっては、情報システムの耐用年数等を考慮すると、最 適化のための開発が終了した後も、次期システムの開発等に係る経費が新たに発生 するが、その経費は算出できないため考慮していない。



図表5-9 最適化計画による経費の削減効果と実施後の経費の見通し

イ 最適化による経費削減効果

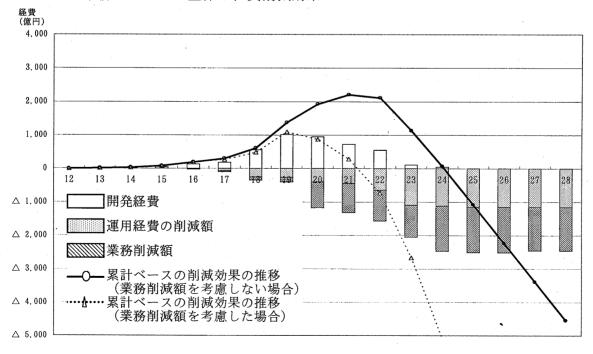
(ア) 業務・システム全体の経費削減額の推移

最適化計画には、業務・システムの最適化による運用経費の削減額と、職員等の業務処理に係る短縮時間(業務削減時間)の見込みが最適化効果算出票により 算出され記載されている。

これらの削減効果を業務・システム別に試算すると、巻末の別表 のとおり、 93業務・システム分を合計した年間の経費削減額は、運用経費の削減額1142億円、 業務削減時間から算出される業務経費の削減額(以下「業務削減額」という。) 1359億円、計2502億円となっている。 そこで、93業務・システム全体について、最適化に要する開発経費から最適化 実施前後の運用経費の削減額を差し引いた累計ベースの経費削減効果の推移をみ ると、図表5-10のとおりである。すなわち、開発経費のピークである19年度を過 ぎても、24年度までは①開発経費の累計額の方が②運用経費の削減額の累計額を 上回っているが、25年度にはこれが逆転し、開発経費が全額回収される見通しと なっている。なお、23年度以降は単年度ベースで1100億円を超える運用経費の削 減効果が現われているが、このうち300億円(約27%)は社会保険業務の削減効果 の分である。

また、業務削減額を考慮した場合、②運用経費の削減額の累計額と③業務削減額の累計額の合計は、上記よりも3年早い22年度の時点で①開発経費の累計額を上回っており、それだけ早く開発経費の回収が行われる見通しとなっている(以下、開発経費が全額回収される時期を「開発経費回収時期」という。)。なお、24年度以降は単年度ベースで約1300億円を超える業務削減額の効果が現われているが、このうち約450億円(約34%)は人事・給与等関係業務の削減効果の分である。

ただし、これらの試算に当たっては、経費については、現行システムの改修等 に係るものは考慮しておらず、また、効果については、例えば国民の利便性の向 上等の間接的効果は考慮していない。



図表5-10 業務・システム全体の経費削減効果

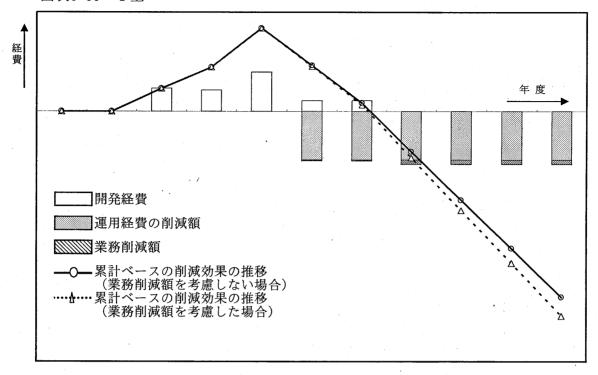
(イ) 各業務・システムにおける経費削減額の推移

最適化効果算出票は、開発終了年度から4年目までのシステムの運用経費及び業務処理時間の削減効果が記載されているが、各業務・システムの中には、この期間におけるシステムの運用経費の削減効果だけで開発経費の回収が見込めるものもあれば、業務処理時間の削減効果を含めないと開発経費の回収が見込めないものなどもある。

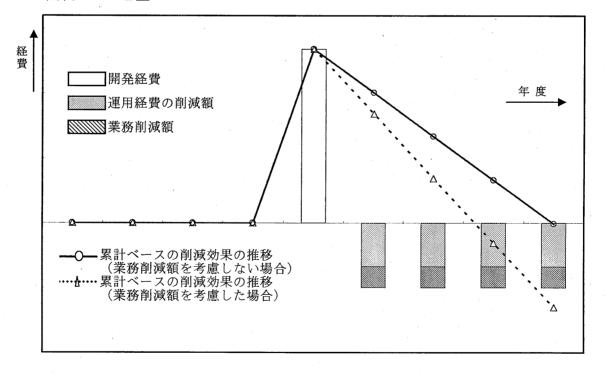
そこで、93業務・システムについて、最適化効果による開発経費回収時期の違いにより分類すると、おおむね次表のような5類型となり、それぞれの開発経費回収時期は、図表5-11から5-15に示すとおりである。

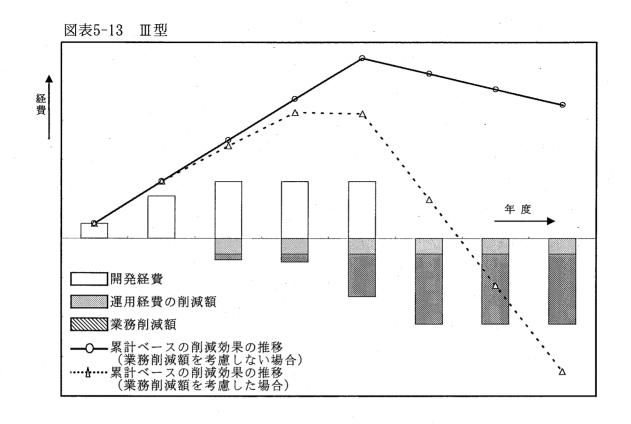
類型	開発経費回収時期
型	システムの運用経費の削減効果だけで、開発終了年度から2年以内に開発経
<u> </u>	費の回収が見込める業務・システム
型	システムの運用経費の削減効果だけで、開発終了年度から2年超4年以内の
<u> </u>	時期に開発経費の回収が見込める業務・システム
	システムの運用経費の削減効果だけでは開発終了年度から4年以内に開発経
型	費の回収が見込めないが、業務処理時間の削減効果を考慮した場合には開
	発経費の回収が見込める業務・システム
	主として国民の利便性向上等の間接的効果を目的としているため、システ
型	ムの運用経費の削減効果だけではなく、業務処理時間の削減効果を考慮し
	ても4年以内に開発経費の回収が見込めない業務・システム
型	最適化前にはシステムが存在せず新規にシステムを構築するため、システ
	ムの運用経費の削減効果が発生しない業務・システム

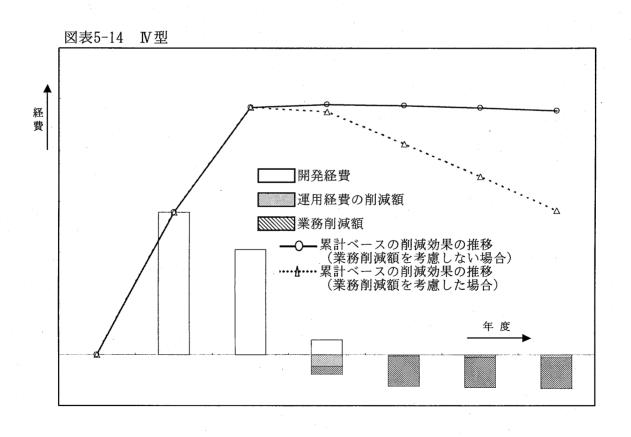
図表5-11 Ⅰ型



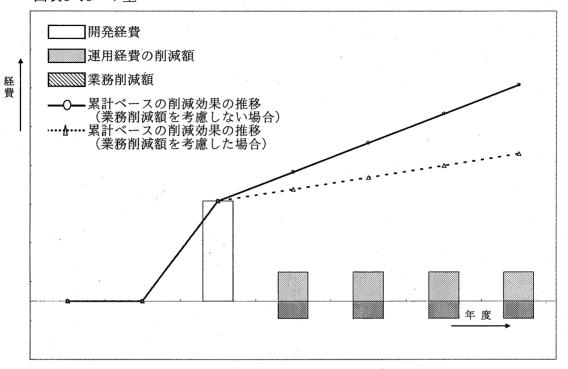
図表5-12 Ⅱ型







図表5-15 V型



最適化効果算出票を作成している93業務・システムを以上の5類型に分類すると、 図表5-16のとおりである。

図表5-16 業務・システムの分類	
型 (40)	型 (14)
<u>共通業務・システム (22)</u>	
共通システム	苦情・相談対応業務
内閣府LAN	国有財産関係業務(官庁営繕業務を除く。)
人事院ネットワーク	貿易管理業務
内閣法制局情報ネットワーク	個別業務・システム (11)
宮内庁情報ネットワーク	指紋業務及び掌紋業務(指紋業務用システム)
公正取引委員会内ネットワーク	金融検査及び監督業務、証券取引等監視等に関
金融庁ネットワーク	する業務
総務省情報ネットワーク	出入国管理業務、外国人登録証明書調製業務
外務省情報ネットワーク	地図管理業務
財務省ネットワーク 農林水産省情報ネットワーク	検察業務 在外経理システム
展析が圧電情報ポットワーク経済産業省情報ネットワーク	ロード はかにはアメリカ
国土交通省ネットワーク	社会保険業務
国工文庫目ボットファッ 環境省ネットワーク	生鮮食料品流通情報データ通信システム
食品等輸入届出業務	型 (21)
官房5業務	
国家試験業務	警察庁情報ネットワーク
公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)	防衛庁OAネットワーク
個別業務・システム (18)	文部科学省ネットワーク
統合気象システム	地方公共団体に対する調査・照会業務(地方公
電波監理業務	共団体に対する報告徴集業務)
登記情報システム	予算・決算業務
更生保護情報管理業務	税関業務、外郵輸入事務電算処理システム
通信機能強化システム	動物検疫業務及び植物検疫業務
ホストコンピュータシステム	港湾手続関係業務
国税関係業務	<u>個別業務・システム (12)</u>
監督・安全衛生業務	経済財政政策関係業務等に必要なシステム
厚生労働行政総合情報システム	運転者管理等のシステム
雇用均等業務	企画分析業務(警察)
職業安定行政関係業務(雇用保険業務、職業紹介業	有価証券報告書等に関する業務
務、職業安定行政システム) ※今会料号(JP会場合)における情報等理シュライ	矯正施設被収容者生活維持関連業務、矯正施設 物収容者似温間流標和の答照業務
総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム	被収容者処遇関連情報の管理業務
国有林野事業関係業務	領事業務
気象資料総合処理システム 汎用電子計算機システム	財政融資資金関連業務 共同利用電算機
ル州電子計算機システム 共用電子計算機システム(つくば地区旭庁舎)	,
型 (16)	工業標準策定業務(工業標準策定プロセス電子
	・ 工業は千米に乗がく工業は千米にプロセス電子 化事業)
人事・給与等業務	自動車登録検査業務電子情報処理システム
統計調查等業務	(MOTAS)
電子申請等受付業務、行政情報の電子的提供業務	型 (2)
厚生労働省ネットワーク	 共通業務・システム (1)
輸出入及び港湾・空港手続関係業務	検疫業務
研究開発管理業務	<u>個別業務・システム (1)</u>
<u>個別業務・システム (9)</u>	特別調達資金に関する業務
全国的情報処理センター用システム	
6陸幕補給システム	
疑わしい取引の届出に関する業務	
恩給業務	
電気通信行政関連業務	
本省情報基盤システム	
労働保険適用徴収業務 開始以来の利用電子は2000年	
農林水産省共同利用電子計算機システム	
特許庁業務・システム	J

(ウ) 各類型における効果達成に向けた課題

上記のとおり、最適化計画が計画どおりに実施されたとしても、開発経費回収 時期は業務・システムの内容によって様々である。

型及び 型については、運用経費の削減効果だけでおおむね4年以内に開発経 費の回収が可能であるとしているが、その効果が実現できるようシステムの開発

及び運用状況を管理していくことが重要である。

また、型については、システムの開発及び運用状況だけでなく、業務処理時間の削減効果の実現に向けて業務の改善と見直しを図っていくことが重要である。 さらに、型については、国民の利便性向上等の間接的効果を目的として最適化計画を策定しているものが多いことから、所期の効果が得られているかを検証すると同時に、最適化後の間接的効果が最大限に発揮されるよう、定期的なモニタリングによる効果測定をするなど十分な管理を行っていくことが重要である。

ウ 業務の見直しに向けた取組

各業務・システムの最適化計画に示されている削減効果のうち、業務処理時間の 削減効果の占める比重が高い 型のような業務・システムについては、業務の見直 しが重要となる。

(ア) 電子化による業務処理時間の削減

国民からの申請・届出の受付等が含まれている業務・システムの最適化計画では、図表5-17のとおり、電子申請率が高くなれば職員の窓口業務等も短縮されるとして、最適化後の業務処理時間を算定しているものもある。

図表5-17 業務削減時間と電子申請率の状況

図表5-17	業務削減	诗間	と電子申請率の状況		
省庁名	業務・システ ム名		最適化計画に記載されている前提条件		左の電子申請等関係シ ステムの16年度電子申 請率
総務本省	電波監理業務	型	電子申請率の上昇に伴って業務処理時間の削減効果が増加するものについて、電子申請率が50%に達した時点において年間約2万4千時間(試算値)に相当する業務処理の簡素化を図ることが可能と見込まれる。	総務省電波利用電子申請・届出システム	
	登記情報システム	型	業務処理時間については、全国の登記所がオンライン申請手続が可能な指定登記所に指定され、登記申請及び登記事項証明書等の発行申請におけるオンライン申請の割合が年間5割まで普及した場合には、延べ約211万3000時間(試算値)の短縮化が見込まれる。	オンライン登記申請シ ステム	0.001%
法務本省	地図管理業務	型	22年度には、年間約16万時間(試算値)の短縮が見込まれるとともに、地図等及び各種図面の証明書の交付請求等がオンライン化されることによる省力化により、これらオンラインによる交付請求等の割合が年間5割まで普及した場合には、年間約14万時間(試算値)の短縮が見込まれる。	(注) -	(注) -
厚生労働本省	検疫業務	型	検疫業務関係手続における港湾EDIシステムの利用率を12.8%から30%まで引き上げることにより、年間延べ310人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。さらに、利用率が50%になった場合には、年間延べ670人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。空港検疫業務・システムについては、利用率が50%になった場合には、年間延べ1,457人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。。	港湾EDIシステム	16.1%
農林水産本省	動物検疫業務 及び植物検疫 業務	型	業務処理時間の短縮効果(試算値:輸入動物の検査申請手続等のオンライン利用率が80%、輸出動畜産物の検査申請手続等のオンライン利用率が50%、輸入植物の検査申請手続等のオンライン利用率が90%、輸出植物の検査申請手続等のオンライン利用率が50%となった場合。以下同じ)は、業務処理時間の短縮効果に係る民間の知見と輸出入検疫業務の一部を対象に調査した代表的な業務処理時間を基に、最適化計画が実現した場合にどの程度の短縮が見込まれるかを大まかに試算したもの。	動物検疫検査手続電算 処理システム(ANIPAS) 輸入植物検査手続電算 処理システム(PQ- NETWORK)	
経済産業本省	貿易管理業務	型	システム処理の操作性が格段に向上し、かつ、 次期システム稼働後の電子化率が50%以上と なったと仮定した場合、年間延べ約30,000時間 (試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれ る。	貿易管理オープンネッ トワークシステム (JETRAS)	9.4%
国土交通本省	港湾手続関係 業務		22年度までにシステムの利用率が50%以上になったと仮定した場合、申請項目の削減、手続の廃止等により、申請受付時の記載事項の不備等の形式的要件の確認に係る時間の短縮及び紙申請内容を他業務へ有効活用する際の電子化作業等の効率化が図られることから、府省共通ポータル稼働後の21年において、年間約17,600時間(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。	港湾EDIシステム	15.5%

⁽注) 地図管理業務において電子申請を受け付ける地図情報システムは新規のシステムであるため、16年度はまだ運用されていない。

また、物品・役務の電子入札システムが利用されることにより、業務処理時間 が短縮されるとして最適化効果を見込んでいるものもある。

しかし、前記「3 主なシステムの利用状況」で記述したとおり、電子申請率及び物品・役務の電子入札率はまだ低い水準にとどまっているため、業務処理時間の短縮にはこれらの利用率の向上が図られることが必要不可欠である。

(イ) 外部委託の活用による業務処理時間の削減

電子政府構築計画では、業務・システムの最適化に当たり、民間の専門家の能力活用や民間への業務委託に努めることとされており、外部委託を実施することにより業務処理時間の削減が可能として効果を算定している業務・システムがある。

外部委託においては、職員が行っている現行業務を外部に転換するため、開発 経費の回収は、委託費用と現行の人件費との差額による部分もあることから、よ り経済的な調達を実施することにより、回収時期を早めることが望まれる。

上記のように、最適化計画の対象の業務・システムの最適化は、運用経費の削減効果だけではなく、電子申請の利用率向上等の変化にも依存している。したがって、これらの前提条件にも留意しつつ、システムの運用経費の削減効果や業務処理時間の削減効果が確実に発現するよう最適化計画策定後の実施状況を管理していくことが必要である。

(4) 最適化の精度の確保とその課題

ア機能情報関連図の整合性

(ア) 機能情報関連図の作成

策定指針では、業務・システムを統一的に体系化し、それを一定の書式により可視化するための標準的な記述様式(以下「標準記述様式」という。)を定めている。また、業務・システムが現状(現行体系)から将来あるべき姿(将来体系)となるよう、業務の運用面からの見直し、業務処理過程の重複等の徹底した排除、システムの一元化・集中化などを実施することにより最適化を図ることとしている。

そして、業務・システムの現行体系における業務処理過程を可視化するに当たっては、最適化計画を策定する初期段階に、業務・システムにおける機能間の情報の流れを記した標準記述様式の一つである機能情報関連図(Data Flow Diagram。以下「DFD」という。)を作成し、これを基に重複した業務の排除等を行い、将来体系のDFDを作成することとしている。また、このDFDは、これを基にして他の標準記述様式も作成されるものである。

DFDは、業務・システムを構成する機能を階層的に分解することにより、各

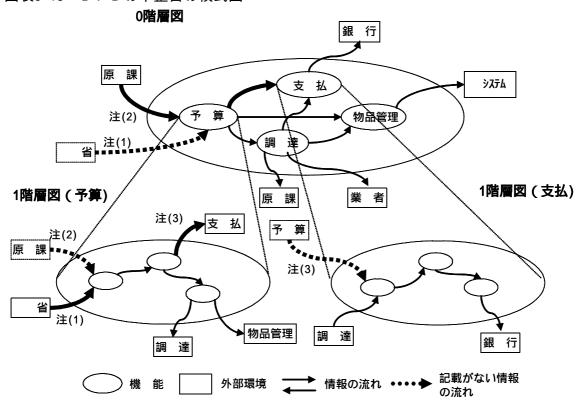
機能の概念的範囲を整理することを目的とするもので、0階層、1階層、2階層と順次 DFD の階層を増やしていくことで業務過程を可視化するものである。さらに、DFD は、各階層の機能間でやり取りする情報の流れを模式的に示すことで、対象とする業務・システムの機能と情報の流れを明確化している。

(イ) DFDの整合性の状況

策定指針では、情報システムの設計を行うための仕様書において、情報システムがどのような業務を処理する機能を備える必要があるかという定義(以下「要件定義」という。)をDFDに基づくなどして行うこととなっており、業務・システムの最適化を実施していく上で、DFDは重要な図面となっている。

そこで、87最適化計画のうち、DFDを作成している66最適化計画における将来体系のDFDの0階層図及び1階層図について、策定指針に従って機能間の情報の流れに不整合がないか検査した。その結果、DFDの作成過程において確認が十分でなかったなどのため、同一の機能であるにもかかわらず0階層図では情報の流れが記載されているが、1階層図ではこれが記載されていないなど(図表5-18参照)、情報の流れの記載に不整合を生じている箇所が、図表5-19のとおり、47最適化計画の合計で831箇所と多数見受けられた。

図表5-18 DFDの不整合の模式図



- 注(1) 1階層図(予算)では「 省」から「予算」へ情報の流れの記載があるが、0階層図では 記載がないもの
- 注(2) 0階層図では「原課」から「予算」へ情報の流れの記載があるが、1階層図(予算)では記載がないもの
- 注(3) 1階層図(予算)では1階層図(支払)へ情報の流れの記載があるが、1階層図(支払)では 記載がないもの

図表5-19 DFDにおける機能間の不整合の状況

<u> 図表5-19</u>	D F D における機能間の不整合の状況					
					訳	
省庁名	業務・システム名	不整合 な情れ の数	あるが、0 階層図で	0階層図に は記載が ある層で で はい ない も の の の の の の の の の の の の の の の の の の	1階層図 同士で情報の流れ が不整の のもの	その 他
人事院	人事・給与等業務	48	23	6	19	0
内閣府	経済財政政策関係業務等に必要なシステム	2	0	1	1	0
	全国的情報処理センター用システム	9	7	2	0	0
警察庁	運転者管理等のシステム	24	15	7	2	0
	企画分析業務(警察)	3	1	2	0	0
防衛本庁	統合気象システム	8	0	1	7	0
	6陸幕補給システム	43	24	4	15	0
防衛施設庁	特別調達資金に関する業務	4	4	0	0	0
金融庁	金融検査及び監督業務証券取引等監視等に関する業務	76	53	7	11	5
	疑わしい取引の届出に関する業務 を歴史者と思する業務	2	2	0	0	0
	有価証券報告書等に関する業務 共通システム	7 2	5 0	2	0	0
総務本省	共連ンステム 恩給業務	6	3	2 2	1	0
かりカイロ	電波監理業務	19	15	1	3	0
	出入国管理業務 外国人登録証明書調製業務	15	15		0	Ť
	登記情報システム	13	13	0	0	0
计双士少	地図管理業務	3	2	1	0	0
法務本省	検察業務	23	23	0	0	0
	<u>矯正施設被収容者生活維持関連業務</u> 矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務	35	22	6	6	1
	更生保護情報管理業務	13	12	1	0	0
	ホストコンピュータシステム	44	25	2	17	0
外務省	在外経理システム	39	27	3	8	
	領事業務	3	0	0	3	0
	共済業務 三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	5	1	1	3	0
財務本省	予算・決算業務 国有財産関係業務(官庁営繕業務を除く。)	43	41 2	1	0	0
	<u>国有別産園は業物では、6万 日温泉物では、6万</u> 共同利用電算機	8	6	2	0	0
国税庁	国税関係業務	17	15		0	0
文部科学本省	本省情報基盤システム	12	10		0	0
	検疫業務	1	0		0	0
	労働保険適用徴収業務	5	1	0		1
厚生労働本省	原爆死没者追悼平和祈念館運営業務	9	8	0	0	
	<u>雇用均等業務</u>	12	5	5	2	0
★ 1 ★ / □ 7 ★	職業安定行政関係業務(雇用保険業務、職業紹介業務、職業を定行政システム)	5			0	
社会保険庁	社会保険業務	28	23	3	2	0
農林水産本省	総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム	63	43		0	19
	農林水産省共同利用電子計算機システム	9	4	0	5	
## 服 亡	生鮮食料品流通情報データ通信システム	7	3	1	1	2
林野庁	国有林野事業関係業務 貿易管理業務	54 13	<u>51</u>	0 4	1 5	2 0
	<u>貝勿旨连耒份</u> 官房5業務	3	2	1	0	0
経済産業本省	国家試験業務	27	14	3	10	0
	工業標準策定業務(工業標準策定プロセス電子化事業)	24	23	0	1	0
特許庁	<u> けままり</u> 特許庁業務・システム	12	6	3	3	0
	公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)	22	15	1	6	0
国土交通本省		4	4	0	0	0
	汎用電子計算機システム	4	4	0	0	0
	<u>合</u> 計	831	581	82	135	33

⁽注) 不整合な情報の流れの数は、会計実地検査時点のものであり、既に修正されているものもある。

このようなDFDにおける情報の流れの不整合は、仕様書の作成において情報システムの要件定義を不正確なものとするおそれがあり、また、将来体系が正確でないと、次期の最適化計画策定において現行体系の把握に影響を及ぼす可能性もある。さらに、策定指針によると、最適化計画は決定後、速やかに公表するとされており、これを参考として策定される関係省庁の最適化計画に影響することも考えられる。

したがって、各省庁においては、今後、最適化を実施するに当たり、DFDを 含め、標準記述様式を必要に応じて修正するなどの見直しを行う要がある。

DFDの記載に不整合が生じている事例を示すと、次のとおりである。

(h) ホストコンピュータシステム

外務省のホストコンピュータシステムには、日本国内に勤務する「本省職員」と在外公館に勤務する「在外職員」の人事情報管理、職員給与に係る俸給管理などを行う人事システム、給与システムなどが含まれている。

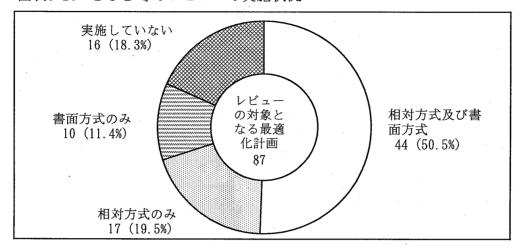
同システムの最適化計画の策定に当たっては、DFD作成を含む業務を外部委託しているが、DFDの0階層図及び1階層図を会計検査院で検査したところ、不整合が44箇所見受けられた。このうち、人事・給与等業務に関する不整合は38箇所あったが、これは、外務省において、人事・給与等業務を利用する業務のDFD作成に際し、公表されている人事・給与等業務のDFD情報を利用し、当該DFDの不整合箇所をそのまま転記したためであるとしている。

なお、人事院及び総務本省では、人事・給与等業務のDFDを、18年度に おいて修正することとしている。

(ウ) DFD等の検証の実施状況

最適化計画の中で作成することとなっているDFD等の成果品について、策定指針の内容に沿っているかどうかのレビューを実施することは、成果品の品質を確保するという点で重要である。そこで、最適化計画策定担当者によるレビューの実施方法についてみると、図表5-20のとおり、相対方式又は書面方式でレビューを実施しているものが81.6%、レビューを実施していないものが18.3%となっている。

図表5-20 DFD等のレビューの実施状況



DFDを作成している66最適化計画におけるDFDの不整合とレビュー実施の有無の関係についてみると、図表5-21のとおり、レビューを実施した最適化計画におけるDFDの不整合は、56最適化計画のうち37最適化計画で66.0%であるのに対し、レビューを実施していない10最適化計画では、そのすべてでDFDの不整合が見受けられた。

図表5-21 レビューの実施の有無とDFDの不整合

<u> </u>		
区分	最適化計画数	うちDFDの不整合が あった最適化計画数 (割合%)
レビューを実施している	56	37 (66. 0)
レビューを実施していない	10	10(100)
合計	66	47 (71.2)

イ 業務・システムの最適化へ向けての調整

(ア) 最適化計画策定に当たっての調整

共通業務・システムは、関係する複数の省庁の業務やシステムをまとめる必要があり、また、他の業務・システムと互いに情報のやり取りを行う必要があるものもある。このため、それぞれの業務・システムの開発に手戻りが生じないように最適化計画を策定するためには、関係省庁間の調整が必要であると考えられる。(注7) そこで、21共通業務・システムにおける16最適化計画の策定時における関係省庁との調整状況をみると、図表5-22のとおり、関係省庁会議による調整を行っているものが多いが、その開催頻度は区々となっていた。

(注7) 21共通業務・システムにおける16最適化計画 複数の業務・システム を併せて1つの最適化計画を策定しているものがあるため、16最適化 計画を対象として関係省庁間の調整状況を検査した。

対象:16最適化計画 関係省庁を %5(31.2%) 4(25.0%) 2(12.5%) 2(12.5%) 1(6.2%) 2(12.5%) 集めた会議 による調整 関係省庁と #2(12.5%)#1(6.2%) 9 (56.2%) 1(6.2%) 3(18.7%) の個別の打 合せによる 調整 メール、F 1 (6. 2%) £3(18.7%)£ 8 (50.0%) 1 (6. 2%) 3(18.7%) AX、文書 による調整 電話による %1 (6. 2%) 7 (43.7%) 1 (6. 2%) 7(43.7%) 調整 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 四各工程の終了予定日等に実施している ■月に1回程度定期的に実施している ■最終報告時にのみ実施している ロ不定期に実施している ■その他

図表5-22 共通業務・システムにおける関係省庁間の調整

(イ) システムの設計・開発に当たっての調整

■実施していない

最適化計画の策定時期は、業務・システムによって区々となっていることから、互いに連携する必要のある業務・システムであっても、先行して策定された最適化計画の方には、当該業務・システムと後で最適化計画を策定する業務・システムとの連携の必要性が不明なため、その業務・システムとの連携について記述がなされていない場合がある。このような場合、後で構築する情報システムは、先に構築された情報システムと接続するように設計・開発がなされるが、先に構築された情報システムには後で構築されるものと接続するインターフェースが存在しないため、設計の手戻りや二重投資が発生するおそれがある。そのため、最適化計画策定後の設計・開発段階において、各業務・システム間で調整が必要となる。

そこで、各業務・システムの最適化計画の中で、特に連携の必要性が高いと考えられる「人事・給与等業務」、「官房5業務」及び「予算・決算業務」の3業務・システムと、これら各業務・システムと連携する必要がある旨が最適化計画に記載されている業務・システムとの間の設計・開発段階における調整状況を調査した。

人事・給与等業務(人事院・総務本省・財務本省)

最適化計画は16年2月に策定され、15年度から17年度にかけて設計・開発が行われている(図表5-23参照)。

図表5-23 人事・給与等業務等の設計・開発の工程

担当省庁 業務・システム名等 15 16 19 20 21 14 18 (共通業務・システム) 人事院・総務本 人事・給与等業務 省・財務本省 設計・開発 人事・給与関係業務情報システムの設計・開発/試 行運用等 人事院・総務本 研修・啓発業務 省 研修・啓発業 研修・啓発業務情報システムにおけるオンライン研 修・啓発機能の構築/業務支援機能の構築・テスト/ 試験運用 統計調査等業務(府省共通計画) 総務本省 各府省共同利用型システム設計・開発/試行運用 共済業務 財務本省 標準システム(共済組合事務システム)の設計・開 財務本省 予算・決算業務 予算編成支援システム 官庁会計システムの開発(ADAMSのオープン 国有財産関係業務(官庁営繕業務を除く。 財務本省 未利用国有地の電子入札システム(仮称)設計・開 発/新国有財産総合情報システム設計・開発 官房5業務 経済産業本省 予算執行等管理システムの開発 (個別業務・システム) <u>ホストコンピュー</u>タシステム 外務省 人事給与関係業務情報システムの開発/並行稼動 共同利用電算機 財務本省 新システム導入・運用 国有林野事業関係業務 林野庁 国有林野情報管理システムの設計・開発/試行運 用等/データ移行

(注) 工程スケジュールについては、現在担当省庁において見直しているものもある。 (以下の表も同じ。)

人事・給与等業務についてシステム開発に当たり作成されたシステム概要設計書を確認したところ、他の業務・システムとの接続が確認できたのは、共済業務と国有財産関係業務だけであり、研修・啓発業務ほか6業務・システムについては、接続が確認できない状況となっていた。

人事・給与等業務で運用する人事・給与関係業務情報システム(以下「人給

情報システム」という。)は、既に開発まで終了しているため、4共通業務・システムについては、要求する情報や接続方法によって、人給情報システムの改修が必要となり、また、3個別業務・システムについては、今後、人給情報システムとの調整を要する場合がある。

なお、人事院及び総務本省では、関係する4共通業務・システムへの対応について、その進ちょく状況に応じて今後具体的な調整を進めていくこととしている。

官房5業務(経済産業本省)

最適化計画は16年9月に策定され、17年度から19年度にかけて設計・開発が行われる予定になっている(図表5-24参照)。

図表5-24 官房5業務等の設計・開発の工程

業務・システム名等 13 14 15 16 17 18 19 20 21 (共通業務・シス 人事院・総務本省 研修・啓発業務 研修・啓発業務情報システムにおけるオンライン研修・啓発 機能の構築/業務支援機能の構築・テスト 財務本省 予算・決算業務 予算編成支援システム 官庁会計システムの開発(ADAMSのオープン化) 文部科学本省 研究開発管理業務 共同研究開発管理システムの記録十・開発・テスト・データ整 官房3業務 経済産業本省 予算執行等管理システムの開発 設計・開発 経済産業本省 国家講業務 国家調験業務統合管理システムの開発 (要件定義/システム 設計/システム開発) 公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。) 国土交通本省 契約手続において共通化し得る業務の電子化(基本・詳細 設計/開発) (個別業務・システム) ホストコンピュータシステム 外務省 会計システムのマイグレーション 在外経理システム 外務省 設計・開発(1次)/ 設計・開発(2次) 総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム 農林水産本省 システム設計・開発 工業標準策定業務(工業標準策定プロセス電子化事業) 経済産業本省 □業標準策定システムの設計・開発/データ移行

官房5業務のDFDを確認したところ、予算・決算業務との機能間の情報の流れは記載されているものの、官房5業務の最適化計画の策定が研修・啓発業務ほか7業務・システムよりも早かったため、それらの業務・システムとの機能間の

情報の流れは記載されていない状況となっていた。

そこで、システムの設計・開発段階における調整状況についてみると、予算・決算業務及び公共事業支援システムとは調整を行っているが、その他連携が見込まれている研修・啓発業務ほか6業務・システムは具体的な調整をする段階にまで至っていないとして、これらの業務・システムとは仕様書等の調整を行っていない状況であった。

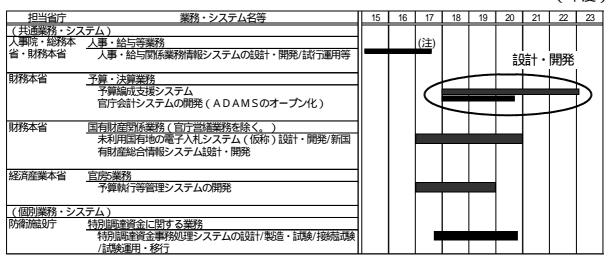
これら7業務・システムについては、官房5業務のシステムに合わせてインターフェースを構築することが必要になると想定されることから、二重投資等が発生しないよう、今後、官房5業務との調整が必要になると考えられる。

予算・決算業務(財務本省)

最適化計画は、18年3月に策定され、その設計・開発については、予算編成支援システムは23年度に、官庁会計システムは20年度に終了することとなっている(図表5-25参照)。

図表5-25 予算・決算業務等の設計・開発の工程

(年度)



(注)人事・給与等業務については、19年6月を目途に最適化計画を見直しているところである。

官庁会計システムと連携の必要がある国有財産関係業務ほか2共通業務・システムについては、20年度の運用開始に向けて調整を行っている状況である。また、特別調達資金に関する業務は、20年度以前に運用を開始する場合、最適化計画に基づき構築される官庁会計システムに対するインターフェースの構築に加えて、現在稼動しているシステムに対するインターフェースの構築も必要となることから、官庁会計システムの本格運用と同時に新システムを運用するこ

ととしている。

(ウ) 共通業務・システムにおける調達に当たっての調整

人給情報システムは、17年度にシステムの設計・開発が終了していることから、 同システムの今後の調達及びそれに係る他省庁との調整等の実施状況についてみ ると、次のとおりとなっている。

同システムに係る最適化計画は、16年2月に策定されている。これによると、15年度に最適化計画策定と並行してシステム設計を行い、16年度にはシステム開発を終了し、16年度半ばからシステムの試行運用等をシステム開発と並行して行って17年度半ばまでに完了し、その後新システムの運用を開始することとしている。そして、最適化に当たっては、ソフトウェアである人給情報システムを人事院及び総務本省が開発して、パッケージとして各省庁に配布し、各省庁は、ハードウェアの調達、ソフトウェアのインストール、システムの運用管理を行うという分散運用方式で実施することとなっていた。

一方、「e-Japan 重点計画-2004」では、各省庁は16年6月末を目途に人給情報システムの導入計画を策定して、19年度末までに順次自省庁にあるシステムを更新することとなっており、各省庁は、これを受けて図表5-26のとおり、導入計画を作成していた。これによると、多くの地方支分部局を持つ省庁は、全国展開に先立ち18年度に内部部局への導入を完了し、19年度末までに全国に導入するとしている。

図表5-26 各省庁の人給情報システムの導入計画(18年7月末現在)

		<u> </u>
省庁名	当初導入予定年度 (機	変更後導入予定年度
11 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 1	器調達)	(注)
内閣官房	19年度	-
内閣法制局	19年度	-
人事院	16年度	-
内閣本府	19年度	-
宮内庁	19年度	20年度
公正取引委員会	19年度	20年度
警察庁	19年度	-
金融庁	18年度	20年度
総務本省	17年度(10月)	17年度(3月)
法務本省	19年度	-
外務省	18年度	20年度
財務本省	18年度	-
国税庁	18年度	-
文部科学本省	19年度	-
厚生労働本省	18年度	-
農林水産本省	18年度(6月)	18年度(11月)
経済産業本省	18年度	19年度
国土交通本省	18年度	未定
気象庁	19年度	未定
海上保安庁	19年度	未定
会計検査院	19年度	未定

⁽注) 変更後導入予定年度が当初導入予定年度と変わっていないものは「 - 」を記入している。

各省庁は、人給情報システムの導入に当たり、必要となる各種設計書等(以下「設計書等」という。)により調達するハードウェアを決定し、予算要求を行うこととなる。そして、人事院及び総務本省では、設計書等を16年7月から18年5月にかけて数回にわたり各省庁に開示している。しかし、各省庁では、開示された設計書等では自省庁の人事・給与システムとして使用するには不十分であると判断したことなどから、予算要求を見送っている省庁も見受けられた。

なお、人事院及び総務本省では、パッケージ配布による分散運用方式を進めてきたが、内閣官房において、18年8月に、最適化計画に示された運用経費の削減効果が確実に見込まれる状況にないことから、より一層効果が上がるよう必要な見直しを行うべきであると判断し、人事院、総務本省及び各省庁と調整した結果、システムの集中管理方式への移行を始めとした、現行計画の見直しを行うこととした。

人給情報システムの設計書等の内容や分散運用方式から集中管理方式への変更 の影響により導入計画を変更した省庁の事例を示すと、次のとおりである。

(i) 総務本省

総務本省における当初計画では、17年10月を目途に人給情報システムに係る機器を調達予定であったが、これを延期して18年3月に調達した。これに伴い廃止予定であった現行システムの延長運用が必要となった。

(j) 外務省

ホストコンピュータシステムは、18年度に人給情報システムを導入することに伴い19年4月に全面廃止の予定であったが、人事院から18年5月に設計書等を開示されたものの、特別職分についての情報が示されなかったため、そのまま導入すると支障があると判断した。そのため、導入は20年4月からとし、現行のシステムの賃貸借期間を1年間延長した。

(k) 農林水産本省

農林水産本省では、当初機器導入を18年6月に予定していたが、17年10月に開示された設計書等では、移行データの取込口となるインターフェースの機能、取込方法の情報が不明であったため、現行の給与計算システムから取り出したデータなどを人給情報システムに移行する作業が行えないと判断した。そして、それらの情報が18年4月以降に提供されるということで、機器調達は18年11月に延期した。

(1) 国土交通本省

人給情報システムの導入については、国土交通本省において決定した導入計画の方針に沿い、2箇年計画(18年度にハード整備及び本省の内部部局での運用開始、 19年度に施設等機関及び地方支分部局への導入)による導入を目指していた。また、機器の調達については、所要の手続を踏み、18年5月24日に入札公告を行い、7月28日を開札予定日としていた。しかし、システムの運用方式について、事実上、分散運用方式から集中管理方式への方針転換が確認できたことから7月27日に入札公告の取消しを公告した。そして、7月末時点では、システムの導入予定年月は未定となっている。

このように、多数の省庁に影響を及ぼす共通業務・システムにおいては、その最適化を円滑に進めるために、工程の管理や関係省庁間の連携、調整が特に重要である。

(5) レガシーシステム及びデータ通信サービス契約の見直しの方向性

ア レガシーシステム刷新に向けた計画

る。

策定指針では、レガシーシステムに関して、 汎用パッケージソフトウェアの利 (注8)
用、 オープンシステム化、 ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化 (分離調達)、 随意契約から競争契約への移行、 データ通信サービス契約の見直し、 国庫債務負担行為の活用の6項目の可能性について、刷新可能性調査等を通じて検討した結果又は今後の検討方針を、見直し方針において明らかにすることとしてい

(注8) オープンシステム化 個々のメーカーが独自に開発してきたシステム に対して、広く公開された規格や仕様に従ってシステムを構築する こと

そこで、経済財政政策関係業務等に必要なシステムほか28業務・システムに含まれる36レガシーシステムの刷新可能性調査報告書並びにこれらのレガシーシステムを含む業務・システムの見直し方針及び最適化計画について、上記 から までの各項目の記載の有無をみたところ、図表5-27のとおりとなっている。

すなわち、すべての項目について記述しているものは、見直し方針では8レガシーシステム、最適化計画では13レガシーシステムにとどまっている。そして、見直し方針においては、のオープンシステム化の記述をしているものは31レガシーシステム(96.8%)となっており、そのうち15レガシーシステムはオープンシステム化が可能としている。また、の国庫債務負担行為の活用の記述をしているものは、11レガシーシステム(34.3%)となっている。さらに、最適化計画においては、の随意契約から競争契約への移行について競争契約により調達すると記述しているものが31レガシーシステム(93.9%)となっている。

図表5-27 レガシーシステムの刷新に向けた検討状況

	担当省庁 名	業務・システム名	レガシーシステム名	左のう ちず通信 サービ ス契約 を含む もの			i	F	見直	ī b	方金	計 		最	適化	計画	1			
1	内閣本府	経済財政政策関係業務等に 必要なシステム	経済財政政策関係業務等に 必要なシステム				-		-		-	-		-	-				-	
2		全国的情報処理センター用	全国的情報処理センター用			1	T	l	-	t	t	1	1	1.					1.	\Box
3	警察庁	システム 指紋業務及び掌紋業務(指 紋業務用システム)	<u>システム</u> 指紋業務用システム				+	+	-		İ	1	+	-	-				-	H
4		運転者管理等のシステム	運転者管理等のシステム				1	1	-	t	t	1	1	t.					1-	
<u>5</u>		統合気象システム 航空自衛隊補給3システム	統合気象システム 航空自衛隊補給3システム		H	-	+	+	<u>- </u>	+	÷	+	+		<u>: </u>				<u> </u>	\vdash
7			航空自衛隊データ処理近代 化システム		П	1	1	T	-	t	T	1	\dagger	-	-				-	Ħ
8	的第一个	海幕給与経理システム	海幕給与、経理システム						_				-							
9	かな ナル	6陸幕補給システム	6陸幕補給システム 注(2)		-	=	7	=	_	1	ĺ	-	-	+	- [4	-	\square
10	:+マケ-+ノレ	電波監理業務 登記情報システム 出入国管理システム	総合無線局監理システム 登記情報システム		H	-	+	+	- -	+	+	+	+	+		1		\dashv	+-	\forall
12		山八百日左ノハノム	出入国管理システム		Ħ	_	1	1	-	Ţ	ļ	1	#	Ţ	Ţ				1-	耳
13	外務省	通信機能強化システム	通信機能強化システム 予算編成支援システム		H	+	+	+	<u>- </u> -	+	╁	+	┿		<u>-</u>			-	+-	\dashv
15	1	予算・決算業務	官庁会計事務データ通信シ ステム(ADAMS)				1	1			Ť	Ì	1							П
		財政融資資金関連業務	財政融資資金の運用事務等 システム						-					-					-	
17 18		輸出入及び港湾・空港手続	通関情報処理システム 税関手続申請システム		H	-	+	+	+	+	+	+	+	+	+		L	-	+	붜
19		関係業務	通関情報総合判定システム		H	t	t	t	- <u> </u> -	t	t	t	t	+-	· -				-	\dagger
20	国税庁	国税関係業務	国税総合管理(KSK)シス テム						-					-					-	
21	文部科学 本省	本省情報基盤システム	本省情報基盤システム			4	4	_	-		1	1	╧	1	<u> </u>				-	
22	1	労災保険給付業務 監督・安全衛生業務	労災行政情報管理システム 労働基準行政情報システム	-	H	ij	\dashv	+	+	╁	÷	+	+	÷	+			-	+	H
24		労働保険適用徴収業務	労働保険適用徴収システム		Ħ	1	1	t	t	t	1	1	1	t	t					世
25	本省	職業安定行政関係業務(雇 用保険業務)	雇用保険トータル・システ ム																	
26		職業安定行政関係業務(職 業紹介業務)	総合的雇用情報システム						-			į		-	· <u> </u>				-	
27			社会保険オンラインシステム(記録管理システム)									_								Ш
28	社会保険	÷1 ∧ /□ 『△ *** ₹ ₽ ₽	年金相談に関するシステム 注(3)				_	_		_	_	_		_	_					
29	庁	社会保険業務	基礎年金番号管理システム		I	l	i	i	į		i	ł		i	i			ı	l_	
30			年金給付の裁定及び支払等 に関するシステム 注(3)							_	_	_		_	_	_				
31	•		年金給付システム		I	Ī	Ī	I	- [I	I			-	- [-	
32	農林水産 本省	総合食料局(旧食糧庁)に おける情報管理システム	総合食料局(旧食糧庁)に おける情報管理システム						-					-					-	
33	林野庁	国有林野事業関係業務	林野庁における改善分散処 理システム		l		İ		-		į	l	İ	-	<u> </u>				-	
34	特許庁	特許庁業務・システム 注(4)	特許事務システム							L	_	_	_	_						
35	国土交通 本省	自動車登録検査業務電子情 報処理システム(MOTAS)	自動車登録検査業務電子情 報処理システム					\prod				I								
36	気象庁	気象資料総合処理システム	気象資料総合処理システム (Cアデス系)						-			_		-	· <u> </u>				-	
±¬		ッケージソフトウェアの利用		口井へ	13(10.6						5.0					4.8
記載		<u>ソシステム化</u> ウェアとソフトウェアのアン <i>,</i>	バンドル化(分離調達)	記載の有無の	29 (15 (90.6 16.8						96.8 34.3					6.9 7.8
項	随意契約	的から競争契約への移行		割合	20 (/3	2)	Û	52.5	2	5(/32		7	8.1	31	(/3	3)	9:	3.9
目		<u> 通信サービス契約の見直し</u> 8負担行為の活用		(%)	9(/ 6(/				90.0 18.7				21		100 34.3					100 7.5
Щ		労兵担付為の治用		<u>+ 1+ 5</u>		5۷	,	L	10.1	11	1 (হ স ি			(/:	<i>ا</i> ن	J	۱.٥

注(1) 「海幕給与経理システム、給与システム用入出力装置」については、共通業務・システムである人事・給与等業務及び官房5業務の導入を検討中であるため最適化計画等を策定していなし、

注(2)「6陸幕補給システム」については、13年度に既にオープンシステム化していたため、刷新可能性調査を行っていない。

注(3) 「年金相談に関するシステム」と「年金給付の裁定及び支払等に関するシステム」は、「記

録管理システム」、「基礎年金管理番号システム」及び「年金給付システム」を利用した業務に共通的に利用される端末等である。

- 注(4) 「特許庁業務・システム」については、見直し方針を作成する旨が記述された策定指針が策定される前に、経済産業省電子政府構築計画に刷新可能性調査及び最適化計画の策定方針を定めていたため「見直し方針」は策定していない。
- 注(5) 「刷新可能性調査」、「見直し方針」、「最適化計画」の 欄の「 」は、データ通信サービス契約を含んでいないため、検討の対象外であることを示している。

イ データ通信サービス契約の検討状況

データ通信サービス契約のうち、16年度の利用料金が1億円以上の9件について、16年度以降の契約をどのようにするのかについてみたところ、図表5-28のとおり、17年度中に契約を解消したものが1件、今後解消するとしているものが8件となっていて、最も遅いものでは23年12月に解消予定となっている。

そして、8件のうち、料金算定期間の設定がない1件を除く7件について、今後の契約解消予定時期についてみると、16年度末時点で設定されていた料金算定期間終了前に解消するとしているものは4件、同期間終了時に解消するとしているものは2件、同期間終了後も契約を継続し、その後解消するとしているものは1件となっている。

また、料金算定期間終了前に契約を解消するとしている4件について、16年度末現在の残債総額1538億円の処理方法をみると、一括処理するとしているものは3件、新たに算定した月額料金により処理するとしているものは1件となっている。

図表5-28 データ通信サービス契約の検討状況

(単位:百万円)

省庁名	契約対象のシステム名	16年度末現在に おける料金算定 期間の終了年月 注(1)	契約の解消 予定年月 注(1)	契約 解消 区分	16年度末現 在の残債額	残債の処理 方法
総務本省	恩給事務総合システム	22年3月	22年3月		1,309	当初の料金 算定期間に よる月額払
財務本省	官庁会計事務データ通信システム	23年3月	20年12月		33,249	月額料金再 算定による 月額払
1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	労働基準行政情報システム 注(2)	-	20年9月		-	-
省	労働保険ネットワークシステム	24年2月	22年3月		2,494	一括処理
	社会保険オンラインシステム	27年8月	23年1月		117,313	一括処理
農林水産本 省	生鮮食料品流通情報データ通信シス テム	23年3月	22年3月		784	一括処理
経済産業本 省	貿易管理オープンネットワークシス テム	19年8月	21年10月		110	当初の料金 算定期間に よる月額払
特許庁	特許庁電子出願・包袋事務処理デー タ通信システム 注(3)	22年2月	(18年1月)		-	-
国土交通本 省	自動車登録検査業務電子情報処理シ ステム	23年12月	23年12月		9,010	当初の料金 算定期間に よる月額払
		17年度中に契約を の	解消したも	1	-	/
		17年度以降、契約 予定のもの		8		/
		料金算定期間 ない契約		1		
8省庁	9契約	料金算定期間 る契約		7	残債総額 164,271	/
511/3		料金算定期 解消する契	間終了前に 型約	4	153,841	/
		料金算定期 解消する基	間終了時に 型約	2	10,319	
			間終了後も もし、その後 2約	1	110	

注(1)「16年度末現在における料金算定期間の終了年月」及び「契約の解消予定年月」欄について は、最終の契約変更による増設機器等に係る料金算定期間の終了年月及び解消予定年月を示し ている。

注(2)「労働基準行政情報システム」は、料金算定期間の設定がなく、残債が発生しない契約形態となっている。

6 右を踏まえた決算内容の検証

上記の1から5までの検査結果を踏まえ、国の情報システム関係の予算執行の状況について検証した。

(1) 国における情報システム関係の契約の状況

国における情報システム関係に要した経費の額は、国の決算関係書類から直ちに把握することはできないため、各省庁の契約実績の中から抽出して積み上げる必要がある。そこで、16年度を対象に、行政機関については、情報システム関係予算の大宗を占める最適化計画策定対象の77業務・システムに係る契約を、また、国会、裁判所及び会計検査院については、100万円以上の契約を確認したところ、その支払金額は合計4773億円と多額に上っている。

契約の相手方をみると、支払金額が最も多い株式会社エヌ・ティ・ティ・データが全体の支払金額の36.2%となっているのをはじめ、支払金額の上位5者で全体の支払金額の65.4%を占めていた。また、年間の支払金額が1億円以上に上っている31省庁のうち、1者への支払金額だけで50%以上を占めているのは13省庁となっていた。

さらに、300万円以上の契約についてその契約方式をみると、競争契約の割合は件数で19.1%、金額で3.6%にとどまっていて競争性が低い状況となっており、また、レガシーシステムに係る契約は支払金額規模が大きいものが多いことを反映して、支払金額規模が大きくなるほど競争契約の割合が低くなる傾向となっていた。

(2) 保守・運用業務の契約の状況

保守・運用業務に係る契約の契約方式をみると、随意契約の占める割合は件数で 91.8%、金額で96.0%となっており、競争性は低くなっていた。その背景として、保守・運用業務はシステムを開発し内容を熟知している者以外が履行することは難しい などとして、システムを開発した事業者又はその関連会社との随意契約が多くなって いることが挙げられる。また、各契約の落札比率をみると、随意契約においては、競争契約、とりわけ複数応札の場合に比べて高くなっていた。

このように随意契約が多い状況の中で、業務実態の把握に努めて仕様書の詳細化を図ったり、競争可能な部分の業務を別途契約としたりなどして、競争契約に移行させた事例も見受けられたが、仕様書における作業項目別作業量等の具体的な項目の記載状況をみると、随意契約となっているものにおいては、その記載率は低い状況となっていた。

また、予定価格の算定においては、体系的な積算マニュアルが整備されておらず、 人件費の採用単価についてみると、事業者の見積りを根拠にしているものが多かった り、契約によって相当の開きがあったりなどしていた。さらに、積算の標準化が進ん でいない業務内容については、業務実績の事後検証が特に重要であると考えられるが、 契約後の事後検証及び検証結果の反映は必ずしも十分に行われていない状況となって いた。

(3) 国民によるシステムの利用状況

ITの利活用による国民の利便性の向上は、国のIT施策の推進に当たって極めて 重要であり、国民が利用するシステムについては、国民が十分に活用して初めて投資 された効果が上がることになる。

国民が各種の申請・届出等の手続を電子的に行う各省庁の「電子申請等関係システム」について、電子申請が可能な手続の状況をみると、16年度において書面による申請も含めて申請件数が全くない手続が汎用システムで52.4%、専用システムで23.7%ある。この背景には、e-Japan重点計画等において、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされたことなどを受け、各省庁が、原則としてすべての手続をオンライン化したことがある。

そして、「電子申請等関係システム」における16年度の電子申請率は、汎用システムと専用システムの合計で0.94%となっており、これをシステム別にみると、汎用システムでは0.02%と極めて低い状況であり、また、専用システムでは一部に電子申請率の高いシステムもあるものの、全体では5.57%となっている。このように電子申請率が低くなっている要因として、利用者にとって、電子証明書の取得等のために手間と経費を要することなどがあると考えられる。

また、各省庁の「電子入札システム」の利用状況をみると、工事の入札では電子入札率が80%程度と高いものの、すべての入札参加者が電子入札を行っている割合はまだ低く、また、物品・役務の入札では電子入札率は30%程度と相対的に低い状況となっていた。電子入札システムを利用していない事業者の中には、電子証明書を取得しても全省庁で使える統一システムになっていないことを理由に挙げる者があるなど、事業者にとって電子入札システムを利用するメリットが顕著には感じられていないことなどが要因と考えられる。

(4) 情報セキュリティ対策及びその管理体制の状況

ネットワーク化の進展等により、セキュリティ関連の事故が発生した場合には、行 政事務への影響は極めて大きく、ひいては国民の利便性を大きく損ね、多額の予算が 投じられているIT施策の効果が発現しないおそれがある。

各組織が扱う情報の性質やシステムの重要度によって求められる情報セキュリティ水準は異なるため、各省庁の情報セキュリティ対策は必ずしも同一である必要はないが、国の機関における情報セキュリティ対策は重要なものとなってきている。そこで、17年10月末現在における各省庁の内部部局の情報セキュリティ対策状況をみたところ、サーバルーム、LAN、データ、PCの利用に関するセキュリティ対策については、各省庁によって区々となっており、また、私用PCの持込みに関する対策については、ほとんどの省庁において十分とはいえない状況となっていた。そして、これらの対策状況のバランスを会計検査院において数値化し全体でみると、特にデータ及び私用PCに関するセキュリティ対策が低くなっていた。

また、情報セキュリティ対策を実効性のあるものにするためには、方針の策定、方針に基づく対策の実施、実施した対策の確認、その確認に基づく改善を着実に実施していくことが必要である。しかし、方針を明文化したポリシーの策定時にリスク評価を実施している省庁は30.4%にとどまり、また、ポリシーの遵守状況を確認するなどのための監査班を設置している省庁は少なく、ポリシーを実施するに当たっての実施手順書を全く作成していない省庁も一部に見受けられた。さらに、ポリシーの見直し状況については、ガイドラインの改正等に伴う改正が大半であり、各種監査等の結果を受けて改正しているものはわずかとなっていた。

(5) 業務・システム最適化計画策定対象のシステムの現状と最適化に向けた取組の状況 最適化計画の策定対象となっている77業務・システムの運用等経費は、16年度にお いて4653億円となっているが、このうち、36のレガシーシステムの運用等経費は3458 億円となっており、全体の74.3%を占めていた。また、利用料金が1億円以上のデー 夕通信役務契約9件の支払金額は1576億円もの規模となっており、これらはいずれも 長期間にわたる長期継続契約の対象とされているが、16年度末時点における残債が総 額1642億円に上っていることや、ソフトウェアの著作権が契約相手方に帰属している ことなどの課題を抱えている。

一方、77業務・システムについては、17年度末までに最適化計画が策定され、その

策定等に要した経費として委託費が78億円支払われている。

この最適化計画で示された経費削減効果についてみると、運用経費の削減効果だけで4年以内に開発経費の回収が見込めるものもあるが、業務処理時間の削減効果を含めないと4年以内に開発経費の回収が見込めないものもあった。そして、業務処理時間の削減が前提となっている経費削減効果の中には、電子申請率等が現状よりも相当改善されなければその発現が困難なものなども見受けられた。

また、最適化の精度の確保が今後のシステム開発等に及ぼす影響についてみると、 最適化計画の中で作成することになっているDFD(機能情報関連図)において、不 整合な箇所が多数見受けられた。さらに、他の業務・システムとの連携の必要性が高 い業務・システムにおいて必要な調整が残されているものや、共通業務・システムの 中には、開示された設計書が、各省庁にとって不十分なものであったことから、その 影響を受けて機器の導入時期の変更に至ったものがあるなどの状況も見受けられた。

第3 検査の結果に対する所見

各府省等におけるコンピュータシステムについて、参議院からの要請に基づき、6項目に関して検査を実施した。

これらの検査結果は、次のとおりである。

- (1) 契約については、その競争性が低い状況となっており、また、随意契約としている ものの仕様書をみると、作業項目別作業量等の具体的な項目の記載に欠けているもの が多い。さらに、予定価格の算定においては、体系的な積算マニュアルが整備されて おらず、採用単価は契約により相当の開きがあり、さらに、契約後の事後検証及び検 証結果の反映は必ずしも十分行われていない状況となっている。
- (2) システムの利用状況については、電子申請等関係システムの電子申請率は、全体では低くなっており、また、電子入札システムの電子入札率は、工事の入札では高いものの、物品・役務の入札では相対的に低い状況となっている。
- (3) 情報セキュリティについては、17年10月末現在では、データ及び私用PCに関する セキュリティ対策が十分でないなどの状況となっており、また、ポリシー遵守状況の 確認をするなどのための監査班を設置している省庁は少ないなど管理体制が必ずしも 十分でない状況である。
- (4) 業務・システムの最適化に向けた取組については、最適化計画で示されている効果を発現させるための課題が見受けられたり、DFD(機能情報関連図)において不整合な箇所が多数見受けられたり、共通業務・システムの中には必要な調整が残されているものがあったりなどしている。

国の情報システム関係については多額の予算が執行されているが、上記のように、契約における競争性・透明性、システムの利用、情報セキュリティ、業務・システムの最適化それぞれについて、多くの課題が見受けられた。

したがって、今後、以下のような取組を進め、もって国の情報システム関係予算の経済的、効率的、効果的な執行を図ることが必要と考えられる。

- (1) 情報システム関係の契約に当たり、各省庁は、次のことに努めること
 - ア 仕様書の記載内容をより具体化したり、業務内容を見直して競争可能な業務を別 途契約にしたりなどして、随意契約から競争契約への移行を検討し、契約の競争性、 透明性を向上させること
 - イ 予定価格の算定における体系的な積算マニュアルが整備されていない業務の契約

- については、SE等の人件費単価や作業時間等に係る事後検証を的確に行ってその 検証結果を反映させるとともに、事後検証結果や各種資料を踏まえて統一的な考え 方を整理するなどして、積算の合理性の向上を図ること
- (2) システムの利用に関し、電子申請等関係システムについては、次のことを実施する などしてシステムの利用の拡大を図り、もって利用者である国民の利便性の向上に努 めるとともに、電子入札システムについても、各省庁のシステムで利用できる電子証 明書の種類の拡大や、入札関係手続のオンライン化対象の範囲の拡大を検討するなど して、入札参加希望者の負担軽減と行政事務の簡素化・合理化に資すること
 - ア 各省庁においては、手続のオンライン化について、事務・事業の見直しも含め、 その必要性、経済性を十分検討するとともに、利便性に対する国民の意見、要望も 広く聴取し、そのニーズを的確に把握し、オンライン利用促進のための行動計画に 沿った方策を着実に実行していくこと
 - イ 国全体としても、電子証明書の取得に必要な住民基本台帳カードやICカードリーダライタの普及に取り組むこと
- (3) 情報セキュリティ対策に当たって、次のことを実施するなどして、情報セキュリティ水準を更に高めること
 - ア 各省庁において、各セキュリティ対策の強化を図るとともに、情報セキュリティの PDC Aサイクルの確実な実施を図ること、また、そのための管理体制の整備を図ること
 - イ 国全体としても、統一基準等に沿って各種セキュリティ対策を進めること
- (4) 業務・システムの最適化に向けて、各省庁は次のことを実施するなどして、最適化 を円滑に進めるとともに、最適化計画が状況の変化に対応したものになっているかに ついても常に留意すること
 - ア 最適化計画で示された効果が発現されるよう、最適化の実施状況を的確に管理していくこと
 - イ DFDを含めた標準記述様式の記述に関しては、最適化の実施に当たり必要に応じて修正し、他の業務・システムとの連携の必要性が大きい業務・システムや多くの省庁に影響を及ぼす共通業務・システムについては、工程の管理や関係省庁間の連携、調整を密に図ること
 - ウ レガシーシステムについては、最適化計画に沿った見直しを進め、競争性、透明

性を高めること

エ データ通信サービス契約については、残債やソフトウェアの著作権の帰属の課題 に留意しつつ、現行の長期継続契約についても見直し、同種内容の調達を行うに当っては、必要に応じて国庫債務負担行為を活用することなども検討し、透明性を高めること

会計検査院としては、最適化計画の実施に向けた政府の動きについて注視するとともに、国のコンピュータシステムについて、今後とも多角的な観点から検査を実施していくこととする。

別表 共通業務・システム及び個別業務・システム一覧

<共通業務・システム>

	業務・システム名	担当府省					
1	人事・給与等業務	人事院・総務省・財務省					
2	研修・啓発業務	人事院・総務省					
3	災害管理業務	内閣府					
4	統計調査等業務						
5	電子申請等受付業務						
6	行政情報の電子的提供業務						
7	共通システム	総務省					
8	苦情・相談対応業務						
9	地方公共団体に対する調査・照会業務 (地方公共団体に対する報告徴集業務)]					
10	共済業務						
11	予算・決算業務	│ -財務省					
12	国有財産関係業務(官庁営繕業務を除く。)	約4万目					
13	輸出入及び港湾・空港手続関係業務						
14	研究開発管理業務	文部科学省					
15	物品調達業務						
16	物品管理業務						
17	謝金・諸手当業務	 - 経済産業省					
18	補助金業務	(A) 注来 自					
19	旅費業務						
20	国家試験業務						
21	公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む。)	国土交通省					

< 個別業務・システム >

	<u> 固別業務・システム></u>	
	業務・システム名	府省
1	経済財政政策関係業務等に必要なシステム	内閣府
2	全国的情報処理センター用システム	
3	運転者管理等のシステム	
4	指紋業務及び掌紋業務(指紋業務用システム)	警察庁
5	企画分析業務(警察)	1
6	統合気象システム	
7	航空自衛隊補給3システム	1
8		1
	航空自衛隊データ処理近代化システム	防衛庁
9	海幕給与経理システム、給与システム用入出力装置	4
10	6陸幕補給システム	-
11	特別調達資金に関する業務	
12	金融検査及び監督業務	4
13	証券取引等監視等に関する業務	金融庁
14	疑わしい取引の届出に関する業務	
15	有価証券報告書等に関する業務	
16	恩給業務	
17	電波監理業務	総務省
18	電気通信行政関連業務	
19	出入国管理業務	
20	外国人登録証明書調製業務]
21	登記情報システム]
22	地図管理業務	_ 75 (I)
23		法務省
24	矯正施設被収容者生活維持関連業務	1
25	矯正施設被収容者処遇関連情報の管理業務	1
26	更生保護情報管理業務	1
27	通信機能強化システム	
28	ホストコンピュータシステム	1
29	<u> </u>	外務省
-	- 住外経達システム 領事業務	1
30		
31	外郵輸入事務電算処理システム	-
32	財政融資資金関連業務	財務省
33	共同利用電算機	4
34	国税関係業務	
35		文部科学省
36	監督・安全衛生業務	4
37	労災保険給付業務	4
38	労働保険適用徴収業務 	1
39	社会保険業務	_
40	厚生労働行政総合情報システム	-厚生労働省
41	原爆死没者追悼平和祈念館運営業務	(구ㅗ/) ^[제] 티
42	雇用均等業務]
43	職業安定行政関係業務(雇用保険業務)]
44	職業安定行政関係業務(職業紹介業務)]
45	職業安定行政関係業務(職業安定行政システム)]
46	総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム	
47	国有林野事業関係業務	
48	農林水産省共同利用電子計算機システム	農林水産省
49	生鮮食料品流通情報データ通信システム	1
50	特許庁業務・システム	
51	工業標準策定業務(工業標準策定プロセス電子化事業)	上 経済産業省
52	<u>エネは十次と来切(エネは十次と)口とスモ」に事業)</u> セーフティネットと産業再生	
53	自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)	
54	日勤早豆球快直来粉電丁筒報処理システム(MOTAS) 気象資料総合処理システム	1
		国土交通省
55	汎用電子計算機システム サ田電子計算機システム(つくば地区加京金)	4
56	共用電子計算機システム(つくば地区旭庁舎)	

(肖	单位	:	手続)
1件			世場で	

										F 14 .	ן איזו ב
	l .							1		1	_
	手続総			1件~50		51件	101件	1,001件	10,001件		把握で
汎用システム名	数	0件	(B)	件	(C)	~	~	~	~	10万件	きない
	(A)	(B)	/	(C)	/	100	1,000件	10,000件	99,999件	以上	など
			(A)	(0)	(A)	件	1,00011	10,000	55,55511		ی ن
内閣府電子申請・届出システム	107	71	66.3%	22	20.5%	4	9	1	0	0	0
警察庁電子申請・届出システム	171		71.9%		25.1%	3	2	0			0
防衛庁申請・届出システム	41	27	65.8%		29.2%	0		0	_		0
	1,550	1,154			16.0%	27	96	19	3		0
金融庁電子申請・届出システム		1,104					-				
共通受付等システム	23	000	4.3%		39.1%	5		3	1		0
総務省電子申請・届出システム	773	369			34.5%	43	68	17	5		4
総合的な受付・通知システム	160	77	48.1%		27.5%	7	12	6			3
汎用受付等システム	36	13	36.1%		36.1%	0	7	3		_	0
財務省電子申請システム	253	174	68.7%	57	22.5%	7	6	5		0	0
オンライン申請システム	2,031	598	29.4%	80	3.9%	21	27	8	3	0	1,294
厚生労働省電子申請・届出システム	1,745	749	42.9%	482	27.6%	82	163	125	70	74	0
農林水産省電子申請システム	1,103	762	69.0%		20.8%	24	57	24	6		0
経済産業省電子申請システム	2,682	1,609	59.9%	777		59	154	79	4	0	0
国土交通省オンライン申請システム	1,907	823	43.1%	562		79	263	123	45	3	9
環境省電子申請システム	215	166	77.2%	36		3	203	123	0	0	0
環境自電子中間システム 最高裁判所汎用受付等システム	213	100	11.270	30	10.7%		9		0	U	2
			-	-	-	-	_	-	-		
計	12,799	6,716	52.4%	2,882	22.5%	364	879	414	144	88	1,312
	T###			4/4 50		51件	404/#	4 004/14	40.004/#		+m+=-
専用システム名	手続総	0件	(B)	1件~50	(C)	~	101件	1,001件	10,001件	10万件	把握で
	数	(B)	/	件	/	100	~ 4 000/#	~	~	以上	らない
	(A)	()	(A)	(C)	(A)	件	1,000件	10,000件	99,999件	•	など
紅光型にはに甘べく左便紅光却先妻笠			(/		(/						
証券取引法に基づく有価証券報告書等		0	00/	,	0.00/	_	_	_	0	0	_
の開示書類に関する電子開示システム	11	0	0%	1	9.0%	0	1	6	3	0	0
(EDINET)											
政治資金政党助成業務システム	8	0	0%	1	12.5%	1	3	3	0	0	0
総務省電波利用電子申請・届出システ	128	43	33.5%	38	29.6%	8	16	13	9	1	0
<u> </u>											
乗員上陸許可支援システム	5	0	0%	0	0%	0	0	0	1	4	0
国税電子申告・納税システム	893	173	19.3%	333	37.2%	111	118	67	45	29	17
(e-Tax)		170	10.0/0	555	J1 . Z/0						
情報公開請求受付システム	2	0	0%	0	0%	0	0	0	2	0	0
電子調査票収集システム	4	0	0%	0	0%	0	0	3	1	0	0
港湾EDIシステム(厚生労働本省)	5	-	-	-	-		-	-	1	-	4
労働保険適用徴収電子申請システム	48	1	2.0%	0	0%	1	3	3	7	9	24
労働経済動向パイロットシステム	1	0	0%	0	0%	0	0	0	1	0	0
毎月勤労統計オンラインシステム	1	0	0%	0	0%	0	0	0	0	1	0
社会福祉法人現況報告書システム	1	0	0%	0		0		1	0		0
動物検疫検査手続電算処理システム	1										
(ANIPAS)	6	0	0%	0	0%	0	1	1	3	1	0
輸入植物検査手続電算処理システム		_		_	2	_		_	_		
(PQ-NETWORK)	7	0	0%	0	0%	0	1	3	2	1	0
漁獲管理情報処理システム	2	0	0%	0	0%	0	0	1	0	1	0
新世代統計システム	3	0	0%	0		0		0			
貿易管理オープンネットワークシステ	1 1										
員の目はカープラネットラープラステーム(JETRAS)	7	0	0%	0	0%	0	0	5	2	0	0
工業標準策定システム	1	0	0%	0	0%	0	1	0	0	0	0
<u>工業保全界とクステム</u> 企業活動基本調査オンラインシステム	1	0	0%	0		0		0			0
電子出願関連事務処理システム	274	121	44.1%	_	19.3%	10		22	24		
	214					_					
<u>弁理士試験願書請求受付システム</u>	1	0	0%	0		0		1	0	_	
港湾EDIシステム(国土交通本省)	4	0	0%	0		0					0
道路占用許可電子申請システム	1	0	0%	0		0		0			0
特殊車両オンライン申請システム	1	0	0%	0		0		0			0
港湾EDIシステム(海上保安庁)	11	0	0%	1	9.0%	0	0	2	5	3	0
計	1,426	338	23.7%	427	29.9%	131	182	131	111	61	45
	., 720	555		-741		101	102			U	

別表 電子申請数の推移

(単位:件)

		[電子申請数	<u> </u>
省庁名	汎用システム名	15年度	16年度	17年度(17 年9月まで)
内閣本府	内閣府電子申請・届出システム()	0	3	7
警察庁	警察庁電子申請・届出システム	0	12	4
防衛本庁	防衛庁申請・届出システム	0	75	17
金融庁	金融庁電子申請・届出システム	74	69,695	306,880
公正取引委員会	共通受付等システム	742	2,929	2,176
総務本省	総務省電子申請・届出システム	4	38	2,170
	総合的な受付・通知システム	0	1,715	
法務本省	総合的な文字・世界とステム	0		4,954
Ы 코타 시스	(うちオンライン登記申請システム)()		(1,520)	(4,781)
外務省	汎用受付等システム	0		5
財務本省	財務省電子申請システム	0	39	10
文部科学本省	オンライン申請システム	0	7	6
厚生労働本省	厚生労働省電子申請・届出システム	2,653	28,356	26,858
字工刀 倒平 目	(うち社会保険関係手続)	(197)	(2,896)	(4,196)
農林水産本省	農林水産省電子申請システム	Ô	3	11
経済産業本省	経済産業省電子申請システム()	1,147	2,815	2,663
国土交通本省	国土交通省オンライン申請システム	3,091	7,042	10,129
環境省	<u>国工人巡目グラフィクティクステム</u> 理倍必電子由誌シフテム	2	22	10,123
最高裁判所	環境省電子申請システム 最高裁判所汎用受付等システム()		1	19
#X ロ」 び& アリ [/	取回がガロ 心田又ロサノヘノム()	7 740	140 750	252 704
	±1	7,713	112,759	353,761
	計	15年度から	16年度への	
		伸び14.6倍		
			電子申請数	
省庁名	専用システム名	15年度	16年度	17年度(17 年9月まで)
金融庁	証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示 書類に関する電子開示システム(EDINET)	18,986	46,667	24,300
₩翌★少	政治資金政党助成業務システム()		0	0
総務本省	総務省電波利用電子申請・届出システム	4	568	9,430
法務本省	乗員上陸許可支援システム()	116,208	385,872	242,898
	国税電子申告・納税システム(e-Tax) 注(2)	-	61,989	41,181
国税庁	情報公開請求受付システム()	0	5,113	2,994
文部科学本省	電子調査票収集システム	16,608	31,520	
人即行于平自	<u> </u>	4,399	12,238	7,597
	で 日 1 フステム () 注(3) 労働保険適用徴収電子申請システム ()			
后		36	1,308	1,454
厚生労働本省	労働経済動向パイロットシステム	1,180	634	670
	毎月勤労統計オンラインシステム	40,074	57,205	36,450
	社会福祉法人現況報告書システム	172	88	44
農林水産本省	動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)	215,798	213,268	114,512
	輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK)	273,723	347,270	•
水産庁	漁獲管理情報処理システム	233,112	193,388	135,717
	新世代統計システム	121,970	136,990	74,000
経済産業本省	貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS)	3,892	4,515	
	工業標準策定システム	490	689	319
	企業活動基本調査オンラインシステム()		4,200	
4++	電子出願関連事務処理システム	2,171,265	2,295,788	1,208,251
特許庁	年	6,850	7,602	.,200,201
	港湾EDIシステム()	103,520	152,465	100,179
国土六泽太少	<u> 追得にロエクステム</u> 道路占用許可電子申請システム			
国土交通本省		1,518	2,320	2,334
海上伊宁古	特殊車両オンライン申請システム()	0	4,297	4,548
海上保安庁	港湾EDIシステム()	212,370	335,467	217,313
	ļ.,.	3,542,175		2,430,826
	計	15年度から	16年度への	
		伸び1.2倍		
		_		•

注(1) 斜線は電子申請化前。また、()のシステムはシステム運用開始時期が15年度又は16年度の途中となっているものである。

注(2) 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の電子申請数は、同システムの運用が全国に拡大された16年6月以降について集計したため、15年度の電子申請数は「-」とした。

注(3) 厚生労働本省の港湾 E D I システムの電子申請数は、5手続のうちの1手続の数値である。

別表 電子申請等関係システムの利用手順(例)

<u>別表</u>		<u> 子申請等関係システムの利</u>	<u>用手順(例)</u>			
雀	庁名	法務省	国税庁	厚生労働省		
電子申 システ.	請等関係 ム名	総合的な受付・通知システム (オンラ イン登記申請システム)	国税電子申告・納税システム (e-Tax)	厚生労働省電子申請・届出システム		
システ.	ムの概要		所得税・法人税等の申告、各種申請・ 届出等について、インターネット等を 利用して手続ができるシステム			
利用時	間	月曜日から金曜日の8時30分から20時 まで	月曜日から金曜日の9時から21時まで (祝日等を除く)。確定申告期は利用 時間を拡大	365日24時間(ただし年末年始除く)		
マニュ	アル整備	システムホームページのトップページ に Q & A あり	Tax操作マニュアル」を提供。e-Tax ホームページのトップページにQ&A あり	にQ & A あり		
添付資 (送付	料の提出) 方法	手続概要ページに記載あり	第三者作成の添付書類(領収書等) は、遅滞なく郵送する必要あり	手続ごとに異なり、手続概要ページに 詳細な説明へのページリンクあり		
	デスク機能	נו	ヘルプデスクを設置、市内通話料で電 話による質問を受付	手続概要ページに、相談窓口の記載あり。ただし、コンタクト手段の情報は 記載なし		
専用ソ	フトウェア	63 3	あり	あり		
電請施まで		が必要な手続であるかなどを確認し、 電子証明書が必要な場合は、有償で取得する) 安全な通信を行うために必要な証明 書の取得等(申請先である省庁のホームページであることを確認し、申請者 とシステムとの間の通信を暗号化する	ライン等により提出したうえ、e-Tax ソフトウェア(CD-ROMに格納) 及びシステムへのログイン用利用者識 別番号(ID)、暗証番号の入手。ま た、システムの利用の際は電子証明書 が必要なため有償で取得	が必要な手続であるかなどを確認し、電子証明書が必要な場合は、有償で取得する) 安全な通信を行うために必要な証明書の取得等(申請先である省庁のホームページであることを確認し、申請者とシステムとの間の通信を暗号化する		
	事前手続 の手順	ためのもの) 申請者のパソコン上でオンライン申 請のためのソフトウェアを動作させる ためのソフトウェアのインストール		ためのもの) 申請者のパソコン上でオンライン申 請のためのソフトウェアを動作させる ためのソフトウェアのインストール		
		でシステムを利用できるよう、申請の プログラムのインストール、環境の設 定を行うためのもの)	アップ作業(税制改正等により様式が変更された場合には、当該変更部分を ダウンロードにより取得)	でシステムを利用できるよう、申請の プログラムのインストール、環境の設 定を行うためのもの)		
流れ		利用者登録(システムへのログイン 時に必要となる申請者 I D・パスワー ドの取得)	e-Taxを利用するための電子証明書 の登録、暗証番号の変更等の事前準備	下記「健康保険被保険者家族療養費 支給申請書等」は電子証明書が必要な 手続のため、電子証明書を取得		
		「不動産登記に係る登記事項証明 書の送付請求」を例にとって確認	「国税申告(所得税)手続」を例に とって確認	「健康保険被保険者家族療養費支給申請書等」を例にとって確認		
	申請 書 作 成手順	不動産・商業登記申請専用の登記申 請書作成支援ソフトのダウンロード	e-Taxソフト等により、申告等データ入力	申請用プログラムによりインター ネットから当該手続の情報データを取 得し、それに添付されている申請書様 式に内容を入力		
		申請する登記所がオンライン請求対象登記所か支援ソフトにより確認 登記事項証明書送付請求書の取得及 び内容の入力 システムにログインして請求書の送 信	て電子署名を行い、システムにログイ ンし送信			

別表 電子入札対象案件数の推移

(単位:件)

/ 丁亩 \		15年中	1		16年中		<u>(単1 ☆ :1</u> 十) 17年度(9月まで)			
(工事)		15年度		X 11 X 1 5 5	16年度			· `	·)	
省庁名	案件数	電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)	入札対象 案件数 (A)	電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)	入札対象 案件数 (A)	電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)	
警察庁	\setminus			6	3	50.0%	3	3	100%	
法務本省	41	0	0%	62	2	3.2%	24	0	0%	
財務本省	42	0	0%	37	35	94.5%	7	7	100%	
国税庁	\setminus	\setminus	\setminus	3	0	0%	3	3	100%	
文部科学本省	50	4	8.0%	21	12	57.1%	2	2	100%	
厚生労働本省	8	8	100%	18	12	66.6%	7	4	57.1%	
社会保険庁	10	1	10.0%	5	0	0%	1	0	0%	
農林水産本省	72	1	1.3%	92	2	2.1%	51	12	23.5%	
経済産業本省	1	0	0%	3	1	33.3%	2	2	100%	
国土交通本省	386	118	30.6%	228	71	31.1%	91	42	46.1%	
気象庁	29	0	0%	30	3	10.0%	6	6	100%	
海上保安庁	10	0	0%	8	2	25.0%	案件なし			
海難審判庁	案件なし		-	案件なし	-		案件なし			
環境省	案件なし	-	-	案件なし	-	-	案件なし	-	-	
合計	649	132	20.3%	513	143	27.8%	197	81	41.1%	
(物品・役務)		15年度			16年度		17年	で)		
省庁名		電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)		電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)		電子入札 対象案件 数(B)	割合 (B)/(A)	
内閣官房	15	0	0%	32	32	100%	4	4	100%	
内閣法制局	3	0	0%	5	5	100%	2	2	100%	
内閣本府	86	8	9.3%	133	121	90.9%	80	80	100%	
宮内庁	58	0	0%	66	1	1.5%	30	0	0%	
公正取引委員会	10	0	0%	16	13	81.2%	8	8	100%	
警察庁	\setminus	\setminus	\setminus	288	63	21.8%	245	245	100%	
金融庁	\setminus			25	18	72.0%	25	25	100%	
総務本省	231	23	9.9%	247	95	38.4%	151	88	58.2%	
法務本省	190	0	0%	207	17	8.2%	76	39	51.3%	
公安調査庁				18	0	0%	7	0	0%	
外務省	290	23	7.9%	211	196	92.8%	77	72	93.5%	
財務本省	114	11	9.6%	154	142	92.2%	79	79	100%	
国税庁				229	0	0%	261	72	27.5%	
文部科学本省	161	5	3.1%	119	46	38.6%	78	19	24.3%	
厚生労働本省	68	42	61.7%	365	342	93.6%	200	164	82.0%	
中央労働委員会	案件なし	-	-	4	0	0%	案件なし	-	-	
社会保険庁	117	10	8.5%	256	27	10.5%	329	2	0.6%	
農林水産本省	152	0	0%	187	18	9.6%	100	35	35.0%	
経済産業本省	71	0	0%	110	73	66.3%	35	34	97.1%	
国土交通本省	589	5	0.8%	379	19	5.0%	159	48	30.1%	
気象庁	115	0	0%	145	4	2.7%	111	19	17.1%	
海上保安庁	304	2	0.6%	265	2	0.7%	142	142	100%	
海難審判庁	3	0	0%	6	1	16.6%	3	0	0%	
環境省	案件なし	-	-	64	64	100%	62	57	91.9%	
合計	2,577	129	5.0%	3,531	1,299	36.7%	2,264	1,234	54.5%	

(注)斜線は電子入札化前

別表 入札関係手続の状況(18年5月1日現在)

<u> </u>	1月1分十烷	<u>の状況(18年5月1</u>	<u>口現仕)</u>		
省庁名	入札種別	入札公告の公表	入札説明書、仕様書等の 入札参加希望者への交付 方法	入札参加希望者が入札に 参加するための関係書類 (申請書や証明書、技術 資料、工事費内訳書等) の提出方法	入札説明会等 の実施状況
内閣官房	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ	庁舎内の交付場所にて交付、又は、電子入札システムの利用を申請した者に限り、同システムから入手可能	持参、又は、電子入札システムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	に必要に応じ
内閣法制局	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	持参、又は、電子入札システムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	に必要に応じ
内閣本府	物品・役務		庁舎内の交付場所にて交付、又は、電子入札システムの利用を申請した者に限り、同システムから入手可能	持参、又は、電子入札システムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	に必要に応じ
宮内庁	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	持参、又は、電子入札システムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	に必要に応じ
公正取引委員会	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	持参、又は、電子入札システムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	ぶ
警察庁	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	持参、又は、電子入札システムにより提出しただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	に必要に応じ て実施
	工事	同上	同上	同上	同上
金融庁	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	持参、又は、電子入札シ ステムにより提出(ただ し、当該システムにより 提出を可能としている案 件に限る。)	原則、実施せ ず
総務本省	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	持参、又は、電子入札システムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	すべてではな いものの、入 札案件によっ ては実施
法務本省	物品・役務	紙による掲示及いWebに Fる小圭/wob Fからが	庁舎内の交付場所にて交付、又は、電子入札システムから入手可能(利用者登録は必要)	原則、電子入札システム により提出。これによら ない場合は、郵送又は持 参	入札案件ごと に必要に応じ て実施
(43)が予日	工事	同上	庁舎内の交付場所にて交 付	原則、電子入札システム により提出。これによら ない場合は、郵送又は持 参	

大札参加 大札 大人札参加 大人札 大人人 大人札 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人 大人人 大人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人人 大人 大人人 大人人 大人人 大人 r	1			1		
	省庁名	入札種別	入札公告の公表	入札参加希望者への交付	参加するための関係書類 (申請書や証明書、技術 資料、工事費内訳書等)	入札説明会等 の実施状況
物品・役務 物品・役務 物品・役務 物品・役務 物品・役務 か品・役務 か品・役務 力・ロード可) 方舎内の交付場所にて交付 持参に加え、電子入札システムを、ま、全入札・	外務省		よる公表(web上からダ	付、又は利用者登録せず とも入札案件によっては 電子入札システムから入	ステムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案	原則、実施
物品・役務 無による掲示及びwebによる公表(web上からずウンロード可) (方舎内の交付場所にて交付	財務本省		よる公表(web上からダ		ステム利用者は同システ	た、全入札案 件について、 入札事項等の 説明を一定期
物品・役務		工事	同上	同上	同上	同上
T事			よる公表(web上からダ		提出。これによらない場	に必要に応じ
無による掲示及びwebにより公表(web上からずウンロード可) 「庁舎内の交付場所にて交」が提出(データが一定の量を超える場合は、原則、書面で郵送する。) 「本書 同上 「同上 「同上 「同上 「同則、実施する」」「原則、実施する」「「別別の場合」「「「「「「「」」」「「「」」「「「」」「「「」」」「「」」「「」」「「」		工事	同上	あった者に対し、電子	同上	原則、実施せ ず
上事			より公表(web上からダ		利用者は、同システムに より提出 (データが一定 の量を超える場合は、原	
無による掲示及びwebに 入札説明会において交 原則、電子入札システム 利用者は、同システムに 入札案件ご 付。入札説明会を実施し トリセル(データが一定)に必要に応		工事	同上	同上	同上	原則、実施せず
ウンロード可) はい場合は、ケードのグ の量を超える場合は、書で実施 何場所にて交付 面で郵送。)	厚生労働本省	物品・役務	よる公表(web上からダ ウンロード可)	付。入札説明会を実施し ない場合は、庁舎内の交 付場所にて交付	利用者は、同システムにより提出(データが一定の量を超える場合は、書面で郵送。)	入札案件ごと に必要に応じ て実施
工事 同上 同上 同上 同上 同上 同上 日上 日上		工事	同上	同上		
社会保険庁 物品・役務 紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダウンロード可) 原則、電子入札システム 利用者は、同システムに より提出(データが一定 の量を超える場合は、書 面で郵送。)	社会保険庁	物品・役務	よる公表(web上からダ ウンロード可)	力 音内の文的場所にで文 付	利用者は、同システムにより提出(データが一定の量を超える場合は、書面で郵送。)	入札案件ごと に必要に応じ て実施
工事 同上 同上 同上		工事	同上	同上		同上
機械水産本省 概による掲示及びwebに 物品・役務 概による掲示及びwebに なる公表(web上からダウンロード可) で書内の交付場所にて交付 に必要に応諾を得た場合は、書面で 提出可			よる公表(web上からダ	付	は、同システムにより提 出。ただし、発注者の承 諾を得た場合は、書面で	に必要に応じ
庁舎内の交付場所にて交 工事 同上 付。ただし、指名競争人 同上 同上 札の場合は、郵送		工事	同上	付。ただし、指名競争入	同上	同上
経済産業本省 物品・役務 紙による掲示及びwebに 庁舎内の交付場所にて交 付、又は、入札案件に よる公表(web上からず ウンロード可) 「庁舎内の交付場所にて交 付、又は、入札案件に よってシステムから入手 世出を可能としている案 件に限る。)	経済産業本省	物品・役務	紙による掲示及びWebに よる公表(Web上からダ ウンロード可)	付、又は、入札案件に よってシステムから入手 可	ステムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	に必要に応じ て実施
		工事	同上	同上	同上	同上

省庁名	入札種別	入札公告の公表	入札説明書、仕様書等の 入札参加希望者への交付 方法	入札参加希望者が入札に 参加するための関係書類 (申請書や証明書、技術 資料、工事費内訳書等) の提出方法	入札説明会等 の実施状況
国土交通本省	物品・役務	リンロートの)	庁舎内の交付場所にて縦 覧に供するとともに、必 要とする者に対し無償貸 与を基本	電子入札システム利用者 は、同システムにより提 出。ただし、発注者へ届 け出た場合は、書面で提 出可	原則、美施セず
	工事	同上	同上	同上	同上
気象庁	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	原則、電子入札システム により提出。これによら ない場合は、郵送又は持 参	
	工事	同上	同上	同上	同上
海上保安庁	物品・役務		庁舎内の交付場所にて交付、又は、官報公告の場合、希望者には郵送も可	電子入札システムにより提出可	原則、実施せず
	工事	同上	同上	同上	同上
海難審判庁	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	電子入札システム利用者は、同システムにより提出。ただし、発注者へ届け出た場合は、書面で提出可(郵送も可)	交付及び問合 せ窓口設置で 対応のため、 実施せず
	工事	同上	同上	同上	同上
環境省	物品・役務	紙による掲示及びwebに よる公表(web上からダ ウンロード可)	庁舎内の交付場所にて交 付	持参、又は、電子入札システムにより提出(ただし、当該システムにより 提出を可能としている案件に限る。)	に必要に応じ
	工事	同上	同上	同上	同上

別表⑦ 配点表

<u> </u>					
評価項目					
ア サーバルームに関するセキュリティ対策	4.				
(7) サーバルームの入退室手続及び入退室記録	(イ)-1 サーバル- 監視方法	-ムの	(イ)-: 録画	2 の有無	
回答	点数	回答	点数	回答	点数
申請手続が必要で、入退室者全員の記録を取得	5	監視カメラによる 監視	5	有	5
申請手続きは必要だが、複数人が同時入退室しても一 部の者のみの記録を取得するか又は全く記録を取得し ていない	4	職員による監視	3	無	3
申請手続は必要とされていないが、入退室者全員の記 録を取得	3	監視していない	0		
申請手続は必要がなく、複数人が同時入退室しても一 部の者のみの記録を取得	2	4			
申請手続は必要がなく、入退室記録を全く取得してい ない	0				

評価項目			
イ LANに関するセキュリティ対策		`	
(ア) LAN機器等の状態の監視		(イ) LANに対す 撃の監視	る攻
回答	点数	回答	点数
コアスイッチ、フロアスイッチ及びサーバの監視	5	監視している	5
コアスイッチ及びフロアスイッチの監視	4	監視していない	0
コアスイッチの監視	3		
サーバのみ監視	2		
ネットワーク監視装置による監視をしていない	0		

評価項目									
ウ データに関するセキュリティ対策									
(ア) バックアップラ	(イ) 共有フォルタ のアクセス制		(ウ) データのコピーに対する制御						
回答	点数	回答	点数	. 回答	点数				
庁舎外にも保管	5	不可能		Thinクライアント等の技術を使用し、コピーが不可となっている	5				
サーバルームとサ ーバルーム外の庁 舎内に保管	3	許可があれば可 能	3	禁止しているが、技術的にコ ピーが可能。但し、チェック体 制が整備されている	3				
サーバルームのみ に 保 管	1	可能	0	禁止しているが、技術的にコ ピーが可能。チェック体制が整 備されていない	1				
バックアップデー タを取得していな い	0			禁止していない	0				

評価項目									
エ PCの利用に関するセキュリティ対策									
(ア) ユーザ権限			(イ) インターネット閲 覧に対する制御		(ウ)-1 ウィルス対策の 実施状況				
回答	点数	回答	点数	回答	点数	回答	点数		
Users権限	5	閲覧制限を実施しており、かつ職員のアクセス状況の保存や確認を実施している		エンジン、定義 ファイルとも自動 配信	5	実施しいる	5		
Poweruser権限	3	閲覧制限を実施し ているが、職員の アクセス状況の保 存や確認を実施し ていない	3	エンジンは管理者 が手動配信、定義 ファイルは自動配 信	9	実施しいい	0		
Administrator権限	0	閲覧制限を実施し ていないが、職員 のアクセス状況を 保存している	1	定義ファイル等の 更新を利用者に手 動で行わせている					
		閲覧制限を実施し ておらず、かつ職 員のアクセス状況 の保存や確認を実 施していない	0						

		音	平価項	B			
オ 私用PCに関	引する対策						
持込みに対する制		状況	5対策	LAN接続に対 規則上の制限	する	術的対策状	に対する技 :況
回答	点数	回答	点数	回答	点数	回答	点数
禁止している	5	入庁の際に荷 物のチェック をしている	5	禁止している	5	ユーザよう に設定を がうし を きない	5
一定の手順を経 れば持込み可能		不定期に抜き 打ちチェック をしている	3	一定の手順を 経れば接続可 能	3	ユーザか 何設に で うな で き ば で き る で き る で き る で き る で き る で き る う る う る き る う る う る き る る う る う る う	3
禁止していない		チェック等を 実施しておらま ず、持ちしても れたとない 分からない	0	禁止していな い	0	ユ何をて的さ が定く動続 が定く動続	0

別表 ポリシーの策定等の状況

別表 ホリンーの	東ル寺の/	八兀		华宁!	- 西 九	HD 88		华宁 士壮	1
					こ要した			策定方法	
省庁名	当初策眾	定年月日	1箇月 未満	1箇月 以宣月 3箇月 未満	3箇月 以 6箇月 未満	6箇月 以上 1年 未満	1年 以上	外部専門家の 支援の有無	リスク評価 の実施の有 無
内閣官房		13年6月19日						×	×
内閣法制局	1	12年12月20日						×	
人事院		13年9月13日						×	×
内閣本府		13年4月19日						×	×
宮内庁		13年9月7日						×	×
公正取引委員会	1	12年12月25日						×	×
警察庁	1	12年12月21日							×
防衛本庁		16年3月30日						×	
防衛施設庁		本庁管理下	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	1	12年12月26日						×	
総務本省		13年2月7日						×	×
公害等調整委員会		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
消防庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
法務本省		13年1月9日						×	×
公安審査委員会		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
公安調査庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
外務省		13年2月5日						×	
財務本省		13年1月6日						×	×
国税庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
文部科学本省		13年6月4日							×
文化庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
厚生労働本省		13年1月6日						×	
中央労働委員会		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
社会保険庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
農林水産本省		15年6月26日						×	×
林野庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
水産庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
経済産業本省		13年1月6日						×	×
資源エネルギー庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
特許庁		17年3月31日						×	×
中小企業庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
国土交通本省		13年4月27日						×	×
船員労働委員会		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
気象庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
海上保安庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
海難審判庁		本省管理下	-	-	-	-	-	-	-
環境省		13年1月31日						×	×
衆議院		未策定	-	-	-	-	-	-	-
参議院		13年8月6日							
国立国会図書館		17年8月1日							×
最高裁判所	未策定		-	-	-	-	-	-	-
会計検査院		13年1月31日							
省庁数	本省等の管 理下でない 省庁数	ポリシー策 定済省庁数	0	3	9	7	4	5	7
42	25	23	0%	13.0%	39.1%	30.4%	17.3%	21.7%	30.4%

別表 情報セキュリティのための管理体制(17年10月末現在)

別表 情報1	はむトナーリ												
省庁名	CISOの官職		委員:		監査球 の有無		置規定	監査 ^玩 無	妊 設1	置の有		実施手順書作成の有無等	
内閣官房	内閣総務官	有			有			無		全	全体数を把握していない		
内閣法制局	総務主幹	有			有				無				
人事院	総括審議官		有			有			無			0	
内閣本府	官房長	有			有			無		全	҈体数を把握していない		
宮内庁	官房審議官		有			無			-			0	
公正取引委員会	総括審議官		有			有			無			8	
警察庁	情報通信局長		有			有			有			17	
	官房長		有			無			-			7	
防衛施設庁	本庁管理下		-			-			-			-	
金融庁	総括審議官		有			無			-		Г	21	
総務本省	官房長		有			有			有		全	҈体数を把握していない	
公害等調整委員会	本省管理下		-			-			-			-	
消防庁	本省管理下		-			-			-		Г	-	
法務本省	官房長		有			無			_		全	全体数を把握していない	
公安審査委員会	本省管理下		-			-			-		f		
公安調査庁	本省管理下		_			-			_		H	-	
外務省	官房長		有			有			無		H	2	
財務本省	官房長		<u> </u>			無			-			36	
国税庁	本省管理下		-			-			_		H	-	
文部科学本省	官房長		有			有			有		H	2	
文化庁	本省管理下		-		-			 13			H		
厚生労働本省	官房長		有		無			-			H	5	
中央労働委員会	本省管理下		-		-			-			-		
社会保険庁	本省管理下		_			-			-		H	-	
農林水産本省	官房長		無		無			-			55		
林野庁	本省管理下		-			-			_		H	-	
水産庁	本省管理下		_		-		-		H	-			
経済産業本省	官房長		有		無		-		H	3			
資源エネルギー庁	本省管理下		-		-		-		H	-			
特許庁	総務部長		有			有			無	:	H	0	
中小企業庁	本省管理下		-			-			-	i	H	-	
国土交通本省	総合政策局長		有			有		<u>-</u> 有		 全体数を把握していない			
船員労働委員会	本省管理下		-			-			<u>-</u>		-	- 一本女と101年のでいない	
気象庁	本省管理下					_			_		H	-	
海上保安庁	本省管理下		_ <u>-</u>								\vdash	<u> </u>	
海難審判庁	本省管理下										H	<u> </u>	
環境省	官房長		<u>-</u> 有			無					H	3	
衆議院	日房校 設置していない		<u>有</u> -			-					H	-	
			<u>-</u> 有			無			-		H	<u> </u>	
参議院 国立国会図書館	庶務部長 総務部長		<u>有</u> 有			無無		-	-		\vdash	6	
国立国会図書館 最高裁判所	総務部長 設置していない					-					\vdash		
会計検査院	事務総局次長		 有			 有			<u>-</u> 無		\vdash	<u>-</u> 22	
云引伏且忧	尹仍総问从女	 	Ħ			Ħ			***	1			
ポリシー策定省庁数	C I S O の 設置省庁数	有	22	95.6%	有	12	52.1%	有 無	8	33.3%	実把	施手順書数を 18(78.2%) 翌据している省庁 実施手順書作成の有無	
23	23	無	1	4.3%	無	11					把	有 15 平均手順書数 13.0 最大 最小 (55 ~ 1) 無 (13.0%) 2 施手順書数を 3 (10.0%) 2 (10.0%) 3 (
	<u> </u>	合計	23	100%	合計	23	100%	<u>/</u>			ī	計 23(100%)	

別表 ポリシーの見直し状況(17年10月末現在)

別表 ホリン	<u>/一い兄</u>	.且		<u>. (1/</u>	<u>年10月末現仕)</u> 			1	
省庁名	ポリシー 正の有無		ポリシ- 回数	一改正	ポリシー改正理由	監査等の 結果を受け の実施手制 改正の有無	ナて 順書		
内閣官房	有		1		ガイドライン改定			無	
内閣法制局	有		1		課名変更	無			
人事院	有		1		ガイドライン改定	無			
					ガイドライン改定				
内閣本府	有		2	-	組織改正	無			
宮内庁	無		-		-	無			
公正取引委員会	有		2	2	ガイドライン改定 CIO補佐官の指摘			無	
					ガイドライン改定、定期的見直し				
警察庁	有		3	3	私用PC等に係る規定の強化			無	
					定期的見直し				
防衛本庁	無		-		-			無	
					廃棄等の記録媒体等の初期化、ウィルス対策に係る				
					システム管理要員の設置、無線 L A Nの原則禁止、 ティ監査の実施に係る一部改正	セ	キュリ		
金融庁	有		7	,	組織改正			無	
					組織改正 情報連絡体制見直し等				
					1月報連絡体前兄童 U 寺 組織改正				
					組織改正				
					ガイドライン改定				
総務本省	有		3	3	組織改正			無	
					個人情報保護関連規程の策定				
法務本省	有		2	2	ぜい弱性検査などの結果などを検討材料とした自3 ガイドライン改定	E的i	牧止	無	
	無		-		-	無			
財務本省	有		2	,	組織改正			有	
別份平百	Ħ				組織改正	有			
文部科学本省	有		2	2	ガイドライン改定			無	
					個人情報保護法の施行 ガイドライン改定				
厚生労働本省	有		2	2	個人情報保護法の施行			無	
農林水産本省	有		1		個人情報保護法の施行			有	
					経済産業省認証局運用管理規程の策定				
経済産業本省	有		4	ļ	職制規程の改正			無	
					組織改正				
4+++	有		1		個人情報保護法の制定 組織改正			無	
特許庁	1		'		ガイドライン改定				
国土交通本省	有		2	<u>.</u>	組織改正			無	
環境省	有		2	2	「電子政府の情報セキュリティ確保のためのアクラン」及び「情報セキュリティポリシーの実効性ので」に基づく内閣官房情報セキュリティ推進室の記	催保し		無	
					行政手続のオンライン化に伴う見直し				
参議院	無		-		-			無	
国立国会図書館	無		-					無	
会計検査院	有		1	1	仮庁舎への移転に伴うネットワークの変更			無	
	1		最大	7	ガイドライン改定	9		有	2
	有	18	最小	1	組織改正	14	74.3%	.5	
			平均	2.1	法律等他規程類の改正	6		無	21
	無	5			自主的改正	8	20.5%	////	
	合計	23	/		うち監査等の結果	(2)	(5.1%)	合計	23
	H II	20			その他の理由	2	5.1%		23

別表 統一基準策定後のポリシー等の見直し状況

別表 統一基準策定後のポリシー等の見直し状況 (18年6月末現在)							
	<u> </u>	組織・体制の					
省庁名	ポリシー改正年月	再構築年月					
E/J T	(改正予定年月)	(再構築予定年月)					
人 日 日 日 日 日	40/50						
内閣官房	18年3月	18年3月					
内閣法制局	18年3月	18年3月					
人事院	18年3月	18年3月					
内閣本府	18年3月	18年3月					
宮内庁	18年3月	18年3月					
公正取引委員会	18年3月	18年3月					
警察庁	18年3月	18年3月					
防衛本庁	18年4月	18年4月					
防衛施設庁	本庁管理下	本庁管理下					
金融庁	18年3月	18年3月					
総務本省	18年2月	18年3月					
公害等調整委員会	本省管理下	本省管理下					
消防庁	本省管理下	本省管理下					
法務本省	18年4月	18年4月					
公安審査委員会	本省管理下	本省管理下					
公安調査庁	本省管理下	本省管理下					
外務省	18年4月	18年4月					
財務本省	18年4月	18年4月					
国税庁	本省管理下	本省管理下					
文部科学本省	18年3月	18年3月					
文化庁	本省管理下	本省管理下					
厚生労働本省	18年3月	18年3月					
中央労働委員会	本省管理下	本省管理下					
社会保険庁	本省管理下	本省管理下					
農林水産本省	18年4月	18年4月					
林野庁	本省管理下	本省管理下					
水産庁	本省管理下	本省管理下					
<u>37年7</u> 経済産業本省	18年3月	18年3月					
資源エネルギー庁	本省管理下	本省管理下					
特許庁	18年3月	18年3月					
中小企業庁	本省管理下	本省管理下					
国土交通本省	18年4月	18年4月					
<u>周上又四个目</u> 船員労働委員会	本省管理下						
<u>加貝力則安貝云</u> 気象庁	本省管理下						
海上保安庁	本省管理下						
海難審判庁	本省管理下	<u>中国自连下</u> 本省管理下					
環境省	18年2月						
衆議院	(18年度中新規策定予定)	(18年度中)					
参議院	無 無	無					
国立国会図書館	無	無					
最高裁判所	(18年度中新規策定予定)	(18年度中)					
会計検査院	(18年9月改正予定)	(18年9月)					

別表 共通業務・システムの概要一覧

<u> </u>	<u> </u>	1	1	1
業務・システム名	業務・システムの概要	担当府省名	関係府省名	共通業務・シス テムに係る16年 度支払金額 (千円)
人事・給与等業務	各府省等が実施している採用、人事異動、退職、分限、懲戒、保健、昇格・昇給等による俸給決定、扶養手当・住居手当・通勤手当・単身赴任手当等の申請・認定、結与の支給(月次給与計算、期末・勤勉手当計算、年末調整等)、勤務時間、格及び被扶養給与関係の調査、共済組合の組合員資格及び被扶養者の申告・認定、標準報酬等級の決定などの業務及びその事務処理を行うシステム	人事院・総 務省・財務 省	全府省	2,498,687
研修・啓発業務	国の行政機関が国家公務員等に対して実施する研修・啓発の実施計画の策定、講師の選定・依頼・管理、受講者の募集・応募・管理、教材の開発・準備・管理、実施・進捗管理、試験の実施・採点・評価、アンケートの実施・集計、修了及び資格認定、実施結果報告・集計等に係る業務及びこれらの業務を処理するシステム	人事院・総 務省	全府省	183,731
災害管理業務	災害(風水害・地震・火山等)における情報の収集、確認及び集約並びに対策の実施に関わる情報の共有及びこれら業務を処理するシステム	内閣府	内閣府·警察庁·務省 庁·金融庁·総務省 法務省·外務省・ 省・文部・農林水産省 労働省産業省・ 経済産業省・ 省・環境省	515,554
統計調査等業務	統計調査(指定統計調査、承認統計調査及び届出統計調査をいう。以下同じ。)の企画、実査準備、実査、審査、集計、分析、公表・提供及び評価、業務統計(法令等に基づいて、個人、事業所・企業等から報告がなされる届出・登録等を利用して、当該届出・登録等を受け付けた機関自らが作成する統計をいう。以下同じ。)及び加工統計(各種の統計をいう。以下同じ。)及び加工次的な統計をいう。以下同じ。)の作成(集計)、分析、公表・提供及び評価並びにこれらに付随する業務及びシステム	総務省	人事院・内閣府・ ・内閣府・ ・田の引委・ ・田の引委・ ・田の引委・ ・田の引委・ ・田の引委・ ・田の引委・ ・田の引委・ ・田の引 ・田ののの ・田ののの ・田のの ・田のの ・田ののの ・田ののの ・田のの ・田のの ・田のの	3,965,021
電子申請等受付業務	国民等からの行政機関への各種申請を受け付ける際の一連の業務(申請データの作成・送信、形式チェック、本人確認、処理状況の照会、補正、取り下げ、処分結果通知等に係る業務)及びこれら業務を処理するためのシステム。現状では、各府省がそれぞれこれらを電子的に処理専事制をステム(汎用受付等システム、個別申用システム)を整備・運用しており、国民等利用者は国の行政機関にインターネットを用いて各種電子申請を行うことができるようになっている	総務省	全府省	4,409,890
行政情報の電子的 提供業務	国民等への行政情報の提供を目的とするホームページ等の情報提供サイトに、必要な情報を掲載する業務及びこれら業務を処理するシステム。現状では、各府省の各機関が、それぞれホームページ等を整備・運用し、情報の掲載等を行っている。また、国民等利用者がアクセスしやすくするため、総務省において、これらの情報への総合的な検索・案内機能を持った「電子政府の総合窓口(e-Gov)」を平成13年4月から運用している		全府省	5,471,648
共通システム	政府機関内における情報の円滑な流通、情報共有等を図るため、平成9年1月から運用を開始している各府省等のLANを相互に接続する政府内専用ネットワーク(電が関WAN)。平成17年3月現在では、現代のる所省等(以下「利用機関」という。)とび共団体等との間における情報の収集、伝達及公共団体等との間における情報の収集、伝達及公共団体間を相互に接続する総合行政ネットワーク(LFWAN)と、平成16年4月には、裁判所間のネットワークである司法情報通信システムとの相互接続を行っている。電が関WANでは利用機関が共用するシステムとして、電子メールシステムが提供されている。		全府省	20,714,164

_				
業務・システム名	業務・システムの概要	担当府省名	関係府省名	共通業務・シス テムに係る16年 度支払金額 (千円)
苦情・相談対応業務	国民等からの行政機関に対する苦情・相談に対応する業務及びこれら業務を支援するためのシステム。現在7省庁のみに導入されており、うち5省庁においては音声自動応答やFAQ等国民(相談者)が利用できるシステムが、また、3省庁においては各種の検索や統計の作成等職員が行う内部事務を支援するためのシステムが運用されている	総務省	全府省	15,216
地方公共団体に対する調査・照会業務(地方公共 団体に対する報告徴集業 務)	国の行政機関が政策立案時等業務の遂行に必要な基礎資料を得るために、地方公共団体に対し各種の調査等の形態で実施してデータ収集を行うとともにデータの集計・分析等を行う業務及びシステム。また公的なデータとして各方面で広く活用されることを目的として、一部のデータ等を一般に公開する業務及びシステム	総務省	人事院· 内閣府 市、内閣府 市、公正取引委員。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 京的市方。 市外学学水。 同生労働省。 業省。 大路省。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 の、 で、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の	71,600
共済業務	国家公務員共済組合が実施している短期給付事業、 長期給付事業及び福祉事業に係る業務及びこれらの 業務を処理するためのシステム	財務省	全府省	49,362
予算・決算業務 ()	各省各庁が作成した情報等をもとに財務大臣(国庫大臣)が行う予算作成業務・決算作成業務、配賦された予算に基づいて各省各庁の長が行う予算執行業務及びこれらの業務を処理するためのシステム	財務省	全府省	13,628,985
国有財産関係業務(官庁 営繕業務を除く。)	国有財産公司 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有財産 (1) 国有财产 (1) 国际财产 (1)	財務省	全府省	1,748,945

業務・システム名	業務・システムの概要	担当府省名	関係府省名	共通業務・シス テムに係る16年 度支払金額 (千円)
輸出入及び港湾・空港手 続関係業務	輸出入及び港湾・空港手続関係業務は、輸出入通関 に関する業務、関税等の徴収に関する業務、動物検 疫に関する業務、植物防疫に関する業務、輸入食品 監視に関する業務、植物防疫に関する業務、船舶・ 航空機等の入出港等に関する業務、入国管理に関す る業務があるが、これらの業務及びこれらを処理す るシステムのうち、各申請者の視点から府省横断的 に捉えられるワンストップサービス・シングルウィ ンドウを行う業務・システム	財務省	法務省・財務省・厚生 労働省・農林水産省・ 経済産業省・国土交通 省	
税関業務 (※)	独立行政法人通関情報処理センターが管理・運営する海港・空港での税関手続等(輸出入通関手続、海港及び空港での入出港手続、税関手続に関係する民間業務にかかるサービス)に係る業務、国際郵便物に係る到着・課税通知業務等、輸出入に関する情報(価額、数量等)の一括処理業務・各種統計帳票の作成業務及びこれら業務を処理するシステム	財務省	財務省	
食品等輸入届出業務	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第27条の規定に基づき、全国の検疫所の食品監視担当窓口において行う食品等の輸入届出に係る届出の受付、審査、検査、届出済証の交付、違反処理等に係る業務及はたの業務を、検疫所、輸入者、検査機関等をオンラインで接続し、食品等の輸入手続きを電子的に処理する輸入食品監視支援システム	厚生労働省	厚生労働省	12, 638, 460
検疫業務	検疫法に基づき、検疫所の長に対して行う検疫前の 通報、明告書、乗員・乗客名簿等の書類の提出及び 検疫所の長が船舶の長や航空機の長に対して行う検 疫済証の交付等に係る一連の検疫業務及びこれらの 業務を処理するシステム	厚生労働省	厚生労働省	
動物検疫業務及び植 物検疫業務	動物、畜産物及び植物類の輸出入申請に係る書類の 受付、当該書類の審査、当該動植物の現物検査及び 輸出入検疫証明書交付に係る業務並びに農林水産省 植物防疫所が管理・運営する海港・空港における輸 植物類の検査申請手続を電子的に処理するシカ畜 産物の輸出入検査手続を電子的に処理するシステム	農林水産省	農林水産省	
貿易管理業務	貿易管理の審査業務(申請書類の受付から証明書の 発給までの処理及び申請者の電子証明書の発行と管 理)及びこれら業務を処理するシステム	経済産業省	経済産業省	
港湾手続関係業務	船舶が入出港する際に、船会社又は船舶代理店等が 通常必要となる港湾手続関係業務のうち、国土交通 省が所管する法令等に基づく業務及びこれら業務を 処理するシステム	国土交通省	厚生労働省・国土交通 省(国土交通本省・海 上保安庁)	:
研究開発管理業務	競争的研究資金制度等における応募受付、審査、採 択、交付、評価及びこれら業務を行うために必要と なる研究者情報の管理等に係る業務並びにこれら業 務を処理するシステム	文部科学省	内閣府・総務省・文部 科学省・厚生労働省・ 農林水産省・経済産業 省・国土交通省・環境 省	
物品調達業務	物品(防衛庁の装備品等特殊なものを除く。)・役務(製造の請負、物件の貸借、運送及び保管を含むに係る調達要求、調達実施伺い、予定価格の設定、入札等・発注、契約、支出負担行為決議、物品受領、支出決定決議等の業務及びこれら業務を処理するシステム	経済産業省	全府省	
物品管理業務	業務を処理するシステム	経済産業省	全府省	· · ·
謝金・諸手当業務	するシステム	経済産業省	全府省	3, 848, 194
補助金業務	国が執行する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条に規定する補助金等の交付決定、支出負担行為決議、支出決定決議、額の確定等の業務及びこれら業務を処理するシステム	経済産業省	内閣府·警察庁·金融 庁·終務官·法務省。 特別 外務省·原子法務省。 財界生労働省。 原本 學省、 原本 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	
	旅行命令、旅費の請求、出張報告、支出負担行為決 議、支出決定決議等の業務及びこれら業務を処理す るシステム	経済産業省	全府省	

業務・システム名	業務・システムの概要	担当府省名	関係府省名	共通業務・シス テムに係る16年 度支払金額 (千円)
国家試験業務	国家試験実施に係る主要業務である企画・計画業務、 試験開発業務、募集・受付業務、試験手配業務、試 験実施業務、結果評価・通知業務、登録運用業務、 試験業務全体に係るモニタリング業務及びこれら業 務処理するためのシステム	経済産業省	人事院・金融庁・法務省・外務省・財務省・財務省・財務省・財務省・国生科学、厚生外衛省・農林、建省・農本、国土交通省・展高裁判所	
	各府省で行っているWEB サイトを通じた入札情報の公表業務(入札情報提供業務)、入札手続業務、入札説明書等の配布業務(現状では紙による配布)、契約手続業務、現状では紙の契約書による事務手続)、業務・工事成果品管理業務(受注者が工事・業務の完了した際に各府省へ納品する電子成果品の電子媒体(CD-R など)を後の閲覧や再利用が可能となるよう整理し、管理する業務)等及びこれら業務を処理するシステム	国土交通省	一部関係府省	2,433,971
21共通業務・システム計		府省数		72 560 452
21六週未防・クヘアム計		9	72,560,45	

⁽注) ()を付した業務・システムには、レガシーシステムが含まれる。

別表 個別業務・システムの概要一覧

<u>別表 個別</u>	業務・システムの概要	一覧			
業務・システム名	業務・システムの概要	担当府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
経済財政政策関係 業務等に必要なシ ステム	国連民 (SNA) 等級 (SNA) 等級 (SNA) 等級 (SNA) 等級 (SNA) 等級 (SNA) 等級 (SNA) 等級 (SNA) 情報 (SNA) 情報 (SNA) 情報 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情務 (SNA) 情報 (SNA)	内閣府	経済財政政策関係 業務等に必要なシ ステム ()	国東 (SNA) 情報 (SNA) 情	1,564,068
全国的情報処理セ ンター用システム	全国の警察が作成し保有する犯罪等に係る情報を警察 庁で一元的に集約・管理 し、これを効果的に活用することにより、犯罪捜査等 の警察活動の効率化を図る ことを目的としたシステム	警察庁	全国的情報処理センター用システム()	全国の警察が作成し保有する犯罪等に係る情報を警察 庁で一元的に集約・管理 し、これを効果的に活用することにより、犯罪捜査等 の警察活動の効率化を図る ことを目的としたシステム	3,540,944
運転者管理等のシ ステム	運転免許証に関する情報等の各種情報の登録、照会等に係る業務及び交通事故統計等の各種統計作成に係る 業務等の業務並びにこれら の業務を処理するシステム	警察庁	運転者管理等のシステム ()	運転免許証に関する情報等の各種情報の登録、照会等に係る業務及び交通事故統計等の各種統計作成に係る 業務等の業務を処理するシステム	1,513,409
指紋業務及び掌紋 業務(指紋業務用 システム)	犯罪現場等で採取された指 掌紋からの被疑者の割り出 し並びに被疑者、変死者等 の身元及び犯罪経歴の確認 を行うことを目的とした業 務	警察庁	指紋自動識別システム(指紋業務用システムを含む)() 掌紋自動識別システム	犯罪現場等で採取された指 掌紋からの被疑者の割り出 し並びに被疑者、変死者等 の身元及び犯罪経歴の確認 を行うことを目的としたシ ステム	2,200,916
企画分析業務(警 察)	犯罪組織の弱体化及び壊滅 に向けたがでない。 に向けた上で、 を主動では、 を生動では、 を生動でも、 をしまり、 としまり、 とし。 とし。 とし。 とし。 とし。 とし。 とし。 とし。 とし。 とし。	警察庁	企画分析業務(警察)用システム	業務ごとに個別に保有している犯罪情報を横断的に検索することで、犯罪情報の取得に要する時間を短縮し、犯罪組織の実態解明の効率化及び組織犯罪への対応の強化を図ることを目的としたシステム	-
統合気象システム	自衛隊の作戦及び活動部隊 の任務遂行に資すること、 目的として、気象観測、作成 象情報の収集・配信、 及び提供、気象予報、新た な気象情報の開発及び現っ の気象情報の業務及 の気を監視の 次テム監視の 次テム と処理するシステム	防衛庁	統合気象システム	自衛隊の作戦及び活動部隊 の任務遂行に資することを 目的として、気象観測、 象情報の収集・配信、 及び提供、気象予報、新た な気象情報の開発及び現行 の気象情報の精度向上、シ ステム監視の業務を処理す るシステム	1,937,003
航空自衛隊補給 3 システム	空幕及び補給本部等で で業務(編成、事で、 を業務(編成、事で、 ので、 ので、 をでは、 をでは、 をできる。 をできる。 をできる。 をできる。 で。	防衛庁	航空自衛隊補給 3 システム ()	空幕及び補給本部等で 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	2,586,926

業務・システム名	業務・システムの概要	担当 府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
航空自衛隊データ 処理近代化システ ム	基地における訓練管理、教育管理、整備管理、基地共通業務(人事管理、会計管理、厚生管理、衛生管理、安全管理、警務管理)及び補給に係る業務並びにこれらの業務を処理するシステム	防衛庁	航空自衛隊データ 処理近代化システ ム ()	基地における訓練管理、教育管理、整備管理、基地共通業務(人事管理、会計管理、厚生管理、衛生管理、安全管理、警務管理)及び補給に係る業務を処理するシステム	1,086,625
海幕給与経理シス テム、給与システ ム用入出力装置	海幕給与経理システム、給 与システム用入出力装置	防衛庁	海幕給与経理シス テム、給与システ ム用入出力装置 ()	海幕給与経理システム、給 与システム用入出力装置	-
6陸幕補給システ ム	陸上自衛隊の補給統制本 部、北海道補給処、東北補 給処、関東補給処、関西補 給処、九州補給処及び後方 支援部隊等における補給業 務、整備業務並びに調達業 務を処理するシステム	防衛庁	6陸幕補給システ ム ()	陸上自衛隊の補給統制本 部、北海道補給処、東北補 給処、関東補給処、関西補 給処、九州補給処及び後方 支援部隊等における補給業 務、整備業務並びに調達業 務を処理するシステム	6,585,273
特別調達資金に関 する業務	特別調達資金に係る手続を電子化し、財務省会計センターの歳入歳出外現金出納官吏システムと接続することにより、支払業務等の合理化・効率化を図るもの	防衛庁 (防衛 施設 庁)	特別調達資金事務処理システム	特別調達資金に係る手続を電子化し、財務省会計センターの歳入歳出外現金出納官吏システムと接続することにより、支払業務等の合理化・効率化を図るもの	14,700
	金融検査業務(検査企画業 務、検査業務、審査業務、 研修業務)及び監督業務 (許認可等業務、モニタリ ング業務、行政処分等業 務、照会対応業務、危機対		金融検査監督データシステム	業務の効率化・高度化を図るため、「検査結果情報」、「財務会計情報」をデータベースに蓄積し、金融検査及び監督業務を支援するシステム	
金融検査及び監督 業務	応業務、制度企画業務)並びにこれら業務を処理するシステム		モニタリングシス テム	金融機関の経営の健全性等を把握するため、のは場別にあるため、クリーのでは、からは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	228,096
証券取引等監視等 に関する業務	証券検査に関する業務、取引審査業務、課徴金調査・ 有価証券報告書等検査業 務、犯則事件の調査に関す る業務及び研修業務並びに これらの業務を処理するシ ステム	金融庁	証券総合システム	証券会社等に対する検査や 日常的な市場監視、犯則事 件の調査など監視委員会の 業務に幅広く活用される総 合的な電算システム	182,388
疑わしい取引の届 出に関する業務	金融機関等に課せられたマネー・ロンダリング等の疑いのある取引に関する当局への届出義務に基づく疑わしい取引の届出を受領・分析し、捜査機関等に提供する業務及びこの業務を処理するシステム	金融庁	特定金融情報デー タベースシステム	マネー・ロンダリング等の 疑いのある取引に関する金 融機関から当局への届出を 蓄積・分析するシステム	79,857
有価証券報告書等 に関する業務	証券市場の公正性、透明性 を高め、投資者保護を確保 するために、上端を発力 ら提出される企業の財務 を等が記載で理由 を書書等でも 報告を をもまでも はいて が設立 でも を でも が に で も は で も は し で も は し で も は し で も は し で も き の に る の に る の に る の に る れ た も っ に る っ し に り こ に の ら し に の ら し の ら の ら の と り る ら の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	金融庁	有価証券報告書等 の開示書類に関す る電子開示システム(EDINE T)	従来紙媒体で提出されてい 大有価報告報告報告報告 大有価書であるまでは、 大有価書であるまでは、 大有価書であるまでは、 大手では、 、 大手では、 大	1,024,991

業務・システム名	 業務・システムの概要 	担当府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
恩給業務	恩給の裁定の表定の主なの業をでの表での業務の表定の業務の主ての業務の主ての業務の主ての業務の主ての業務の主なが表別でである。 一個では、原東のでは、原東のでは、原東のでは、原東のでは、原東のでは、原東のでは、のでは、のでは、のの業務をできる。 のでは、のの業務をの業のでは、のの業別では、のの業別では、のの業別では、のの業別では、のの業別では、の表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、	総務省	恩給事務総合システム	恩給の裁定から支給に至るまでの全ての業務《裁定業務、裁支に至る業務、不服申立工、政理、政理、政理、源泉徴収処理、源泉微収、恩給権調査業務、管理、経済、受給権報の経費の場合の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	462,163
有[でで 的 局 行・ 処]	有限希少な国民共有の資源 である電波を公よう、無い 的に利用できるよう、無経 局や周波数の管理・監督 行う業務(無線局申請書 処理、電波利用料徴収、無 線局監督(無線局監理、	<u></u> 	統合無線局監理シ ステム ()	無線局に関する各種のデータベースを構築し、そのデータベースを構築し、目のでは、無線局申請処理、周波数管理等の電波監理事務の迅速かつ効率的な実施を支援するためのシステム	12,498,585
電波監理業務	皮監視等)、周波数管理、 電波伝搬障害防止、技術計 章、無線局統計、電子情報 是供に係る業務)及びこれ らの業務処理を行うシステ 仏	電波を利用した良好な無線通信環境を維持するために、正常な無線通信に対けて混信・妨害や電波障害を引き起こす不法・違法無線局等の調査・探査等を支援するためのシステム	12,400,000		
電気通信行政関連 業務	電線に対して、大学のでは、大学のでは、できないでは、できないでは、できないできないできないできないできないできないできないできないできないできない	は、 ・ では、 ・ で		電線格格には、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	975,131
	ベース」である		電気通信行政における「電気通信番号」に関する申請・届出受付、原簿登録・変更及びこれらに関連する告示、統計処理等並びにこれらを処理する「電気通信番号管理データベースシステム」である		
出入国管理業務	全国の空港・海港におびいるに対している。 おいらい おいらい おいらい おいらい かいらい かいらい かいらい かいらい	法務省	出入国管理業務 ()	外(総合記乗に務登察したの、というという。国内には、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の、大学の	4,860,177

			ı	1	桂却2.フニノル
業務・システム名	業務・システムの概要	担当 府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
外国人登録証明書 調製業務	我の大学を大学を表する。 我の大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大	法務省	外国人登録情報処 理システム	16歳以上の外国人に交付される甲様式外国人登録証明書の調製、入国管理局の情報システムに外国人登録記録を反映するためのシステム	555,453
登記情報システム	不動産では、	法務省	登記情報システム ()	不動産のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	53,134,971
地図管理業務	登記所が備え付けている不動産登記法に定める地図に係る一切の業務及びこれらの業務を処理するシステム	法務省	地図管理システム	地籍図等の数値化された地図等の数値化された地図の分れを可能性では、 を可能性では、 を可能性では、 を可能性では、 を行う際には、 を行う際にでは、 を行うでは、 をでするが、 をでするが、 をでするが、 をでするが、 でいるが、 でいるが、	2,477,892
			地図情報システム	し,地図に関する事務をコンピュータ処理するための システム	
	検務事務及び捜査・公判の 支援のための事務(公判の 進行管理等)及びこれら業 務を処理するシステム		東京地検検務電算 システム	東京地方検察庁及び東京区 検察庁において、主に検務 事務を対象としたシステム 東京及び大阪地方検察庁以	
検察業務	37. C.C.T. 37.77. A	法務省	C / S 方式検務電 算システム	外の地方検察庁本庁におい て、検務事務を対象にした システム	1,255,739
			犯歴システム	地方検察庁本庁及び一部の 大規模地方検察庁支部にお いて、犯歴事務を対象とし たシステム	

業務・システム名	業務・システムの概要	担当 府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
	矯正施設において一定の規 則の元で生活する被収容者 の安定した生活を維持させ るための業務であり、主と		領置物品管理システム	被収容者が私有物の移動・ 管理を希望する場合の領置 に係る願出等を処理するシ ステム	(113)
	して被収容者から発せられるさまざまな要求・希望・ 願出等を適切かつ速やかに 処理する業務及びこれらの 業務を処理するシステム		購入物品管理システム	被収容者の私有する金銭による生活関連物品の購入希望する場合の物品購入に係る願出等を処理するシステム	
矯正施設被収容者 生活維持関連業務		法務省	図書管理システム	外国人被収容者に貸与可能 な外国語書籍の保有情報を 矯正施設全庁で共有し、限 りある外国語図書の有効利 用を図り、外国人の処遇向 上に資するためのシステム	11,772
			医薬品管理システム	被収容者に投薬する医薬品のうち、特殊な医薬品や他施設へ提供が可能な医薬品情報を矯正施設間で共有し、医薬品の合理的利用を図るためのシステム・	
矯正施設被収容者 処遇関連情報の管 理業務	矯正施 活正施 活面 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名	法務省	被収容者データ管 理システム	必要な情報をシステムへ入力することで、統一的に被収容者の個人情報を管理するシステム	-
更生保護情報管理 業務	保護観察官等が更生保護に おける処遇を行うに当たり 基盤となる対象者等に係る 情報を、効果的に管理する 一切の業務及びこれらの業 務を処理するシステム	法務省	更生保護情報管理システム	クライアント・サーバ方式 による全国ネットワークと し、保護観察、環境調整、 仮釈放及び保護司に関する 基本的な情報を管理するシ ステム	122,918
通信機能強化システム	外務省本省と在外公館、在 外公館相互における公電の 起案及び送受信に係わる公 電業務(起案業務、決裁業 務、発電業務、来電業務、 公電検索業務)並びにこれ らの業務を処理するシステ ム	外務省	通信機能強化シス テム ()	外交業務実施の要となる公電処理業務(本省と在外公館、在外公館相互における公電の起案及び送受信業務)を行うシステム直が表情にもとかる。 機密性が高い大量のを行った。 機密性が高い大量ので、を安定かつ迅速に処理するためのシステム	1,775,170
ホストコンピュー タシステム	大臣官房情報通信課情報管理室が運用管理する汎用ホストコンピュータ上で稼働する人事・給与等業務・システム、会計関係業務・システム及び在外公館の経理業務・システム等	外務省	ホストコンピュー タシステム	大臣官房情報通信課情報管理室が運用管理する汎用ホストコンピュータ上で稼働する人事・給与等業務・システム、会計関係業務・システム及び在外公館の経理業務・システム等	551,600
在外経理システム	在外公館における会計担当者が行う在外経理業務並びにこれらに関連する本省の業務及び各在外公館の歳入・歳出に係る会計経理業務を支援するシステムについて最適化を実施する	外務省	在外経理システム	各在外公館の歳入・歳出に 係る会計経理業務を支援す るシステム	134,307

業務・システム名	業務・システムの概要	担当府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)			
領事業務	旅券、在留のでは、 一個のでは、 一のでは、	外務省	領事関連システム	旅券業務・システム、在留 届業務・在留届電子届出シ ステム、査証業務・査証W ANシステムからなるシス テム	4,850,949			
外郵輸入事務電算 処理システム	税関業務に含まれる	財務省	外郵輸入事務電算 処理システム	昭和63年に東京外郵出張所 に導入され、順次、他の外 郵出張所等にも導入された 国際郵便物の税額計算、課 税通知書の発行を行うシス テム	-			
財政融資資金関連	財政融資資金法(昭和26年 法律第100号)に基づき財務 大臣が行うこととされてい る財政融資資金の管理及び 運用の業務及びそれに関連 するシステム	財務省	財政融資資金運用 事務等システム () 財政融資資金事務	地方資金に係る貸付金管理、本省資金に係る貸付金管理、再託金管理、有価証券管理等を行うシステム財政融資資金の運用事務等システム、地方債管理システム及びADAMS、日本	2,069,775			
業務	業務	N 17 E			,	オンラインシステ ム 地方債管理システ ム	銀行等を接続し、財政融資 資金の受払いを電子化する ためのシステム 財務局・財務事務所におけ る融資事務の計数管理等を 行うシステム	,,,,,,
共同利用電算機	ホストコンピュータシステム、センター関連システム、ODBSシステムからなる共同利用電算機システムで、現在、21の適用業務の一部を処理している	財務省	共同利用電算機	ホストコンピュータシステム、センター関連システム、ODBSシステムからなる共同利用電算機システムで、現在、21の適用業務の一部を処理している	320,329			
国の請税納の集るさのス税シサ	(財務省(庁)	財務省 〔国税			国税総合管理シス テム (KSKシステ ム) ()	全国の12国税局(沖縄国税事務所)と524の税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したシステム	
				国税電子申告・納税システム(e- Tax) 集中電話催告システム	納税者等が申告、申請、納税及び申請・届出等の手続いをインターネット等により行うことのできるシステム自動的に滞納者への電話をかけ、職員が、職者情報を参照しながら納付の催告を参照しながら納付の催告を	51,499,975		
				タックスアンサー システム タッチパネル方式	行うシステム 電話音声・ファクシミリに よる情報提供「タックスア ンサー(よくある質問)」 を行うシステム 画面上の表示に従ってパネ			
			による所得税確定 申告書作成システム 源泉所得税還付金 (個人)システム	ルに触れていくことにより 納税者自身が、簡単に申告 書を作成できるシステム 所得税の確定申告書の読み 取り及び保存を行い、入力 された確定申告書データか				
			(平成17年度に廃 止)	ら還付金支払決議書を作成するシステム				

			ı		L±+0 > / /-
業務・システム名	 業務・システムの概要 	担当 府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
本省情報基盤システム	文部科学省が実施する統計 調査に係る、調査設計、実 査、審査・集計、分析・加 工及び公表・提供並びに、 これらに付随する業務及び これらの業務を処理するシ ステム	文部科 学省	本省情報基盤システム ()	文部科学省で行われている 各種調査・統計等の業務に ついて、ホスト計算機を使 用して処理を行っているシ ステム	976,651
監督・安全衛生業 務	労働条件の確保・改善及び 労働者の安全と健康の確保 に代表される、適正な労働 条件の履行確保をめざす業 務及びこれらの業務を処理 するシステム	厚生労働省	労働基準行政情報 システム ()	監督・安全衛生等業務における業務処理の合理化・迅速化を図り、行政サービスの向上を目的とろ技術を導入し開発され、16のサブシステムから構築されており、約190万件の事業場情報及びその関連情報を保有しているシステム	5,758,624
労災保険給付業務	労働者が業務上の事由又は 通勤に場合等に減少の表 者に場合等に減少の 者では 者でな保険を保護するため 必要な保険会復に が働きのでは が働きのでで がして でして がして がして がして がして がして がして がして がして がして が	厚生労働省	労災行政情報管理 システム ()	厚生労働本省に設置している業務処理用電子計算機、通信制御用電子計算機と全国47箇所の都道府県労働局、341箇所ある労働基準監督署等に設置している専用端末方式の専用ネットワークで接続したシステム	5,683,286
労働保険適用徴収 業務	労働保険の保険料の徴収等 に関する法律に基率的さな 一個保険の事業の効働保険の 当を図るため、労働保険の 保険関係の成立及び消滅、 労働保険等 が働保険等 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	厚生労働省	労働保険適用徴収 システム ()	本省に設置された汎用電子計算機と、都道府県労働 局、労働基準監督出張所等 (大職業安定所等(出張所等を含み、全国で約1200箇所)に設置された端末追備間のデータ電子計算機 (FEP)によって行うシステム	5,479,802
社会保険業務	国民年金、厚生年金保険、 政府管掌健康保険及び船員 保険の4制度についての事業 所及び被保険者の適用業 務、各種保険料の徴収釜 務、療養の給付業務 の各種給付業務 の各種給付業務 に関連する相談業務 これら に関連するを処理するシステム の業務を処理するシステム	厚働(保庁)	社会保険オンライ ンシステム ()	被の対している。 被の対している。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	112,629,977
厚生労働行政総合 情報システム	厚生労働本省と国の出先機 関である検疫所・試験研究 機関及び地方公共団体(保 健所、地方衛生研究所を含む)との間で、各種業務処 理を行うための共通基盤と してのシステムであるテム 労働行政総合情報システム に係る業務・システム	厚生労働省	厚生労働行政総合 情報システム	厚生労働本省と国の出先機 関である検疫所・試験研究 機関及び地方公共団体(保 健所、地方衛生研究所を含む)との間で、各種業務処 理を行うための共通基盤と してのシステム	530,329

業務・システム名	業務・システムの概要	担当府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
	原爆死されている。 原爆死されている。 原爆死されている。 管理等のでは、 のをでは、 のをでは、 のをでは、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	厚生労働省	原爆死没者追悼平 和祈念館運営関係 システム	原爆死没者追悼平和行政 で実施されている記 の整備や遺影・和係 の管理等務の管理等務の管理業務 の管理業務の情報 場医療関連の情報収の情報 と は は は は は は は は は は は は は は は は は は	178,309
雇用均等業務	導等に係る業務及びこれら の業務を処理するためのシ ステム	厚生労 働省	雇用均等行政情報 システム	雇用均等行政を具体的に推 進するための、労働者、事 業主等からの相談対応や指 導等に係る業務を処理する ためのシステム	102,432
・職業安定行政関係 業務 (雇用保険業務) (雇用保険業務) (雇用保険業務) (雇用保険業務) (雇用保険業務) (雇用保険業務) (雇用保険業務) (職業を定し、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では		雇用保険トータ ル・システム ()	雇用保険関係業務のうち適 用給付関係の業務を全面的 に機械化したシステムで、 雇用保険制度の拡充による 雇用対策等の展開に関係、 育児・介護給付関係、 育児・介関係の業務処理も 取り込んだシステム		
	務、職業安定法及び労働者 派遣法に基づき民間職業紹 介事業者等の許可、指導、 助言、報告受理等を行う労 働力需給調整事業業務並び にこれらの業務を処理する	厚生労働省	総合的雇用情報シ ステム ()	全国の公共職業安定所の職業紹介業務(求人・求明の 業紹介業務(求人・求明受 付、相談・指導雇用に関す ん・紹介、各種雇用広域 化・迅速化を図るととも に、雇用情報提供機能を充 実・強化することを目的と したシステム	
職業紹介業務職業安定行政システム			学生職業総合支援 センター情報デー タベース	大学生等の就職支援のため、インターネットを通じて、求人情報をはじめとする様々な就職関連情報の提供を行うシステム	37,616,832
			高卒者就職支援シ ステム	求人票やイベントなどの最 新の求人情報を、高等学校 の就職担当者に提供し、高 卒求職者の就職活動を支援 するシステム	
			職業安定行政システム	職業安定行政に関する電子申請の受理・審査、グループウェアによる業務シ技援手 共通業務を処理する・LANシステムで、職業安定のA・プウェア、電子申請審ステムの4サアム、テム、があるステムの4サブシステムから構成される	
総合食料局(旧食 糧庁)における情 報管理システム	主要食糧の買入れ、保管・ では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	農林水産省	総合食料局(旧食 糧庁)情報管理シ ステム ()	総合食料局(本省)と地方 組織(地方農政事務所(39 点)、地方農政事務所(39 拠点)及び内閣府沖縄糧下 動点局農林水産和らの下部 組織である地域課(132拠 点)との間を通信回線の が、全国規模での電算処理 を行っているシステム	1,233,087

		Ī	ı	<u> </u>	情報システムに
業務・システム名	 業務・システムの概要 	担当 府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
国有林野事業関係	国有林野事業における造 林、木材販売等の主要業務 及び経理、貸付け等の定型 業務並びにこれらの業務を 処理するシステム	農林水産省	林野庁における改 善分散処理システ ム ()	林野庁本庁と地方(森林管 理局7箇所、森林管理署98箇 所等)を結び、主要業務及 び定型業務を効率的に処理 するためのシステム	1,331,709
業務		(林野 庁)	森林情報システム	国有林野事業の実施に必要 な森林資源に関する情報管 理及び森林計画の策定に必 要なデータ提供を行うシス テム	1,331,709
農林水産省共同利 用電子計算機シス テム	分析・加工、公表・提供及 び評価までの一連の業務並 びにこれらの業務を処理す るシステム	農林水 産省	農林水産省共同利用電子計算機システム	農林漁業センサス、農業経営統計調査をはじめ各種の農林水産統計の集計・分析・加工業務を処理し、統計に関わる約200種類の業務を行うシステム	1,683,330
生鮮食料品流通情 報データ通信シス テム	卸売市場に 市場に 市場に 市場に 市場に 市場に 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、 大き、	農林水産省	生鮮食料品流通情 報データ通信シス テム	農林水産省LAN等等 本 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	329,689
特許庁業務・シス テム	特許、実用新案、意匠、商標に関する出願の受付、方式審査、実体審査、登録、公報発行、審判等の業務及びこれらの業務を処理するシステム	経済産 業省 (特許 庁)	特許事務システム	特許、実用新案、意匠、商標に関する出願の受付、方式審査、実体審査、登録、公報発行、審判等の一連の業務を一貫して処理するシステム	51,876,744
工業標準策定業務 (工業標準策定プ ロセス電子化事 業)	日本工業標準調査会が行う JIS等の制定改正等に関 する業務、ISO/IEC 国際規格策定業務及びJI Sマーク表示制度に係る業 務並びにこれらの業務を処 理するシステム	経済産 業省	工業標準策定システム	それぞれの業務に対応した JIS等作成・閲覧電子 ネットワークシステム、I SO/IEC電子投票支援 システム、JISマークエ 場管理・閲覧電子ネット ワークシステムの3サブシス テムで構成されるシステム	189,607
セーフティネット と産業再生	策定せず	経済産 業省	-	-	-
	自動車の新規登録、移転登録、継続検査などの自動車 の登録検査業務及びこれら の業務を処理するシステム	国土交通省	自動車登録検査業 務電子情報処理シ ステム (MOTAS)	自動車の新規登録、移転登録、継続検査などの自動車の登録検査業務をオンライン・リアルタイム方式により処理するシステム	4,706,092
気象資料総合処理 システム	国内はもとより外国の各種 観測データの収集、数値予 報、予報及び警報信の各 報の作成支援・配信の各 務及びこれらの 業務を処理 するシステム	国土交 通省 気 庁)	気象資料総合処理 システム () 地方通信システム	気は気寒の大きなでは、大きない、大きなでは、大きない、大きなでは、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	2,200,758

業務・システム名	業務・システムの概要	担当 府省名	情報システム名	情報システムの概要	情報システムに 係る16年度支払 金額 (千円)
汎用電子計算機シ ステム	道業の保証のでは、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	国土交 通省	汎用電子計算機シ ステム	道業の受験を対している。 道業を対している。 「大学のでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	116,240
共用電子計算機シ ステム(つくば地 区旭庁舎)	国土技術政策総合研究所に おける電子メール、所内(職員)向けポータルサイト設置、所外向けホームペーデン公開、フママイル共ジャ等のな情報処理機能を提供する業務及びこれらの業務を処理するシステム	国土交 通省	共用電子計算機シ ステム (つくば地区旭庁 舎)	国土技術政策総合研究所における研究及び一般事務の情報処理基盤として、つくば地区旭庁舎内におけるネットワーク(LAN)及びネットワーク(LA供されるサーバ機器等で構成されるシステム	84,424
56個別業務・シス・	テム計	府省数 13	情報システム数 74		392,810,024

(注) ()を付したシステムは、レガシーシステムである。

別表 СІО補佐	E官の任用等の状	況			
府省等名	雇用形態等	人数 (人)	支払金額 (千円)	契約方式等 注(3)	勤務日数 (日 / 月・ 人) 注(4)
内閣官房 内閣府	非常勤職員	4	-	公募2名、非公募2名	9
内閣法制局	委託、請負契約	2	2,831	随意契約(企画競争無)	4
人事院	委託、請負契約	1	17,136	随契契約(企画競争無)	8
宮内庁	委託、請負契約	1	24,360	随意契約(企画競争無)	20
公正取引委員会	委託、請負契約	1	10,423	随意契約(企画競争有)	8
警察庁	職員	1	-	-	-
防衛庁	職員	1	-	-	-
金融庁	任期付職員	4	-	公募	-
並 照厂	非常勤職員	2	1	公募	10
総務省	非常勤職員	2	-	非公募	12
法務省	委託、請負契約	1	4,120	随意契約(企画競争無)	8
法務省	謝金	1	2,131	非公募	8
外務省	委託、請負契約	1	17,902	随意契約(企画競争無)	5
財務省	委託、請負契約	2	41,233	随意契約(企画競争有)	8
文部科学省 注(1)	委託、請負契約	1	43,459	随意契約(企画競争有)	8
厚生労働省	委託、請負契約	3	154,350	随意契約(企画競争無)	6.3
農林水産省 注(1)	委託、請負契約	1	76,125	随意契約(企画競争有)	20
	委託、請負契約	3	60,000	随意契約(企画競争無)	10
経済産業省 注(2)	非常勤職員	(3)	-	非公募	12.7
	職員(官民交流)	1	-	非公募	-
国土交通省	謝金	1	2,583	非公募	8
環境省	委託、請負契約	1	15,435	随意契約(企画競争有)	10
最高裁判所	委託、請負契約	1	58,800	随意契約(企画競争有)	10
会計検査院	委託、請負契約	1	17,850	随契契約(企画競争無)	6
	職員	3	-		
	任期付職員	4	-		
計	非常勤職員	11	-		
	委託、請負契約	20	544,024		
	謝金	2	4,714		\
	合計	40	548,738		

- 注(1) 支払金額については、補佐官スタッフ分を含んでいる。 注(2) 委託、請負契約の3名は、17年10月から非常勤職員として採用されており、非常勤職 員の人数を()書きとしている。 注(3) 契約方式等で「企画競争無」となっている場合でも、当初は企画競争をしている場
- 合がある。 注(4) 勤務日数は、1箇月に勤務する標準的な日数であり、1省庁で複数CIO補佐官が異なる日数勤務している場合には、平均勤務日数を記載している。また、職員及び任期付職員については、常勤であるため「・」としている。

別表 各業務・システムの削減額の見込み

(単位:千円/年) 総削減額 削減率 運用経費 業務処理経 運用経費の 業務削減 業務削減額 費(最適化 (最適化前) 削減額 時間(日) (E)=(%) $(D) \times 25,000 = (C) + (E)$ (F)/ (A) (D) (B)=業務処 省庁名 業務・システム名 注(2) 注(3) ((A)+(B)注(1) 理時間(日) × 100 × 25,000 注(<u>1)</u> < 共通業務・システム > 人事院・総務本人事・給与等業務 3,363,700 132,828,025 2,071,626 1,826,648 45,666,193 47.737.819 35.0 人事院・総務本 研修・啓発業務 内閣本府 災害管理業務 統計調査等業務 電子申請等受付業務 1 321 811 31 753 050 556 865 144 616 3 615 400 4 172 265 12 6 総務本省 14.909.335 1.802.900 1.664.330 8.430 210.750 1.875.080 11.2 行政情報の電子的提供業務 共通システム 1,159,659 t通システム 内閣府LAN 内閣府LAN 3.436.243 36.973 799 19.983 1.179.642 33.9 内閣官房 内閣本府 6,034 2.197.000 13.566 208.000 24 214.034 9.6 人事院 内閣法制局 人事院ネットワーク 内閣法制局情報ネットワーク 11.6 89,835 10,439 10,439 1,066 4.5 23,319 1,066 宮内庁情報ネットワ 11.3 289,138 32,752 32,752 公正取引委員会内ネットワ 公正取引委員会 41,844 325 4,932 10 250 5,182 12.2 警察庁 警察庁情報ネットワーク 94,279 81 2,933,420 3,025 2,025 96,304 3.2 防衛庁OAネットワーク -32,244 3,139,452 8,800 68 1,700 -30,544 -0.9 防衛本原 金融庁ネットワーク 553,998 3,000 8,279 100 10,779 1.9 金融庁 2,500 総務省情報ネットワーク 総務本省 2,553,845 34,950 235,304 848 21,200 256,504 9.9 <u>法務本省</u> 外務省 財務本省 文部科学本省 法務省情報ネットワーク外務省情報ネットワーク財務省ネットワーク文部科学省ネットワーク 2.2 9,702,502 64,67 170 417 2.107 52,675 223,092 13.3 950.000 959.200 7.109.000 92.000 368 9,200 1,410,714 33,758 33,758 2.3 厚生労働省ネットワーク 7,02 281 7,025 厚生労働本省 6,800,300 932,500 939,52 13.8 農林水産本省 農林水産省情報ネットワーク 55,063 1,959 48,969 17.8 1,388,000 208,000 256,969 経済産業省情報ネットワ 298,294 301,219 Z済産業本省 117 2,925 864,754 2,92 国土交通本省 国土交通省ネットワーク 741,198 741,198 2,691,017 27.5 978,495 環境省ネットワーク 30,125 108,655 188 4,700 113,35 11.2 苦情・相談対応業務 3,729,000 8,076 -137,877 201,900 地方公共団体に対する調査・照会 業務(地方公共団体に対する報告 総務本省 4,076 952.003 424.750 312.223 101.900 414.123 30.0 徴集業務) 共済業務 182,200 予算・決算業務 9.654.891 2.501.442 139,250 2.640.692 5.570 26.8 国有財産関係業務(官庁営繕業務 1,489,894 4,369,975 275,900 141,139 3.528.475 3,804,375 64.9 財務本省 輸出入及び港湾・空港手続関係業 490.87 37.4 183.677 183.67 税関業務 9,040,256 5,342,575 2,966,056 76,124 1,903,100 4,869,156 33.8 食品等輸入届出業務 検疫業務 動物検疫業務及び植物検疫 590,221 48,000 135,922 400 10,000 145,922 22.8 厚生労働本省 218.05 -40.00 2,12 53.17 13.17 6.0 農林水産本省 832.099 267.900 153.923 3,450 86.250 240.173 21.8 業務 貿易管理業務 経済産業本省 300,000 322,000 100.000 96.000 196.000 3.840 31.5 国土交通本省 港湾手続関係業務 文部科学本省 研究開発管理業務 164.452 1.234.125 20,000 2,175 54,375 74.375 5.3 793,275 1.230.999 719.624 3.280.350 437.724 31.73 30.7 5,348,571 13,814,450 官房5業務 注(6) ,520,071 552,578 18,334,52° 経済産業本省 国家試験業務 1,887,223 1,668,950 219,440 17,512 437,800 657,240 18.4 公共事業支援システム(官庁営繕 国土交通本省 2.851.000 24.750 920.000 507 12.675 932.675 32.4 業務を含む。 <個別業務・システム> 経済財政政策関係業務等に必要な 内閣太府 540,000 351.350 204.000 2.800 70,000 274,000 30.7 <u>システム</u> 全国的情報処理センター用システ 3.496.250 1.036.610 1.339.233 509.405 12.105 302.623 33.4 運転者管理等のシステム 指紋業務及び掌紋業務(指紋業務 41,755 1,339,281 198,875 7,607 190,173 231,928 15.0 警察庁 4 492 596 931 405 -114,099 7,500 187,500 73 40 1.3 用システム) 企画分析業務(警察) 統合気象システム 航空自衛隊補給3システム 154.841 -269.818 672 16.788 -253.031 163.4 63.400 1.668.296 291.736 1.326 33.150 324.886 18.7 航空自衛隊データ処理近代化シス 防衛本庁 <u>テム</u> 海幕給与経理システム 給与システム用入出力装置 6陸幕補給システム 7,228,438 10,701,750 1,307,743 15,979 399,475 1,707,218 9.5 特別調達資金に関する業務 149,950 防衛施設庁 -27,666 60,075 2.403 32,409

省庁名	業務・システム名	運用経費 (最適化前) (A)	業務処理経 費(最適化 前) (B)=業務処 理時間(日) ×25,000 注(1)	削減額 (C)	時間(日) (D)	業務削減額 (E)= (D)×25,000 注(1)	総削減額 (F) =(C)+(E)	削減率 (%) (F)/ ((A)+(B))×100
	金融検査及び監督業務 証券取引等監視等に関する業務	703,376	537,125	207,560	9,453	236,325	443,885	35.7
	疑わしい取引の届出に関する業 務	62,501	50,725	33,651	646	16,150	49,801	43.9
	有価証券報告書等に関する業務	1,394,301	184,750		1,170	29,250	686,490 449.100	43.4
総務本省	<u>恩給業務</u> 電波監理業務	493,100 5,986,042			3,860 5,219	96,500 130,475	-,	59.7 33.6
	電気通信行政関連業務	413,170	34,475	168,722	522	13,050	181,772	40.6
	出入国管理業務 外国人登録証明書調製業務	5,486,957	8,519,825	-1,200,831	154,547	3,863,675	2,662,844	19.0
	登記情報システム	36,625,845			211,366	5,284,148		22.9
	地図管理業務	1,496,097			35,630	890,745		29.0
法務 华自	<u>検察業務</u> 矯正施設被収容者生活維持関連 業務	1,123,423			20,911	522,775		3.3
	矯正施設被収容者処遇関連情報 の管理業務	42,444	98,372	22,601	3,616	90,406	113,007	80.2
	更生保護情報管理業務	270,106	9,625	44,509	1,708	42,700	87,209	31.1
	通信機能強化システム	2,654,354			14,134	353,350		32.0
	ホストコンピュータシステム	524,000			193	4,825	335,825	63.2
	在外経理システム 領事業務	98,513 2,828,613			8,338 723	208,450 18,075	219,225 570.983	11.7 20.0
	外郵輸入事務電算処理システム		-	-	-	-	-	-
財務本省	財政融資資金関連業務	898,891	40,750	298,456	1,630	40,750	339,206	36.0
	共同利用電算機	85,063	14,150		193	4,813	48,263	48.6
国税庁	国税関係業務	67,105,999			130,545	3,263,625		17.6
文部科学本省	<u> 本省情報基盤システム</u> 監督・安全衛生業務	147,000 5,126,353			313 6,754	7,825 168,856	102,587 2,110,536	61.9 37.3
	<u> </u>	5,324,757			33,531	838,275		65.9
	労働保険適用徴収業務	5,043,097			17,203	430,075		30.1
	厚生労働行政総合情報システム	845,313	23,250	508,068	190	4,750	512,818	59.0
厚生労働本省	原爆死没者追悼平和祈念館運営 業務	126,192	·	41,112		1,750	42,862	31.8
	雇用均等業務	122,180	6,543	15,818	154	3,860	19,678	15.2
	職業安定行政関係業務(雇用保 険業務、職業紹介業務、職業安 定行政システム)	35,877,303	4,982,725	10,195,640	77,082	1,927,050	12,122,690	29.6
社会保険庁	社会保険業務	85,000,000	178,000,550	30,000,000	1,552,000	38,800,000	68,800,000	26.1
農林水産本省	総合食料局(旧食糧庁)における情報管理システム	1,550,570	439,000	532,059	6,578	164,450	696,509	35.0
	農林水産省共同利用電子計算機 システム	1,966,185	25,503,125	532,555	242,875	6,071,875	6,604,430	24.0
	生鮮食料品流通情報データ通信 システム	378,057	115,625	180,251	2,000	50,000	· ·	46.6
林野庁	国有林野事業関係業務	1,268,983	79,725	726,188	1,413	35,325	761,513	56.4
経済産業本省		234,469	86,375	66,858	827	20,675	87,533	27.2
特許庁	<u> セーフティネットと産業再生</u> 特許庁業務・システム	24,721,387	11,626,175	9,635,523	6,897	172.425	9,807,948	26.9
国土交通本省	日前ル業務・システム 自動車登録検査業務電子情報処 理システム(MOTAS)	3,192,408	, ,			,	.,,	
	汎用電子計算機システム	253,658	800	228,658	3	75	228,733	89.8
	共用電子計算機システム(つく ば地区旭庁舎)	140,000						28.5
気象庁 合計	気象資料総合処理システム	2,972,294 421,638,536	0 511,324,324	, -	0 5,438,871	0 135,971,788	/ -	21.7 26.8

- 注(1)「業務処理経費(最適化前)」及び「業務削減額」は、業務処理時間及び業務削減時間に それぞれ1日25,000円を乗じることにより時間を金額に換算したものである。
- 注(2)「運用経費の削減額」とは、最適化前の単年度の運用経費から最適化後4年目の運用経費を差し引いた額である。
- 注(3) 「業務削減時間」とは、最適化前の単年度の業務処理時間から最適化後4年目の業務処理時間を差し引いた時間である。
- 注(4) 「-」は最適化効果算出票の事務連絡が出る前に最適化計画を策定していることなどにより最適化効果算出票を作成していないものである。
- 注(5)「人事・給与等業務」は、最適化効果算出票を作成していないが、最適化計画策定の際の 根拠資料により会計検査院が独自に数値を算出した。
- 注(6) 「官房5業務」は、最適化前の業務処理時間が一部把握不可能なものがあるため業務処理経費(最適化前)は計上していない。